

第3期

寝屋川市

子ども・子育て

支援事業計画



令和7年3月

始めに

近年、我が国においては、少子化が一層進展する中で、
当市では、これまで「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画
(第1期・第2期)」を策定し、「子どもの最善の利益」を基
本に、保護者の負担を軽減し、子育て世代の多様なニーズに
も柔軟に対応する政策を展開して、妊娠・出産期から子ども
が学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援する
ことにより、子どもたち一人ひとりが健やかに成長すること
ができる環境の整備に努めてまいりました。



義務教育においては、「考える力」をベースとして「生き抜く力」を養うことを目標に掲げた、寝屋川だから学べる「寝屋川教育」の確立を進めてきました。

また、市独自の「就学前教育・保育プログラム(ねやっ C0-エージェンシー・プログラム)」に基づく「エージェンシー型教育 ACT1 プラン」を策定し、対話を重視したエージェンシー型教育の実践により、小学校以降の「主体的・対話的で深い学び」につながる考える力の基礎を培う、質の高い就学前教育環境の整備に取り組んでいます。こうした0歳から15歳までの15年一貫教育により、自分で考え判断できる、自立した人間への成長を支え、全ての子どもたちが、これからの変化の大きな時代を生き抜き、個人と社会のウェルビーイングを実現できることを目指しています。

本計画では、これら「寝屋川水準の政策」を一層充実させて、当市で子どもを産み、育てたいと感じていただける環境づくりを進めてまいりますので、皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、計画策定に当たりまして、貴重な御意見をいただきました寝屋川市子ども・子育て会議委員の皆様方並びに、子育て支援に関するニーズ調査に御協力いただきました多くの市民の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

寝屋川市長 広瀬 慶輔

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る国の基本指針	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
5 計画策定体制と経過	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	5
1 社会的な状況	5
2 教育・保育等の状況	15
3 子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査の結果	18
4 「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況	28
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本的な視点	35
3 基本方針	36
第4章 施策の展開	38
1 施策体系	38
2 基本方針における具体的施策	40
基本方針1 妊娠期から切れ目なく子育てを支える	40
基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	47
基本方針3 地域で子育てを支える	59
基本方針4 支援が必要な家庭を支える	67
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	80
1 教育・保育提供区域の設定	80
2 計画期間の人口推計	81
3 量の見込み算出の考え方	82
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	85
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	94
第6章 計画の推進	122
1 市民及び関係機関等との連携	122
2 計画の進行管理	122

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもを産み育てやすい社会の形成に向けて、国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年には、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

その一方で、わが国における少子化は深刻化しており、令和5年の出生数、合計特殊出生率はいずれも過去最低となっています。また、核家族や共働き世帯の増加、地域社会の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のなか、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を発足するとともに、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

また、こども基本法に基づき、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されるなど、第2期子ども・子育て支援事業計画期間中に、子どもの視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な施策が進められています。

年度 国・市の取組	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
次世代育成 支援対策	次世代育成支援対策推進法改正・延長(令和6年の改正により、令和17年3月31日までに再延長)											
	本市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進											
子ども・子育て 支援制度	子ども・子育て支援法等・児童福祉法等の改正など(令和6年に一部改正)											
	第1期		第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				
保育所 待機児童対策	子育て安心プラン			新子育て安心プラン								
	待機児童ZEROプラン R					待機児童ZEROプラン R6						
放課後 児童クラブ 待機児童対策	新・放課後子ども総合プラン											
							放課後児童対策パッケージ					
仕事と家庭の 両立	働き方改革関連法施行											
	育児・介護休業法改正											

2 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る国の基本指針

国では、こども基本法に基づき「こども大綱」が策定されました。こども大綱は、こども政策を総合的に推進するために基本的な方針、重要事項を定めるものです。

こども大綱においては、基本的な方針として以下の6本の柱を定めています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、国では基本指針の改正が行われました。主な内容は以下の通りです。

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の基準を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

6. その他所要の改正

→その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

資料：こども家庭庁「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」

本市では、こうした国の動向を踏まえた上で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備することを目的に第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

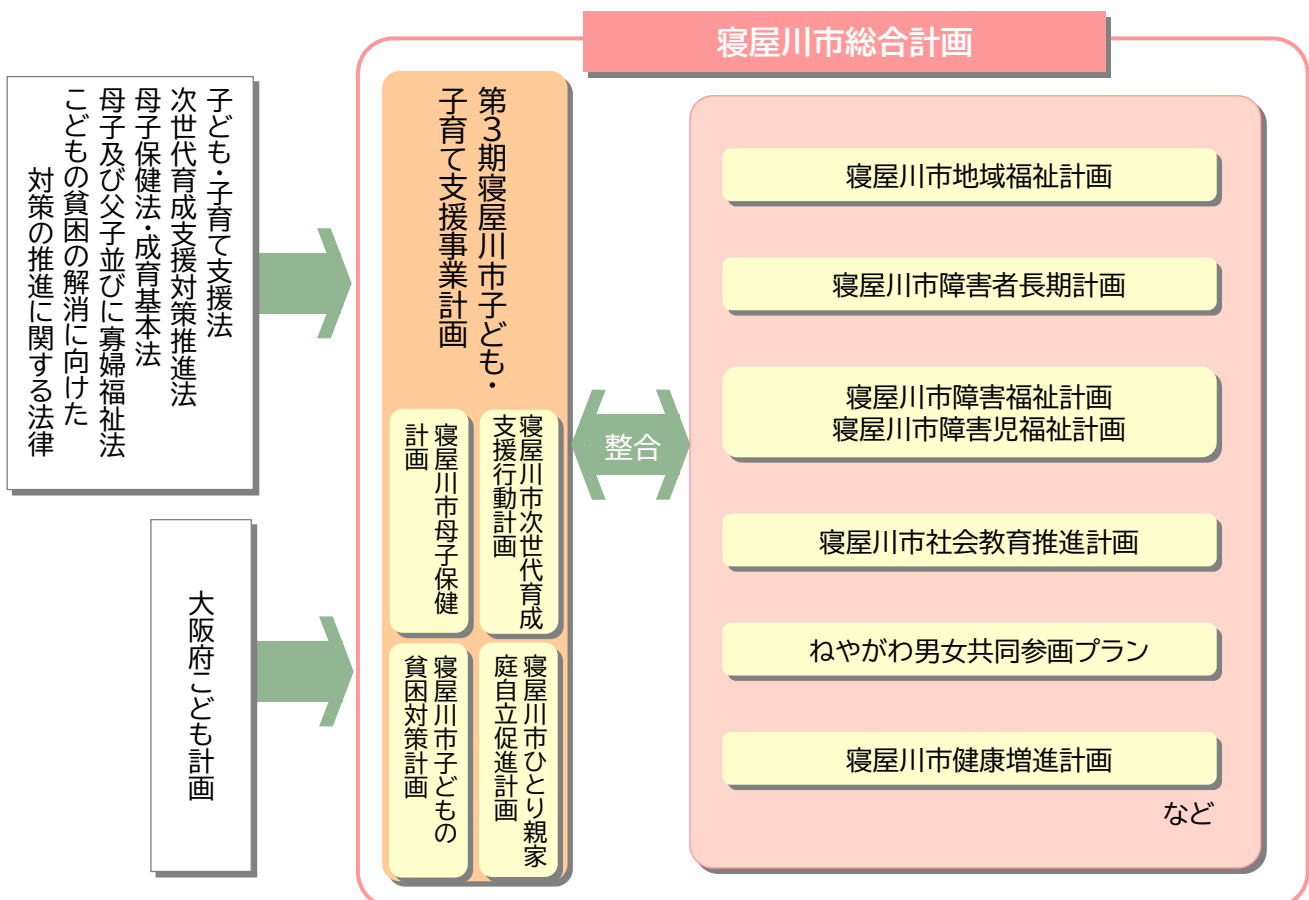
3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、事業者等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。第2期計画期間の終了に伴い、社会状況の変化や国、大阪府の動向を踏まえて、第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「寝屋川市次世代育成支援行動計画」の取組を包含して、子どもと子育てに関する施策を体系化するとともに、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市ひとり親家庭自立促進計画」、「寝屋川市子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。

また、子どもと子育て家庭を取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、本計画は、「寝屋川市総合計画」を上位計画とし、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画・寝屋川市障害児福祉計画」、「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図って策定します。

【 計画の位置づけ 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画と実績に大きな差異等が生じた場合は、計画期間の中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

5 計画策定体制と経過

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の市民のニーズを的確に反映した計画とするため、小学校就学前子ども及び小学校1年生から3年生がいる世帯を対象とした「第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査」のほか、「妊産婦アンケート調査」を実施して、子育て中の保護者や妊産婦から、子どもと子育てについての意識や実態についての把握を行いました。

また、市内で活動する子育て支援団体等にヒアリング調査を行い、子育てを支援する側からみた、子育て家庭の状況や必要とされている支援について、意見を頂きました。

（2）「寝屋川市子ども・子育て会議」の設置

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、公募市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人等で構成する「寝屋川市子ども・子育て会議」を設置し、子ども及び子育て家庭への支援について、多角的に議論して頂きました。

（3）庁内の策定体制

本計画の推進にかかわる関係各課による連絡調整会議を開催して、量の見込みと確保方策、具体的施策の推進について、検討・調整を行いました。

（4）パブリック・コメント手続の実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見募集を行う、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 社会的な状況

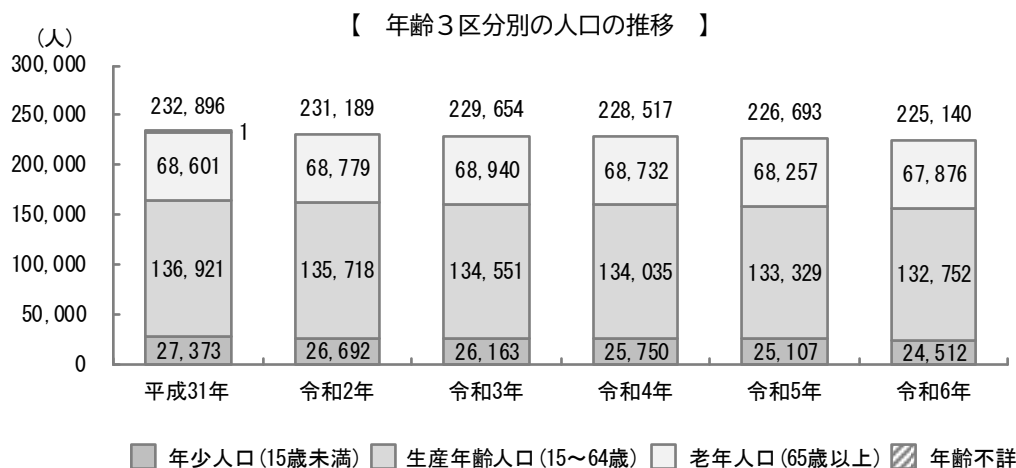
(1) 少子化の進行

ア 人口の推移

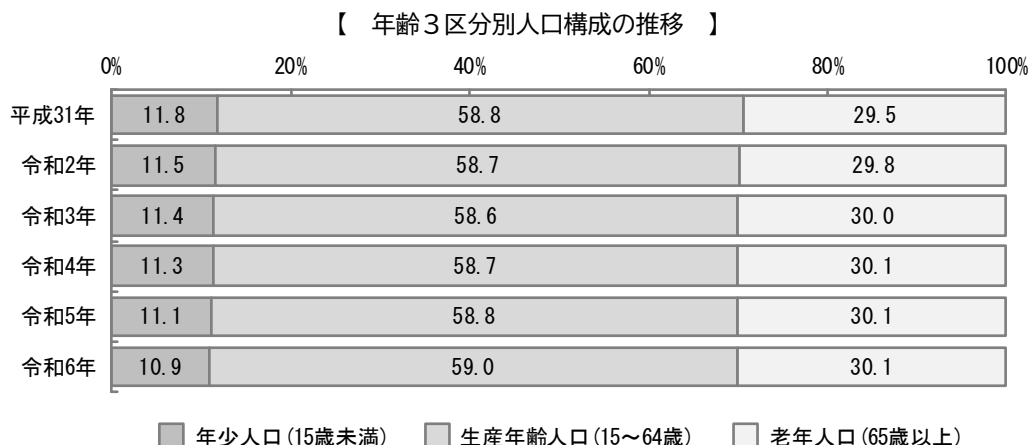
(ア) 市全体の推移

本市の人口の推移をみると、平成31年の232,896人以降ゆるやかな減少傾向がみられ、令和6年には225,140人となっています。

年齢3区分でみると、年少人口（15歳未満）は減少しており、令和6年には24,512人となっています。増加が続いていた老年人口（65歳以上）は令和3年の68,940人をピークに、その後は減少に転じています。年齢3区分別人口構成の推移でみると、年少人口（15歳未満）の割合は平成31年では全体の11.8%でしたが、令和6年には10.9%と減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は令和3年に30.0%に達し、その後は横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

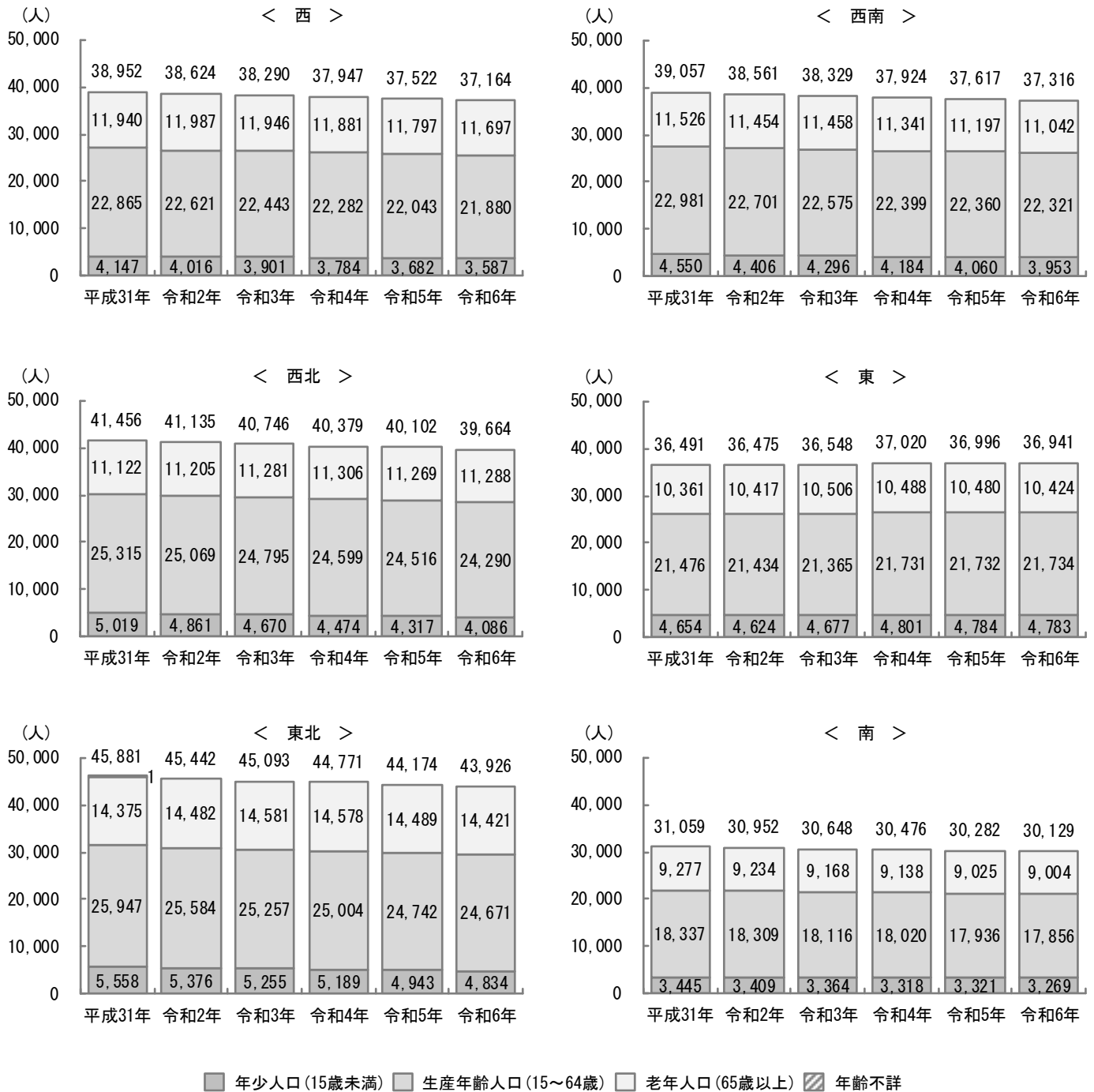


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(イ) コミセンエリア別の推移

コミセンエリア別にみると、西エリア、西南エリア、西北エリア、東北エリアはいずれも年少人口（15歳未満）が平成31年に比べて500人以上減少しています。特に西北エリアの減少幅は933人と大きくなっています。南エリアも年少人口（15歳未満）は減少していますが、減少幅は比較的小さくなっています。一方、東エリアの年少人口（15歳未満）は令和2年（4,624人）から令和4年（4,801人）にかけて大きく増加しました。

【 コミセンエリア別にみた年齢3区分別の人口の推移 】

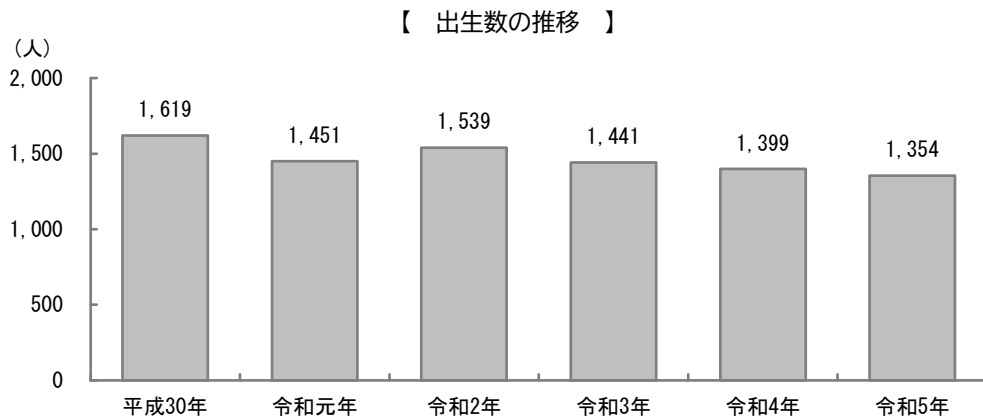


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

イ 出生の動向

(ア) 出生数の推移

本市の出生数は、平成30年以降減少傾向にあり、令和5年は平成30年より265人少ない1,354人となっています。

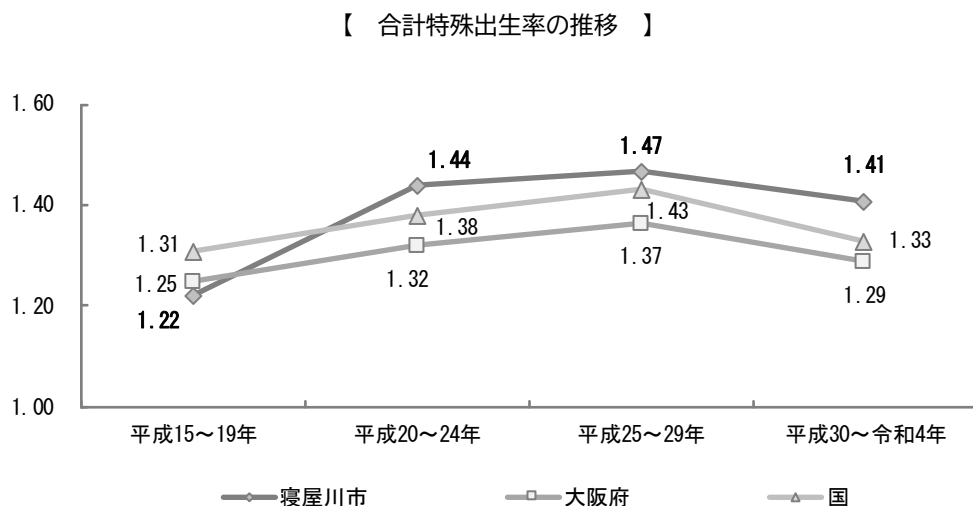


資料：寝屋川市統計書

(イ) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数）をみると、平成25～29年には1.47まで上昇したものの、平成30～令和4年には1.41とやや減少しています。

また、大阪府及び国（全国平均）と比較すると、平成15～19年には大阪府、国より下回っていましたが、平成20～24年以降は、本市が大阪府、国を上回っています。



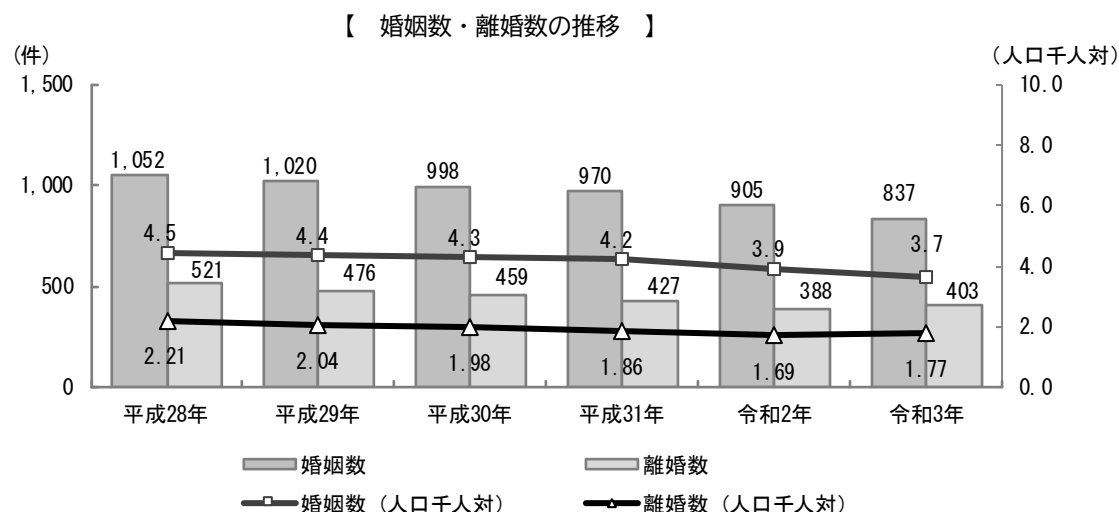
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

ウ 婚姻・離婚の動向

(ア) 婚姻数・離婚数の推移

本市の婚姻数は減少が続き、平成30年には1,000件を下回りました。令和3年の婚姻数は837件と、平成28年と比べて215件少なくなっています。

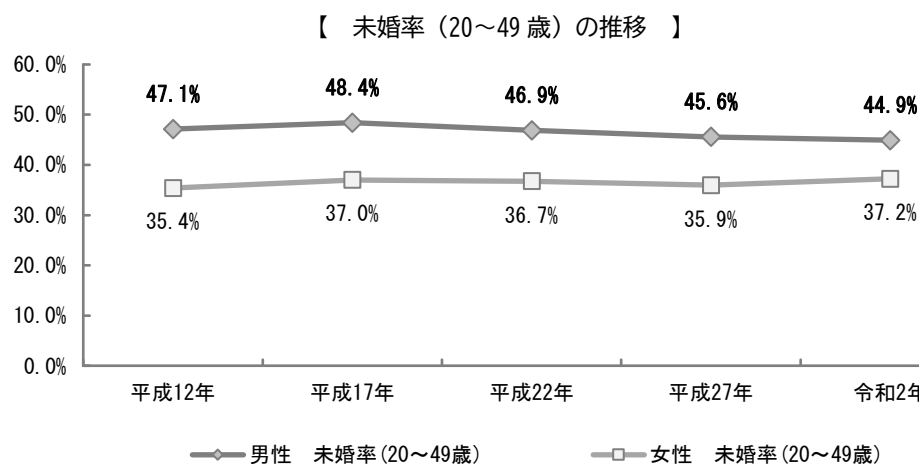
離婚数は減少傾向が続いていましたが、令和3年は403件と前年より件数が多くなっています。



資料：人口動態統計

(イ) 未婚率（20～49歳）の推移

本市の未婚率（20～49歳）の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、男性は5割弱、女性では4割弱で推移しています。



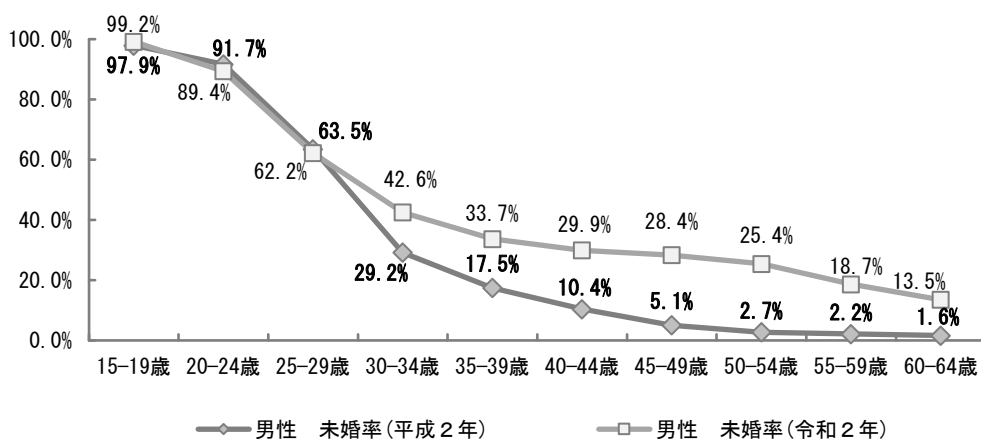
資料：国勢調査

(ウ) 年齢別未婚率（平成2年・令和2年）

本市の平成2年、令和2年の年齢別未婚率（15～64歳）をみると、男性では30歳代以上で平成2年と令和2年の差が大きくなっており、特に45～54歳の未婚率が上昇しています。

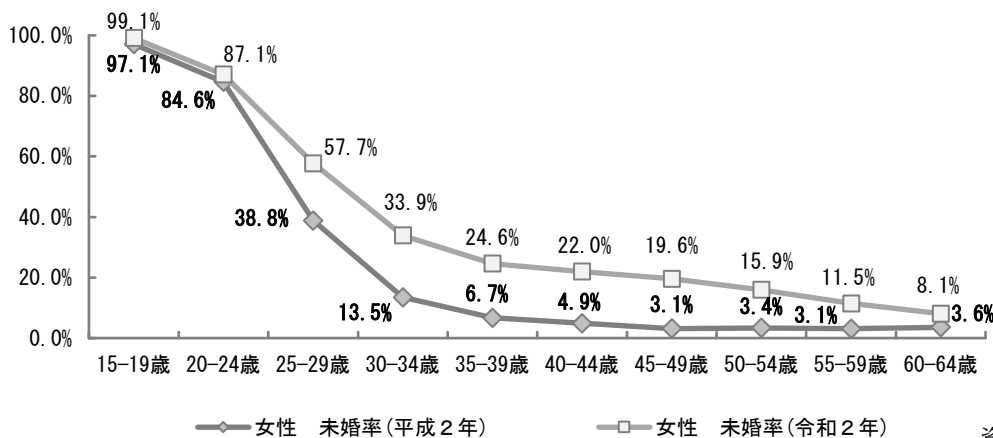
女性では、25歳以上で平成2年と令和2年の差が大きくなっており、特に30～34歳の未婚率が上昇しています。

【 男性 年齢別未婚率の推移（平成2年・令和2年） 】



資料：国勢調査

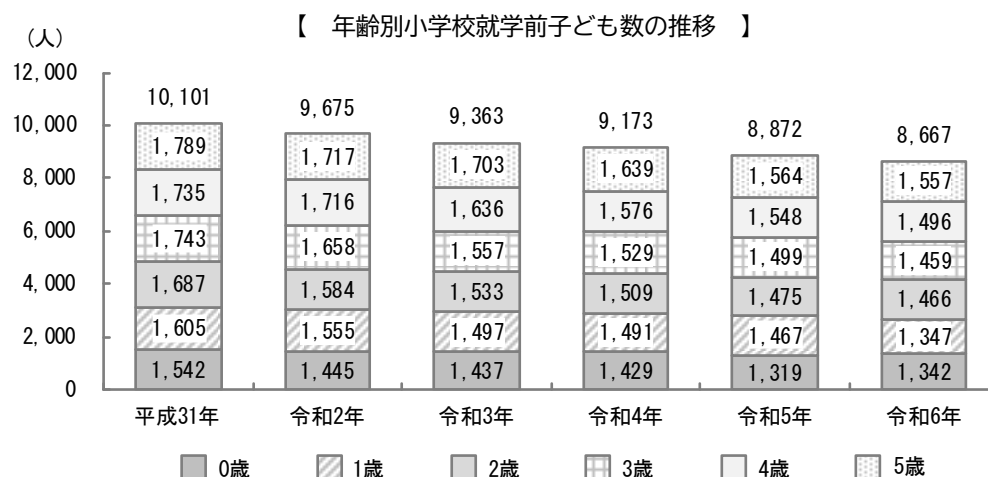
【 女性 年齢別未婚率の推移（平成2年・令和2年） 】



資料：国勢調査

エ 年齢別小学校就学前子ども数の推移

本市の年齢別小学校就学前子ども数の推移をみると、平成 31 年の 10,101 人が令和 6 年には 8,667 人と、1,434 人の減少となっています。年齢別にみると、いずれの年齢も平成 31 年と比べて 200 人以上減少しています。



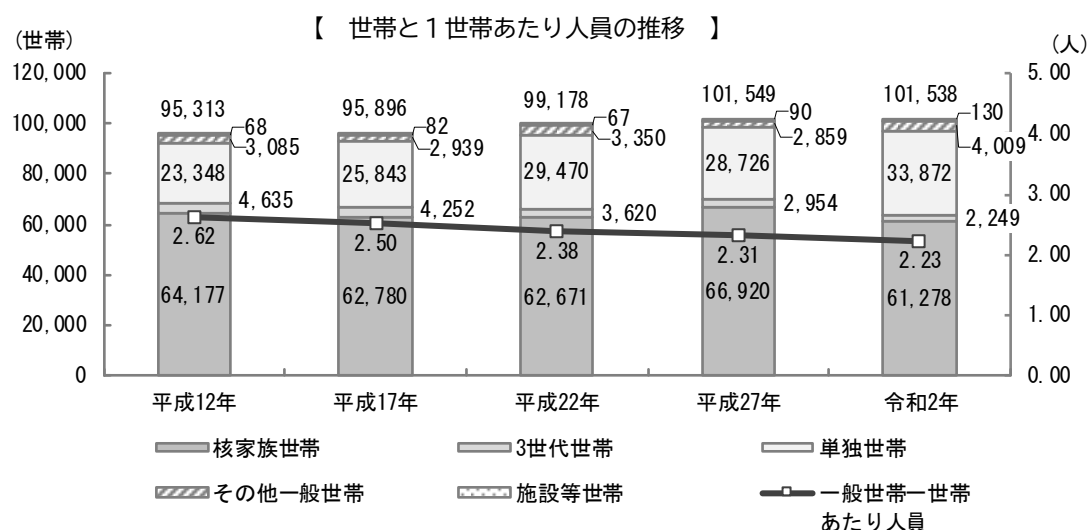
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

（2）世帯の動向

ア 世帯と 1 世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は、平成 12 年の 95,313 世帯が平成 27 年には 101,549 世帯と増加が続いていましたが、令和 2 年は 101,538 世帯と平成 27 年よりやや減少しています。内訳をみると、単独世帯は増加傾向が続き、令和 2 年では 3 世帯に 1 世帯は単独世帯となっています。3 世代世帯については平成 12 年以降一貫して減少傾向が続き、令和 2 年には 2,249 世帯となっています。

また、1 世帯あたりの人数は一貫して減少しています。

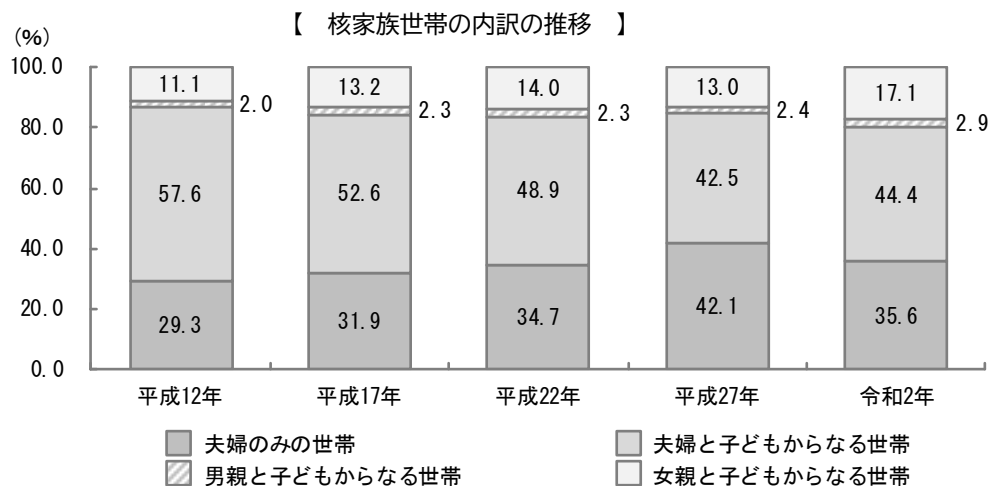


資料：国勢調査

※ 一般世帯一世帯あたり人員は、施設等の世帯を除く一般世帯における 1 世帯あたりの人員です。

イ 核家族世帯の内訳の推移

本市の核家族世帯の内訳の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて夫婦のみの世帯の割合が増加していましたが、令和2年は平成27年よりも「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が増加しています。

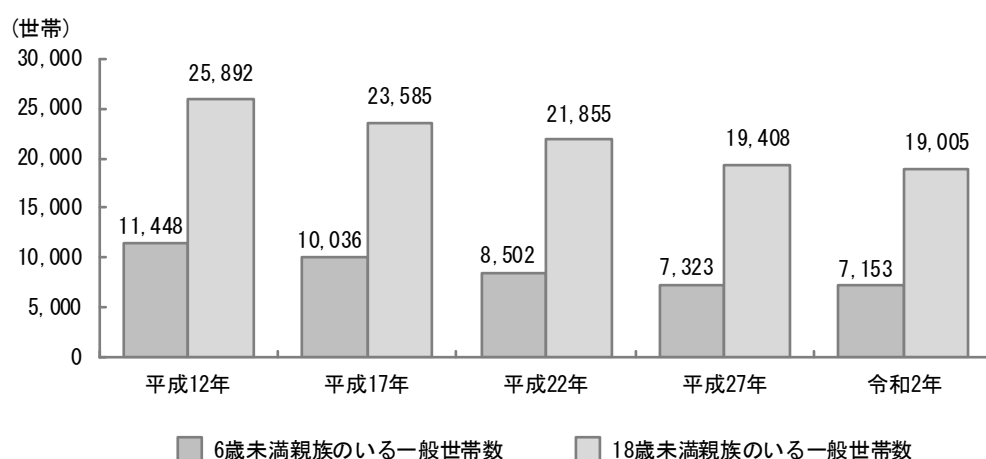


資料：国勢調査

ウ 子どものいる世帯の推移

本市の子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満親族のいる一般世帯数、18歳未満親族のいる一般世帯数ともに減少傾向が続き、令和2年には18歳未満親族のいる一般世帯が19,005世帯、うち6歳未満親族のいる一般世帯が7,153世帯となっています。

【 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の推移 】

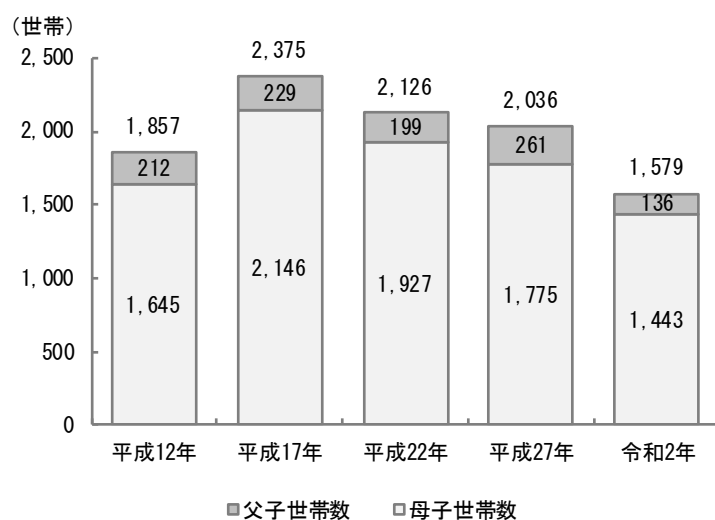


資料：国勢調査

エ ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成 17 年をピークに減少して令和 2 年には 1,579 世帯となっています。内訳をみると母子世帯は平成 17 年の 2,146 世帯が令和 2 年には 1,443 世帯と 703 世帯減少しています。父子世帯は令和 2 年には 136 世帯と平成 12 年以降最も少なくなっています。

【 母子世帯・父子世帯の推移 】



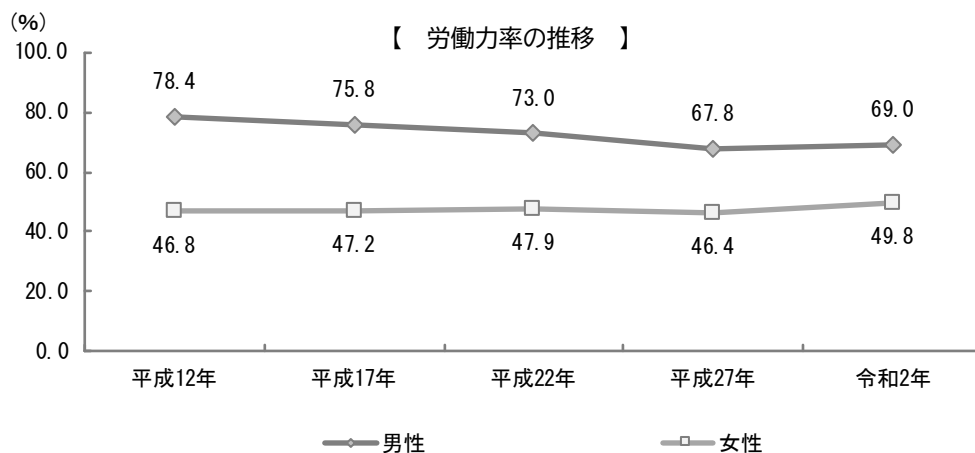
資料：国勢調査

(3) 働く女性の状況

ア 労働力率の推移

(ア) 労働力率の推移

本市の労働力率の推移をみると、平成 27 年までは男性の労働力率は減少傾向、女性の労働力率は横ばい傾向となっていました。令和 2 年は男女とも平成 27 年より労働力率が増加しています。

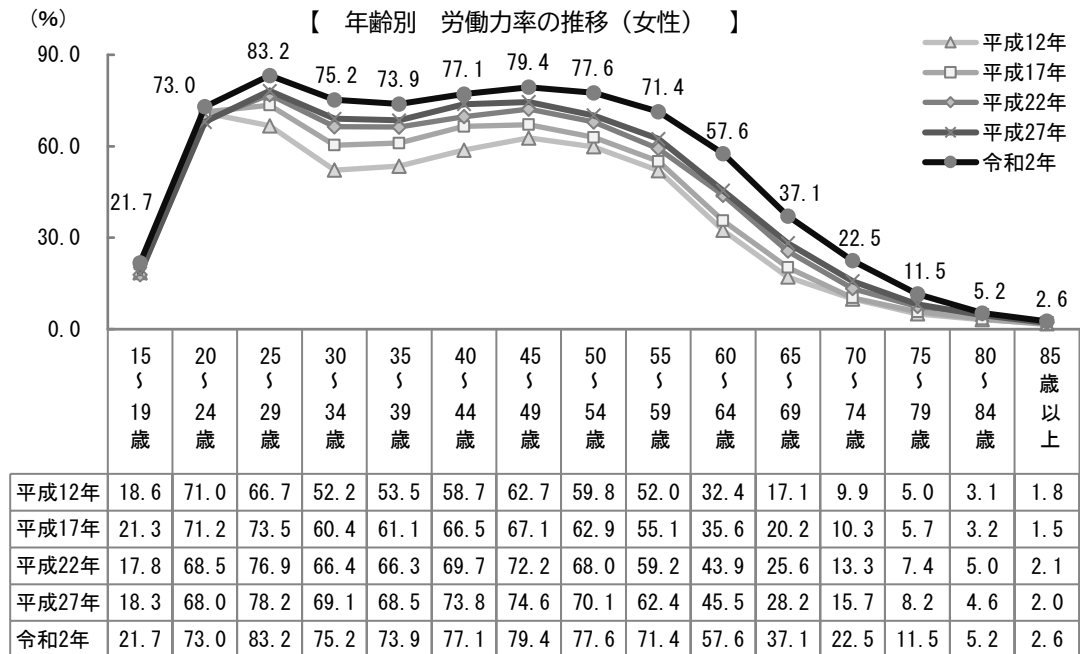


資料：国勢調査

※ 労働力率は、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

(イ) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移を年齢別にみると、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳の労働力率は、平成 12 年には 50% 台でしたが、令和 2 年には 70% を超えています。また、55～59 歳、60～64 歳、65～69 歳の労働力率も平成 12 年に比べて大きく上昇しています。

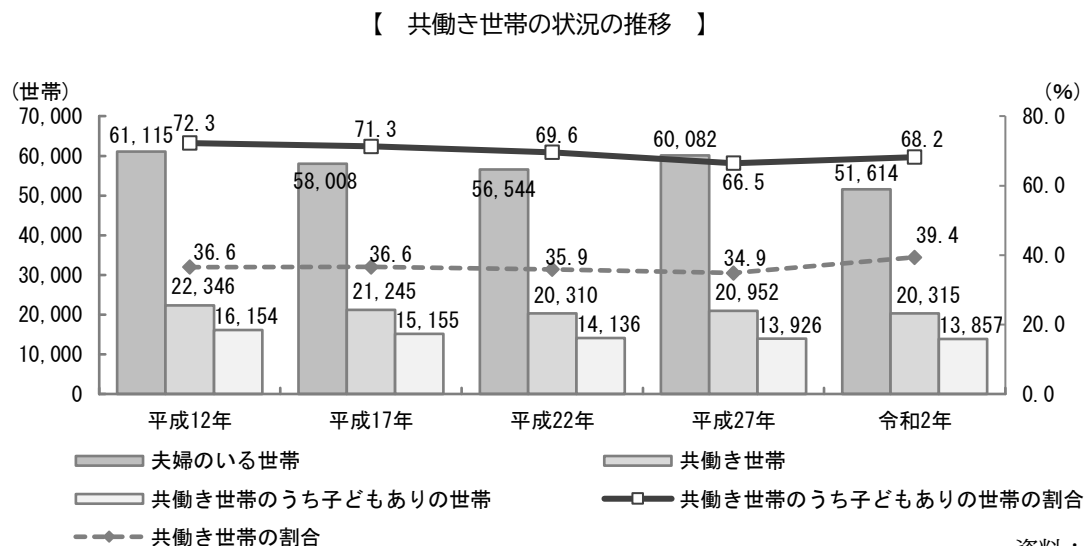


資料：国勢調査

※ 労働力率は、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

イ 共働き世帯の状況の推移

本市の共働き世帯の状況の推移をみると、平成 12 年の 22,346 世帯以降減少し、令和 2 年には 20,315 世帯となっています。ただし、夫婦のいる世帯数も減少していることから割合は 36.6% から 39.4% に上昇しています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も減少が続いていましたが、令和 2 年には 68.2%（13,857 世帯）と、平成 27 年よりも割合が高くなっています。



資料：国勢調査

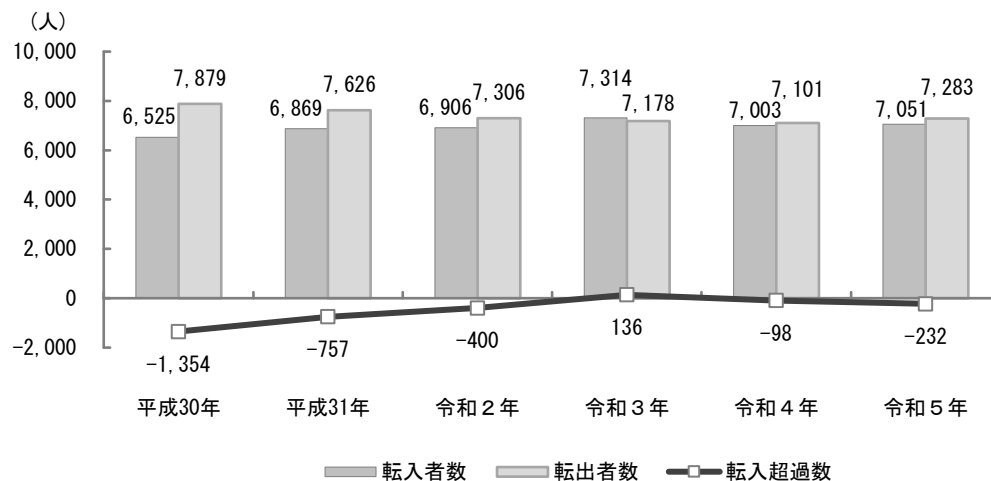
(4) 転入・転出の状況

ア 転入・転出者数の推移

(ア) 転入・転出者数の推移

本市の転入・転出者数の推移をみると、平成30年から令和3年にかけては、転入者数が増加しており、令和3年には転入超過となっています。令和3年以降は転入者数7,000人程度で推移しています。

【 転入・転出者数の推移 】

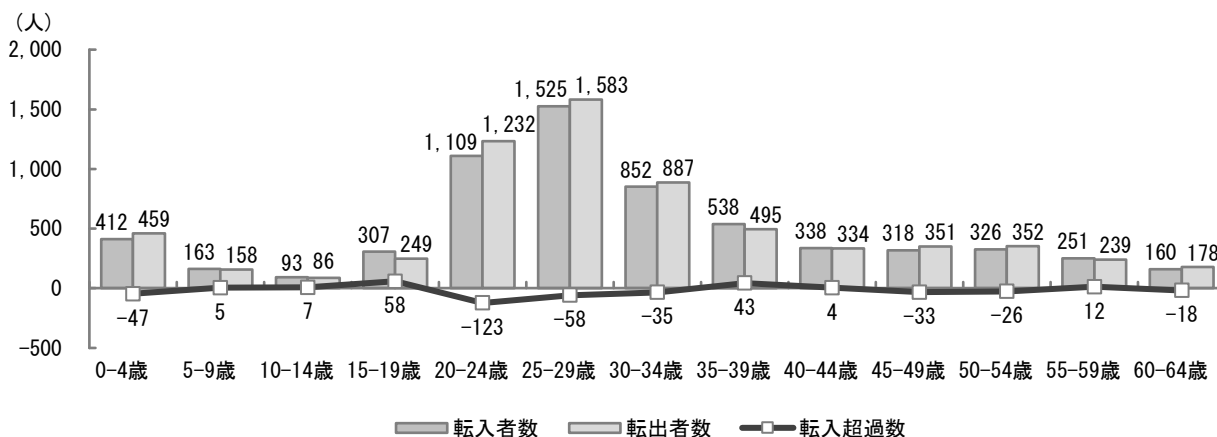


資料：住民基本台帳人口移動報告

(イ) 年齢別転入・転出者数

本市の年齢別（64歳以下）転入・転出者数（令和5年）をみると、転入者数、転出者数ともに20歳代が最も多くなっています。

【 年齢別転入・転出者数の推移（令和5年） 】



資料：住民基本台帳人口移動報告

2 教育・保育等の状況

(1) 教育・保育施設の状況

ア 小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移

小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移をみると、令和6年度の小学校就学前子ども数のうち幼稚園・保育施設の在籍者数の割合は70.6%で、令和元年度の在籍者数の割合67.4%と比べると3.2ポイント高くなっています。

【 小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校就学前子ども数(人)	10,101	9,675	9,363	9,173	8,872	8,667
幼稚園・保育施設(人)在籍者数	6,811	6,566	6,456	6,271	6,152	6,116
在籍割合(%)	67.4	67.9	69.0	68.4	69.3	70.6

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、保育課（保育施設 各年4月1日現在）・学務課（幼稚園 各年5月1日現在）

※ 保育施設とは、保育所、認定こども園（保育所部分）、事業所内保育事業所（地域枠）のことになります。

※ 幼稚園・保育施設の在籍者数には、市外幼稚園・市外保育施設を利用する市内在住児童を含み、市内保育施設を利用する市外在住児童を含んでいません。

イ 幼稚園等の状況（認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】を含む）

(ア) 幼稚園等の定員数と在籍者数の推移

幼稚園等の定員数と在籍者数の推移をみると、幼稚園等の在籍割合は令和6年度には59.4%と、令和元年度の77.5%と比べて18.1ポイント低くなっています。

【 幼稚園等の定員数と在籍者数の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数(人)	3,011	3,018	3,017	3,007	2,825	2,839
幼稚園等在籍者数(人)	2,333	2,165	2,021	1,880	1,798	1,686
在籍割合(%)	77.5	71.7	67.0	62.5	63.6	59.4

資料：保育課・学務課（各年5月1日現在）

※ 幼稚園等在籍者数には、市外幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する市内在住児童を含み、市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する市外在住児童を含んでいません。

(イ) 学年別幼稚園の在籍割合の推移

学年別幼稚園の在籍割合の推移をみると、3歳児、4歳児、5歳児の在籍割合は、ほとんど変化していません。令和6年度では3歳児は27.3%、4歳児は36.6%、5歳児は36.1%となっています。

【 学年別幼稚園の在籍割合の推移 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児(%)	23.7	28.4	26.7	28.0	31.7	27.3
4歳児(%)	38.4	34.2	35.9	33.0	32.6	36.6
5歳児(%)	37.9	37.4	37.4	39.0	35.7	36.1

資料：保育課・学務課（各年5月1日現在）

ウ 保育施設の状況

(ア) 保育施設の利用定員数と在籍者数の推移

保育施設の利用定員数と在籍者数の推移をみると、利用定員数はほぼ横ばいで推移する一方、在籍者数は令和元年度の 4,448 人が令和 6 年度には 4,378 人とやや減少しており、在籍割合も令和元年度の 99.1%が令和 6 年度には 97.4%へと低下しています。

【 保育施設の利用定員数と在籍者数の推移 】

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用定員数（人）	4,490	4,485	4,485	4,495	4,509	4,495
保育施設在籍者数（人）	4,448	4,376	4,396	4,358	4,333	4,378
在籍割合（％）	99.1	97.6	98.0	97.0	96.1	97.4

資料：保育課（各年 4 月 1 日現在）

※ 在籍者数には、市外保育施設を利用する市内在住児童を含まず、市内保育施設を利用する市外在住児童を含んでいます。

(イ) 待機児童数の推移

待機児童数の推移をみると、過去 6 年間ににおいては 4 月時点、10 月時点ともに待機児童は発生していません。

【 待機児童数の推移 】

	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月	4 月	10 月
0 歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 歳児（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年各月 1 日現在）

※ 待機児童とは、保育の必要性の認定（2 号又は 3 号）を受け、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者のこと（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」から引用）

※ 特定の保育所等を希望し、待機している場合等は待機児童数に含みません。

（２）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

ア 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数の状況

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数は、学年が上がるにつれて減少しています。入会児童数の８割を１～３年生が占めています。

【 学年別入会児童数の状況（令和６年５月１日現在） 】

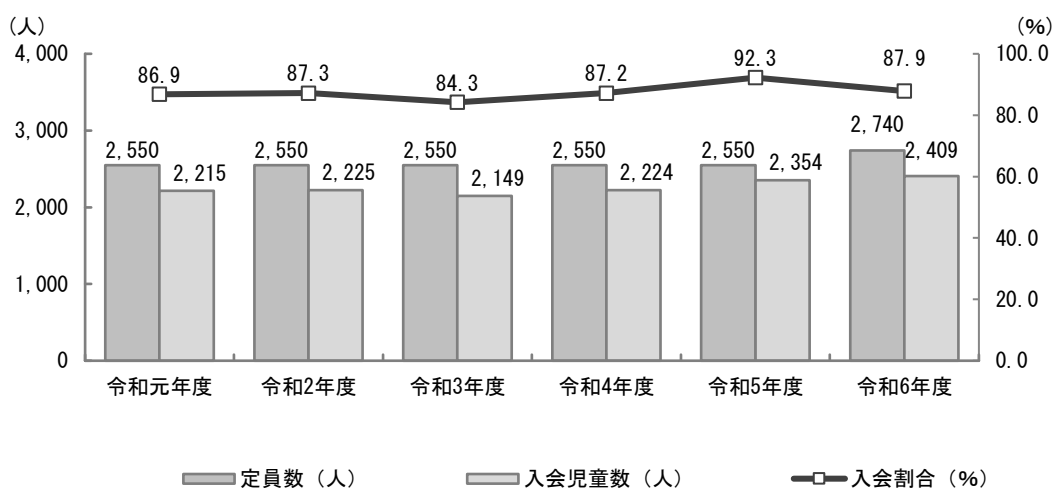
	１年生	２年生	３年生	１～３年生 合計	４～６年生 合計	入会児童数	定員数
合計（人）	768	620	499	1,887	522	2,409	2,740

資料：社会教育推進課

イ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の入会児童数の推移

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の入会児童数、入会割合は令和３年度以降増加傾向にありましたが、令和６年度は定員数が増加されたため入会児童数の増加は続いているものの、入会割合は87.9%に低下しています。

【 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の定員数と入会児童数の推移 】



資料：社会教育推進課（各年５月１日現在）

3 子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査の結果

計画の策定にあたり、子育て支援に関する市民の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の必要量の見込み、確保方策を検討するための基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。調査概要は以下の通りです。

(1) 調査の概要

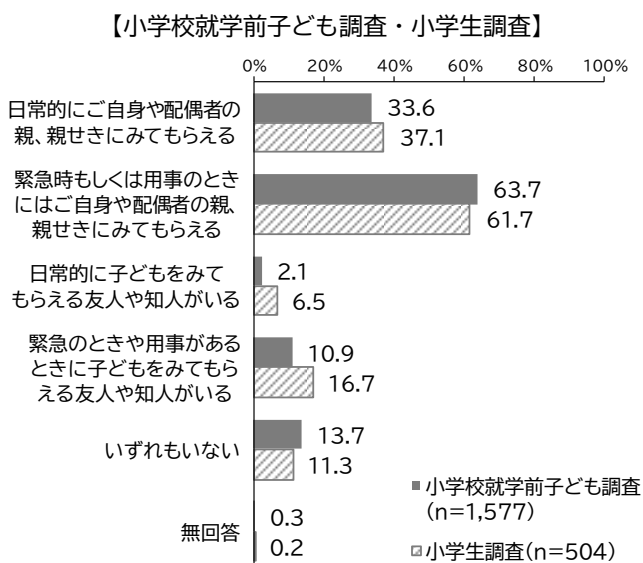
調査対象	(1) 市内在住の小学校就学前子どもがいる世帯 3,000 世帯 (2) 市内在住の就学児童（小学校1～3年生）がいる世帯 1,000 世帯 (コミュニティセンターエリア・年齢階層別に住民基本台帳から無作為抽出)
調査期間	令和6年1月22日から2月12日まで ※ 調査期間を2月29日まで延長
調査方法	郵送による配布・回収及びWeb調査

【回収率】

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学校就学前子どもがいる世帯	3,000 通	1,582 通	1,577 通	52.6%
就学児童がいる世帯	1,000 通	504 通	504 通	50.4%
合計	4,000 通	2,086 通	2,081 通	52.0%

(2) 子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

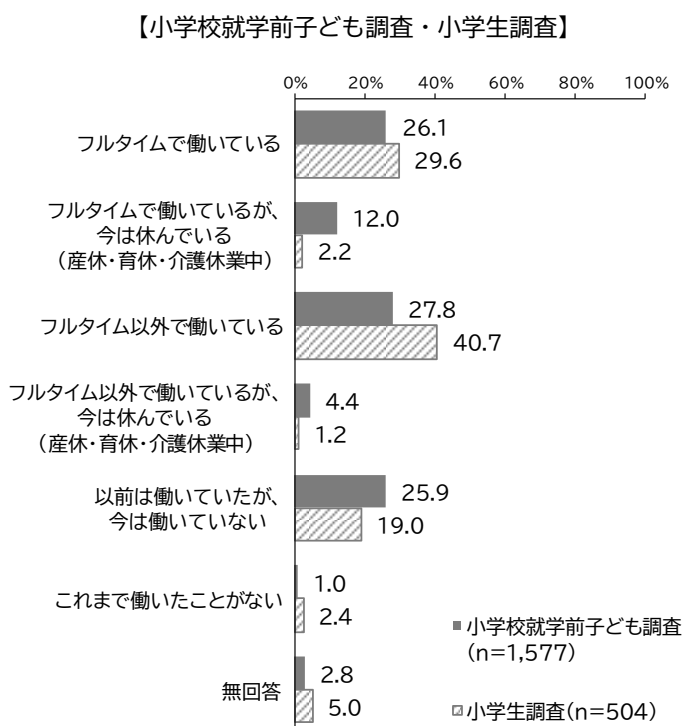
「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く（小学校就学前子ども 63.7%・小学生 61.7%）、次いで「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」（小学校就学前子ども 33.6%・小学生 37.1%）の順となっており、「いずれもない」と答えた人は小学校就学前子ども調査で 13.7%、小学生調査で 11.3%となっています。



(3) 母親の就労状況

小学校就学前子ども調査では、「フルタイム以外で働いている」の割合が 27.8%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が 26.1%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 25.9%となっています。

小学生調査では、「フルタイム以外で働いている」の割合が 40.7%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が 29.6%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 19.0%となっています。



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日に利用している教育・保育事業（複数回答）

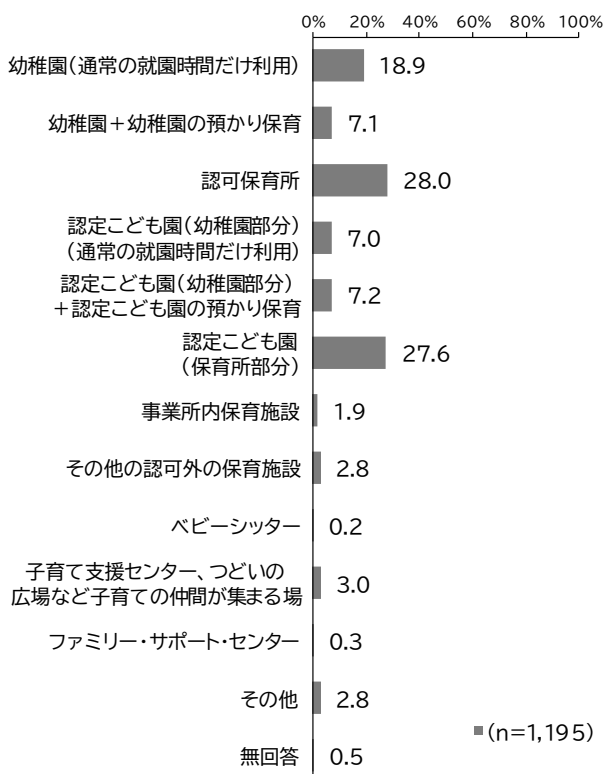
幼稚園や保育所等を定期的に利用している小学校就学前子どものうち、「認可保育所」の割合が28.0%と最も高く、次いで「認定こども園（保育所部分）」の割合が27.6%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が18.9%となっています。

イ 平日に利用したい教育・保育事業（複数回答）

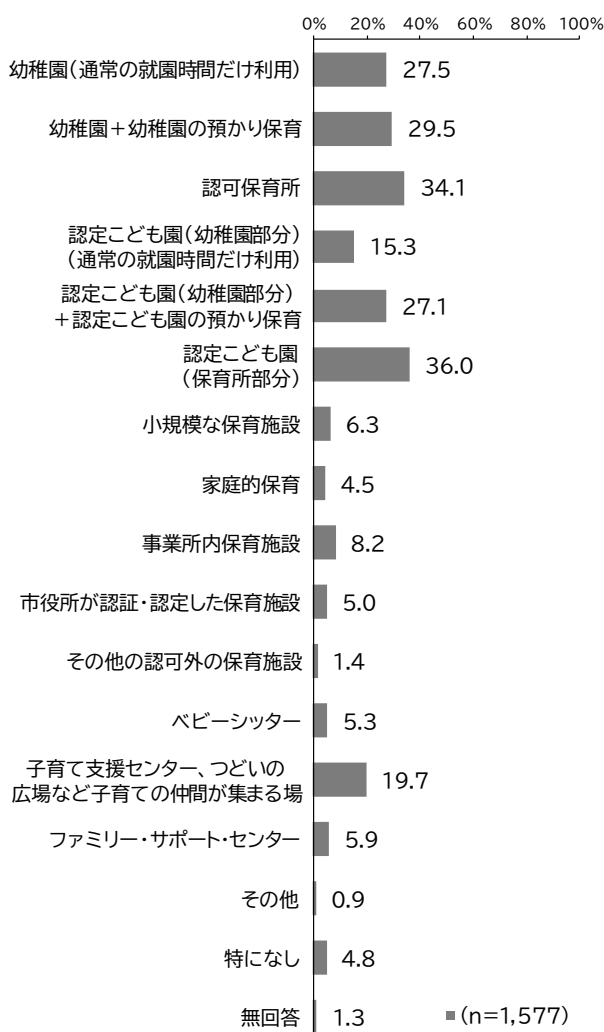
現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園（保育所部分）」の割合が36.0%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が34.1%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が29.5%となっています。

【小学校就学前子ども調査】

(ア)平日に利用している教育・保育事業



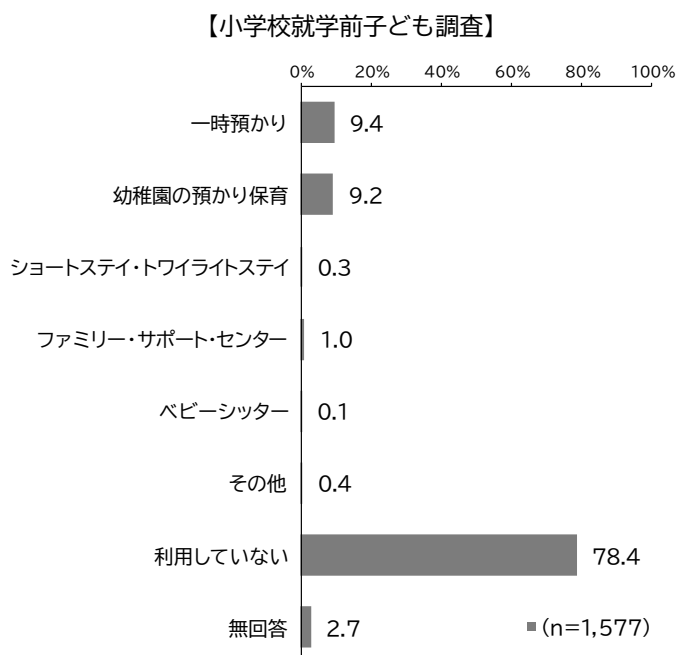
(イ)平日に利用したい教育・保育事業



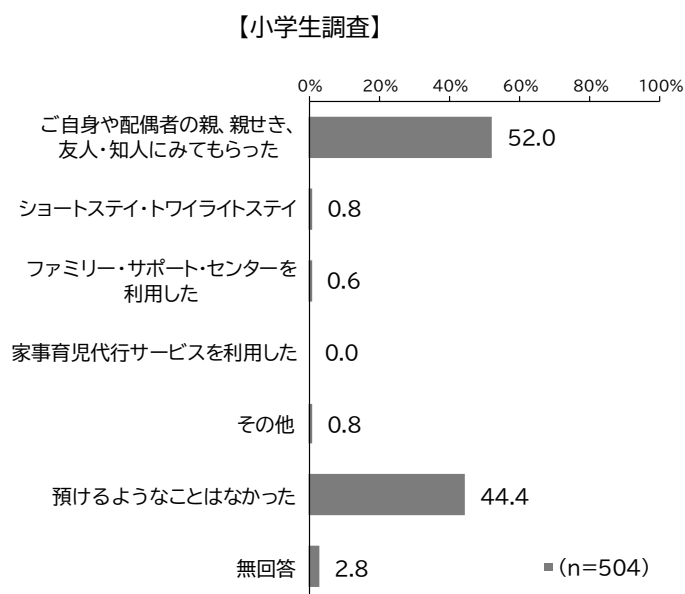
(5) 一時預かり事業等の利用状況について

ア 不定期な一時預かり事業等の利用状況（複数回答）

小学校就学前子ども調査で、日中の定期的な教育・保育以外に、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、「利用していない」の割合が78.4%と最も高く、次いで「一時預かり」の割合が9.4%、「幼稚園の預かり保育」の割合が9.2%となっています。



小学生調査で、私用、保護者の親の通院、不定期な就労等を理由に子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあるかについては、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が52.0%と最も高く、次いで「預けるようなことはなかった」の割合が44.4%となっています。



イ 直近の1年間に病気等で幼稚園や保育所の通常の事業が利用できなかったこと、小学校を休まなければならなかったことの有無（単数回答）とその主な対処方法（複数回答）

小学校就学前子どもの家庭で、1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等の通常の事業が利用できなかったことが「あった」割合は、84.2%となっています。

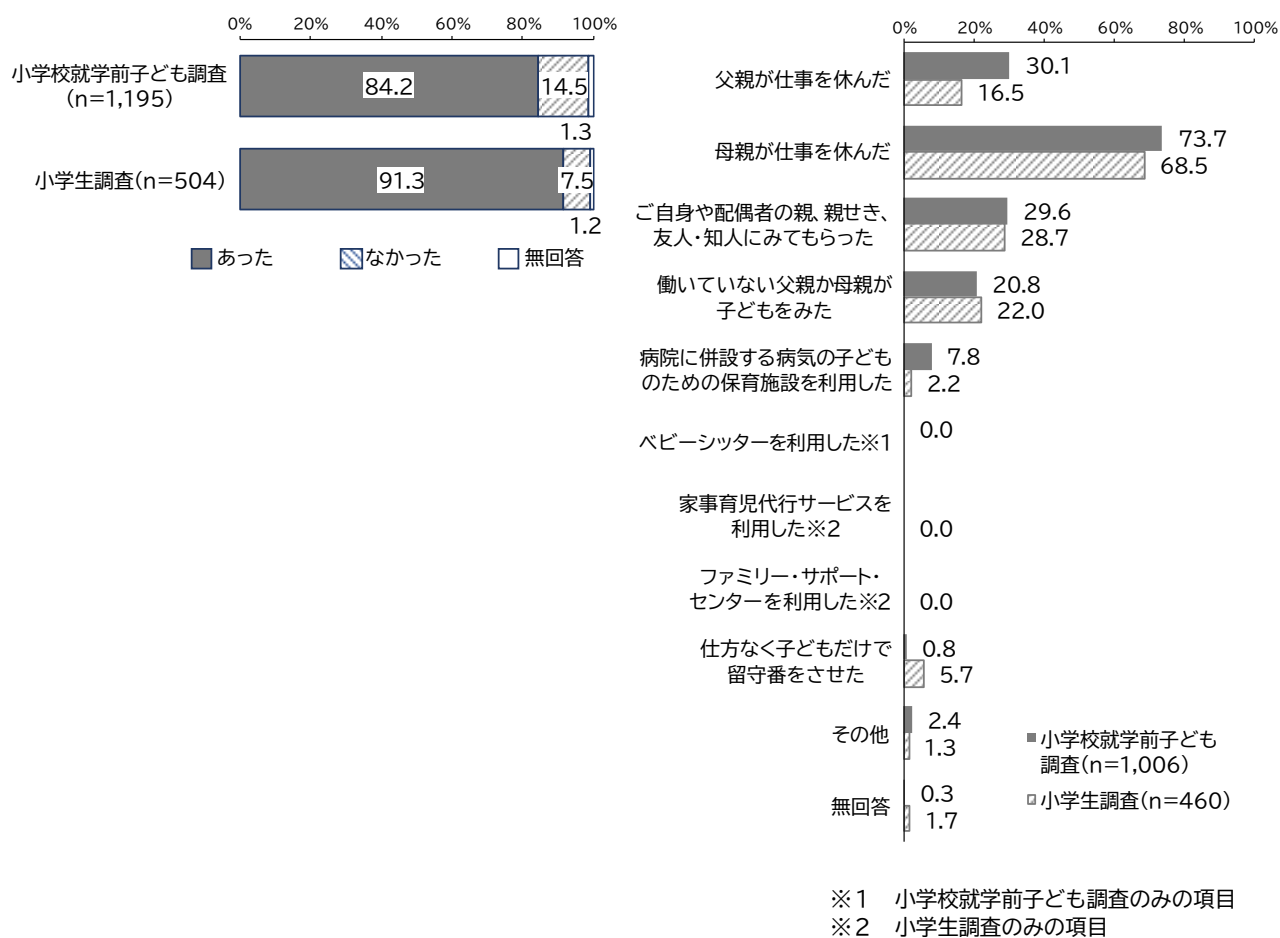
また、小学生の家庭で、小学校を休まなければならなかったことが「あった」割合は、91.3%となっています。

対処方法としては、小学校就学前子ども・小学生調査ともに、「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高くなっています（小学校就学前子ども 73.7%・小学生 68.5%）。

小学校就学前子ども調査では、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が 30.1%、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が 29.6%となっています。

小学生調査では、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が 28.7%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が 22.0%となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



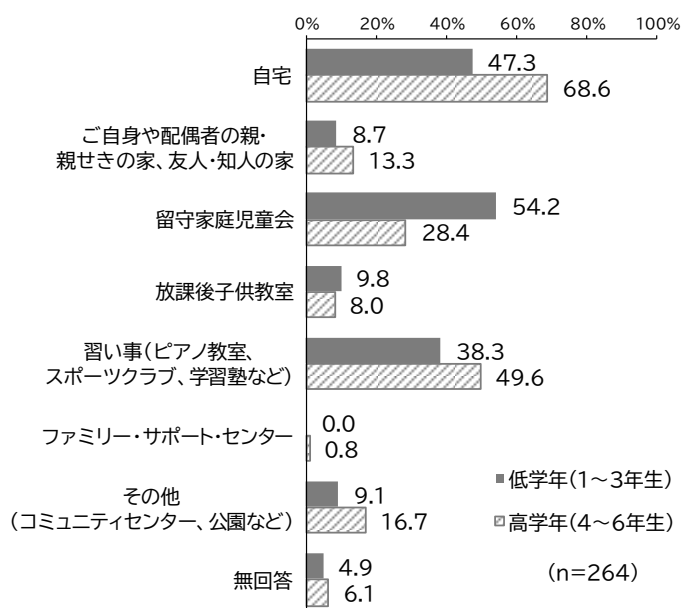
(6) 小学校就学後における放課後の過ごし方について

ア 保護者が希望する子どもが小学校に就学してからの放課後の過ごし方（複数回答）

5歳児の保護者が希望する小学校就学後における放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、低学年（1～3年生）の間は、「留守家庭児童会」の割合が54.2%と最も高く、次いで「自宅」の割合が47.3%、「習い事」の割合が38.3%となっています。

高学年（4～6年生）の間は、「自宅」の割合が68.6%と最も高く、次いで「習い事」の割合が49.6%、「留守家庭児童会」の割合が28.4%となっています。

【小学校就学前子ども調査（5歳児）】

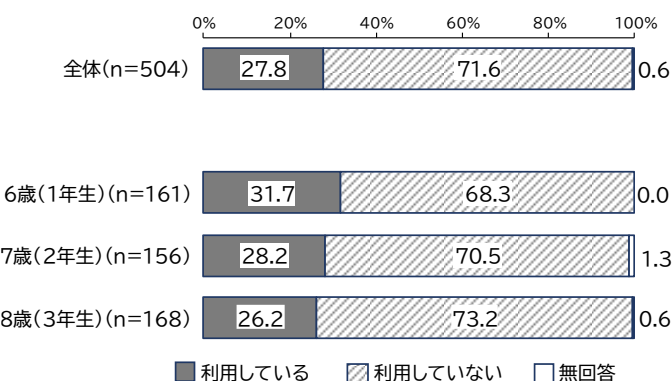


イ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の利用状況

小学生調査における留守家庭児童会の利用状況は、「利用している」の割合が27.8%、「利用していない」の割合が71.6%となっています。

子どもの年齢別にみると、6歳（1年生）、7歳（2年生）、8歳（3年生）のいずれも、「利用している」の割合は約3割となっています。

【小学生調査】



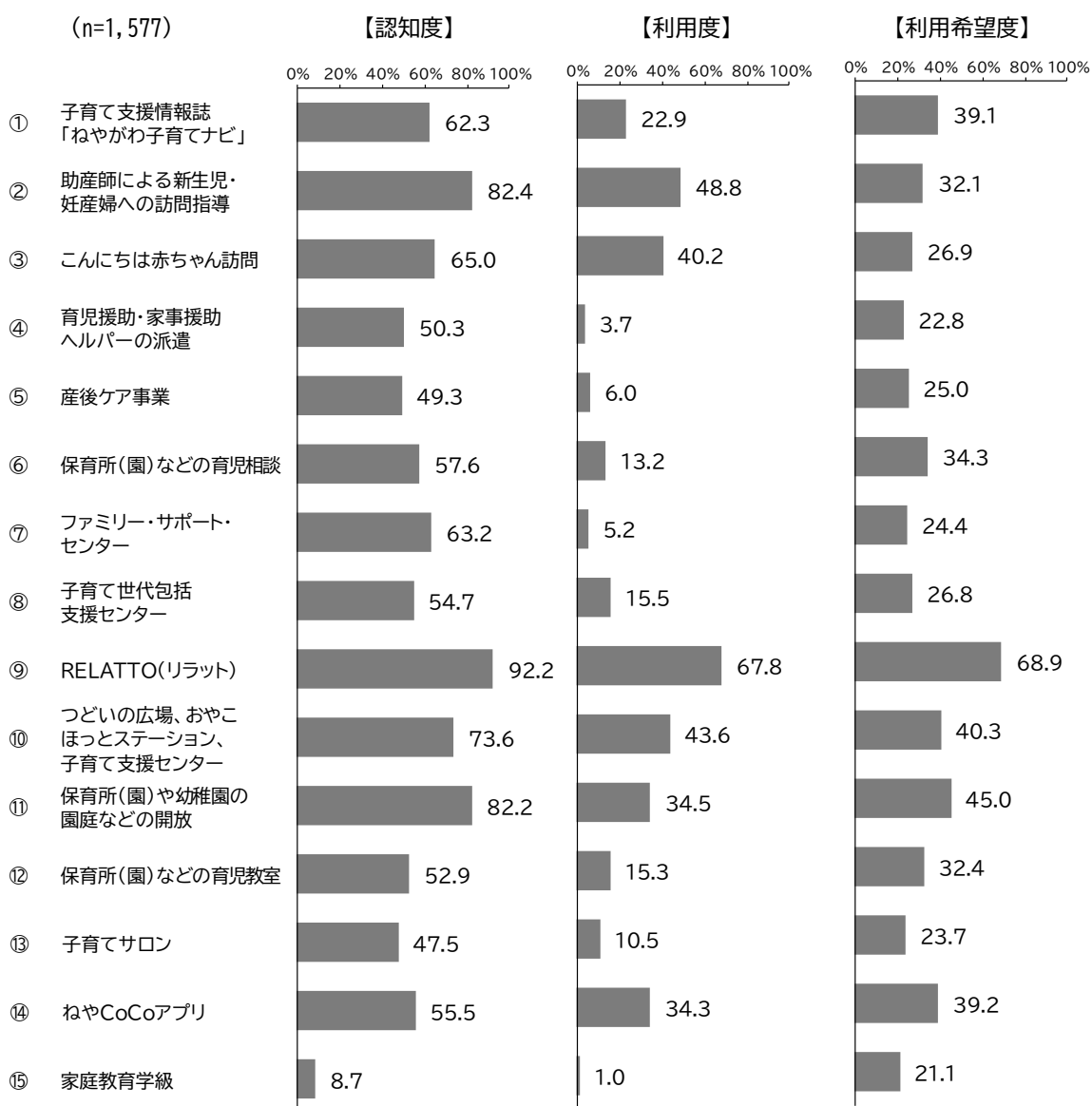
(7) 子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度

子育て支援事業については、「助産師による新生児・妊産婦への訪問指導」、「RELATTO（リラット）」、「保育所（園）や幼稚園の園庭などの開放」を「知っている」と答えた人が8割を超えています。

利用したことがある人は、「RELATTO（リラット）」の割合が67.8%と最も高く、次いで「助産師による新生児・妊産婦への訪問指導」の割合が48.8%、「つどいの広場、おやこほっとステーション、子育て支援センター」の割合が43.6%となっています。

今後の利用希望については、「RELATTO（リラット）」の割合が68.9%と最も高く、次いで「保育所（園）や幼稚園の園庭などの開放」の割合が45.0%、「つどいの広場、おやこほっとステーション、子育て支援センター」の割合が40.3%となっています。

【小学校就学前子ども調査】

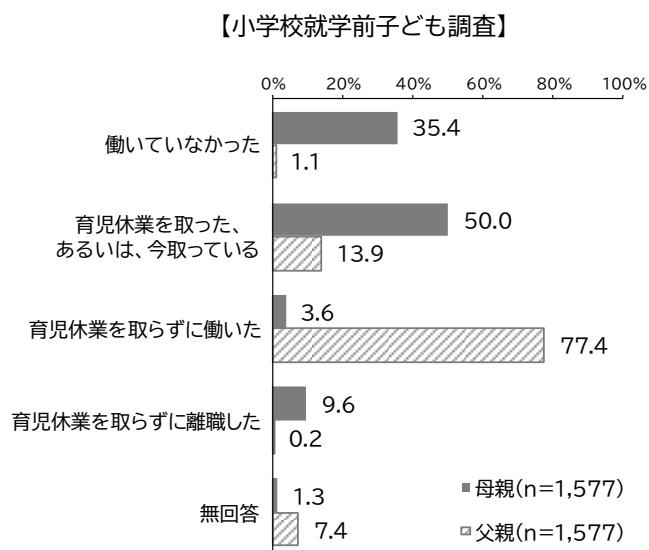


(8) 育児休業など職場の両立支援制度について

ア 育児休業の取得状況と取得期間

(ア) 育児休業の取得状況

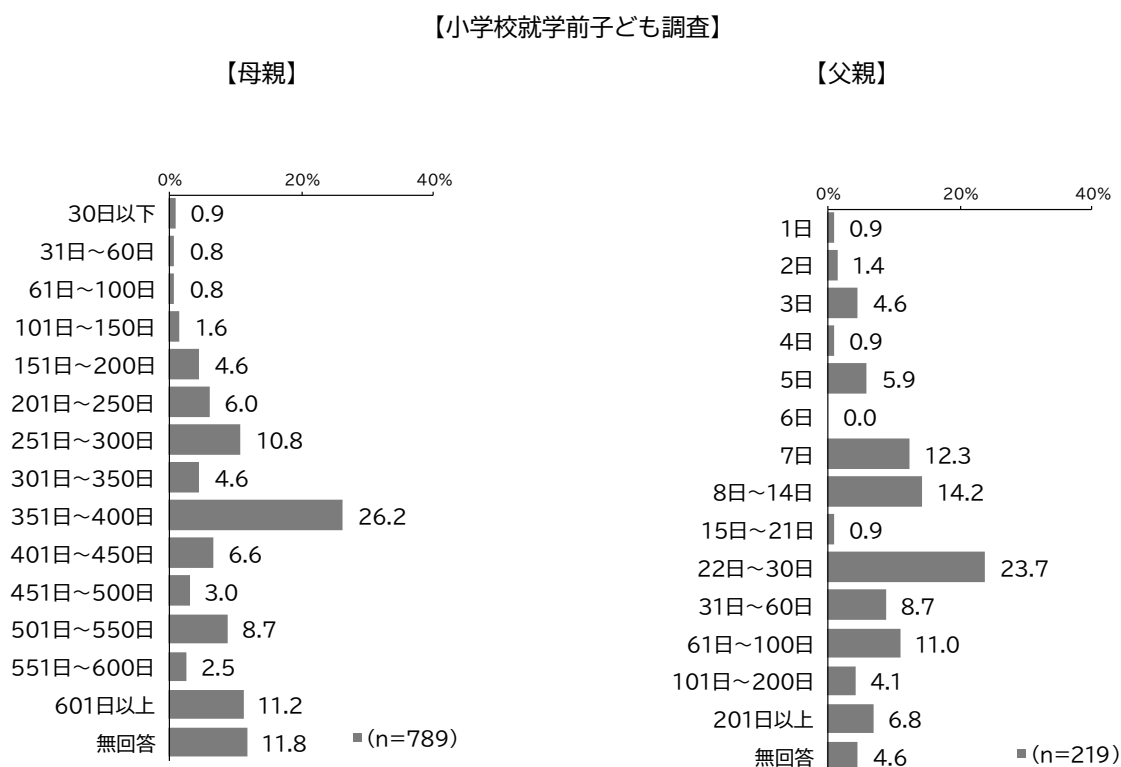
小学校就学前子ども調査において、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた人は、母親が50.0%、父親は13.9%となっています。



(イ) 育児休業の取得期間

育児休業の取得期間は、母親については、「351日～400日」の割合が26.2%と最も高く、次いで「601日以上」の割合が11.2%となっています。

父親については、「22日～30日」の割合が23.7%と最も高く、次いで「8日～14日」の割合が14.2%となっています。

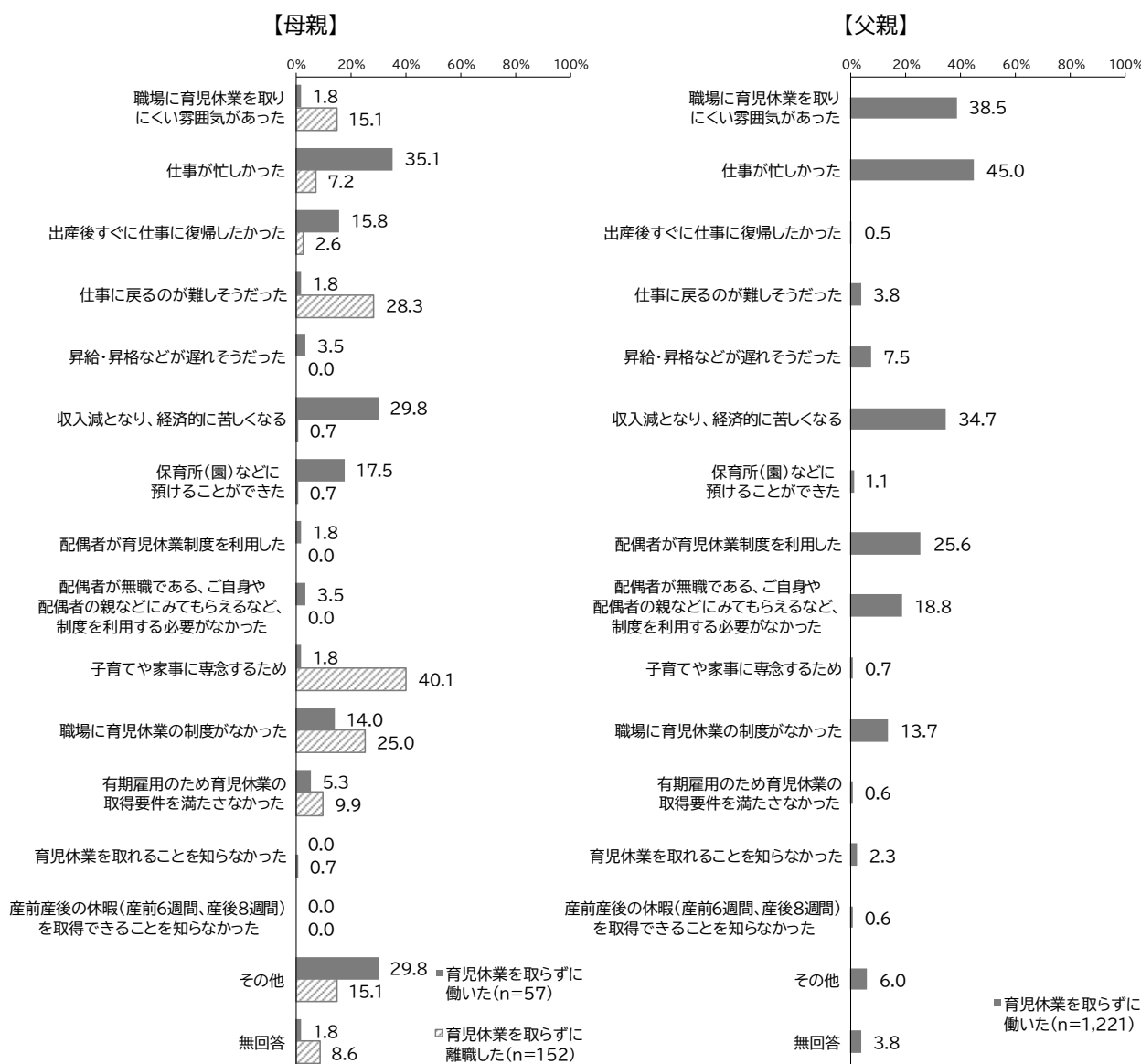


イ 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取らずに働いた理由は、「仕事が忙しかった」の割合が 35.1%と最も高く、次いで「収入源となり、経済的に苦しくなる」と「その他」の割合がともに 29.8%、「保育所（園）などに預けることができた」の割合が 17.5%となっています。育児休業を取らずに離職した理由は、「子育てや家事に専念するため」の割合が 40.1%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が 28.3%、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が 25.0%となっています。

父親が育児休業を取らずに働いた理由は、「仕事が忙しかった」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 38.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が 34.7%となっています。

【小学校就学前子ども調査】



ウ 1日あたりの子どもと過ごす平均時間

1日あたりの子どもと過ごす平均時間は、小学校就学前子ども調査の母親では、平日が7.7時間、休日が13.5時間、父親では、平日が2.8時間、休日が11.6時間となっています。

小学生調査の母親では、平日が5.4時間、休日が12.8時間、父親では、平日が2.4時間、休日が10.7時間となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】

	母親		父親	
	平日	休日	平日	休日
小学校就学前子ども調査	7.7	13.5	2.8	11.6
小学生調査	5.4	12.8	2.4	10.7

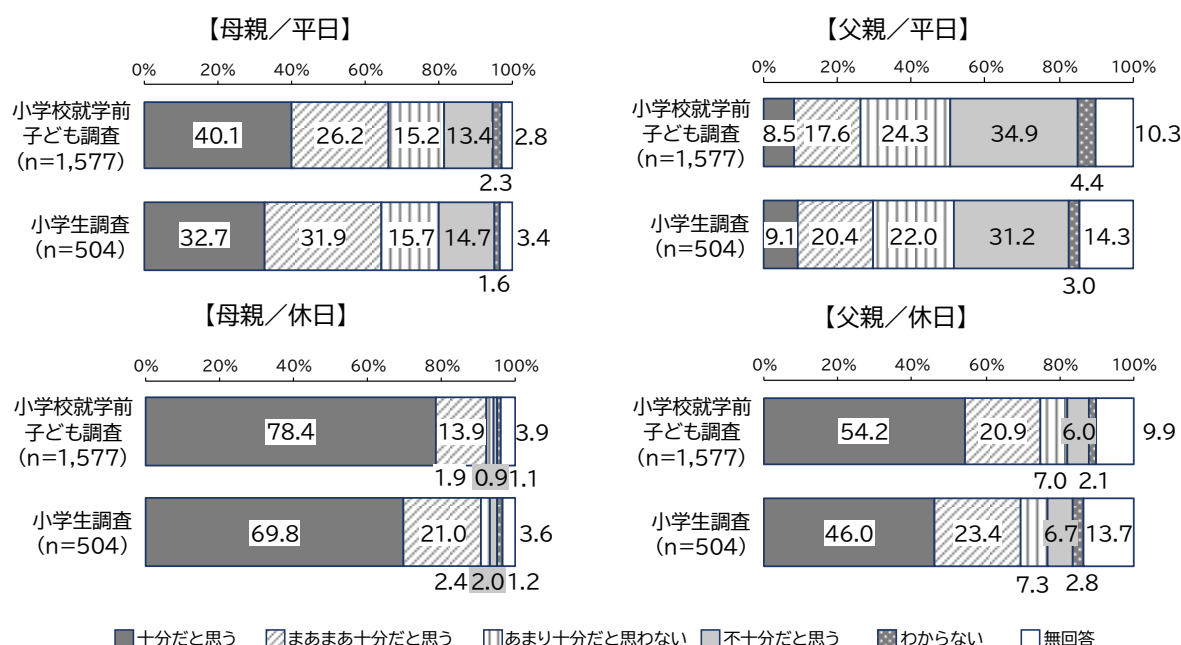
(時間)

エ 子どもと一緒に過ごす時間は十分だと思うか

子どもと一緒に過ごす時間について、「十分だと思う」又は「まあまあ十分だと思う」と答えた人の割合をみると、休日については母親で約9割（小学校就学前子ども 92.3%・小学生 90.8%）、父親でも約7割（小学校就学前子ども 75.1%・小学生 69.4%）と高くなっています。

一方、平日については、母親は約6割（小学校就学前子ども 66.3%・小学生 64.6%）が「(まあまあ) 十分だと思う」と感じているのに対し、父親は3割未満（小学校就学前子ども 26.1%・小学生 29.5%）にとどまっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



4 「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、量の見込みを算出し、提供体制と確保方策を定めてサービスの提供に取り組んできました。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業量については、国の指針に基づき、計画中間年度の令和4年度に見直しを行いました。当初見込みと実績値との差や今後の事業の方向性を勘案して見直しを行った結果、当初見込みの修正を行いました。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	在籍者数実績(人)	2,276	2,102	1,897	1,792	1,677
	当初見込み	2,301	2,117	1,941	1,887	1,856
	中間見直し				↓1,843	↓1,789
	実施箇所数実績(箇所)	30	31	31	34	37
	当初見込み	30	30	30	30	30
	中間見直し				34	34
保育所、認定こども園（保育所部分）	在籍者数実績(人)	4,411	4,434	4,401	4,358	4,435
	当初見込み	4,493	4,529	4,505	4,388	4,282
	中間見直し				↓4,320	↓4,225
	実施箇所数実績(箇所)	53	54	54	55	55
	当初見込み	53	53	53	53	53
	中間見直し				54	54
利用者支援事業	実施箇所数実績(箇所)	6	6	6	6	7
	当初見込み	6	6	6	6	6
	中間見直し				6	7
延長保育事業	利用者数実績(人)	1,812	1,813	2,035	1,837	1,981
	当初見込み	2,765	2,683	2,592	2,512	2,449
	中間見直し				↓2,074	↓1,981
	実施箇所数実績(箇所)	48	43	45	49	49
	当初見込み	44	44	44	44	44
	中間見直し				49	49
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	利用者数実績(人)	1,743	1,751	2,224	2,354	2,409
	当初見込み	2,210	2,118	2,069	2,005	1,943
	中間見直し				↑2,272	↑2,274
	実施箇所数実績(箇所)	24 (45 区画)	24 (55 区画)	24 (63 区画)	24 (70 区画)	23 (71 区画)
	当初見込み	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)
	中間見直し				24 (62 区画)	24 (62 区画)
	利用者数実績(人)	52	121	91	47	48
	当初見込み	131	126	122	119	115
子育て短期支援事業	中間見直し				↑140	↓48
	実施箇所数実績(箇所)	7	8	8	8	7
	当初見込み	4	4	4	4	4
	中間見直し				8	7
	利用者数実績(人)	52	121	91	47	48
	当初見込み	131	126	122	119	115

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	出生数実績(人)	1,478	1,470	1,392	1,367	1,400
	当初見込み	1,583	1,532	1,484	1,430	1,383
	中間見直し				1,430	1,400
	訪問数実績(人)	1,111	1,200	1,184	1,202	1,300
	当初見込み	1,377	1,333	1,291	1,244	1,203
	中間見直し				1,145	1,300
養育支援訪問事業	訪問数実績(人)	92	100	98	88	143
	当初見込み	100	100	100	100	100
	中間見直し				100	143
	委託団体数実績(団体)	9	9	9	10	11
	当初見込み	10	10	10	10	10
	中間見直し				9	11
地域子育て支援拠点事業	利用者数実績(人)	40,332	49,750	72,944	74,038	74,038
	当初見込み	150,777	148,368	146,377	141,464	136,775
	中間見直し				147,705	174,038
	実施箇所数実績(箇所)	12	12	12	12	12
	当初見込み	12	12	12	12	12
	中間見直し				12	12
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）	利用者数実績(人)	43,230	41,257	2,397	19,991	19,991
	当初見込み	64,813	62,081	58,785	57,134	56,172
	中間見直し				57,134	19,991
	実施箇所数実績(箇所)	26	26	6	11	11
	当初見込み	26	26	26	26	26
	中間見直し				27	11
一時預かり事業（保育所等の一時預かり）	利用者数実績(人)	2,295	3,050	3,651	3,985	3,985
	当初見込み	5,208	4,810	4,497	4,310	4,168
	中間見直し				12,535	13,985
	実施箇所数実績(箇所)	8	7	9	9	9
	当初見込み	9	9	9	9	9
	中間見直し				9	9
病児保育事業	利用者数実績(人)	3,584	5,850	7,298	7,836	7,439
	当初見込み	5,915	5,740	5,546	5,375	5,241
	中間見直し				16,051	17,439
	実施箇所数実績(箇所)	19	20	22	22	23
	当初見込み	19	19	19	19	19
	中間見直し				22	23
ファミリー・サポート・センター事業	利用者数実績(人)	743	806	1,711	2,733	2,733
	当初見込み	2,319	2,260	2,197	2,127	2,068
	中間見直し				1,439	12,733
妊婦健康診査	対象人数実績(人)	1,422	1,484	1,723	1,606	1,440
	当初見込み	1,532	1,484	1,430	1,383	1,338
	中間見直し				1,383	1,440
	健診回数実績(回)	17,597	17,929	16,193	15,828	16,992
	当初見込み	18,384	17,808	17,160	16,596	16,056
	中間見直し				16,596	16,992
実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用者数実績(人)	263	254	234	162	155
	当初見込み	335	309	283	275	271
	中間見直し				217	155

※ 「幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）」、「保育所、認定こども園（保育所部分）」、「利用者支援事業」、「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」以外の事業の令和6年度実績は、実績見込み値です。

(2) 基本方針に基づく具体的施策（関連事業）の進捗

「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援施策の推進にあたり「子どもの笑顔を育むまち ねやがわ」を基本理念として、4つの基本方針を定めて、具体的施策に取り組んできました。

前期計画期間における4つの基本方針ごとの主な取組と課題は以下のとおりです。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- 令和6年度より子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両方の機能を統合し、一体的・包括的に現状把握等を行い、これまで以上に個々の家庭に応じた切れ目のない支援を提供するために、こども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置し、多様な主体との連携を図りながら各種相談事業等に努め、個々の家庭の状況に応じた包括的な支援体制を構築しています。
- ICTを活用した子育て支援の充実を図るため、令和4年度より母子健康手帳の記録、子育て情報の配信、子どもの成長記録の管理などの機能を有する母子健康手帳アプリを導入しています。
- 子育ての負担感や孤立感が強く、リフレッシュが必要な保護者に対して、令和4年度より一時預かり事業を無料で利用できる「子育てリフレッシュカード」を配布しています。
- 令和5年2月より、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を提出した方に給付金の支給を行っています。（伴走型相談支援は、令和7年度から妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付事業）に移行しています。）
- 妊娠を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、令和6年度より、不妊治療（保険算定の対象となる生殖補助医療に限る）に要した費用の一部を助成しています。

【主な取組】

- 母子ともに健やかな状況を確認し、疾病等の早期発見を行うための健康診査体制が確保できるよう、府内最高レベルの妊婦健康診査助成限度額の設定、産婦健康診査・新生児聴覚検査の助成を実施しています。
- 子育て家庭が必要な情報を入手できるよう、「ねやがわ子育てナビ」の発行や、メール、アプリ、LINE、乳児家庭全戸訪問事業、利用者支援事業など、様々な媒体・機会を用いて、子育てに関する情報を発信しています。
- 事業主や市民への育児・介護休業制度の利用等に関する周知・啓発や、父親も参加しやすい講座・イベントの実施、子育て中の女性を対象に就労相談を行う「出張マザーズコーナー」の開設等、様々な事業を通じて、性別を問わず、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組んでいます。

【課題】

- こども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」については、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもの包括的な相談支援等を行う機関として、関係機関等と連携を図り、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を充実する必要があります。

- 母子健康手帳アプリについては、周知を行い、ダウンロード件数を増加させるとともに、利用者のニーズに応じて機能の追加や改良を行う必要があります。
- 不妊治療費の一部助成について、支援を必要とする家庭が利用できるよう、事業の更なる周知に取り組むことが必要です。
- 母子ともに健やかな状況を確認し、疾病等の早期発見を行うための健康診査が確保できるよう、事業の継続実施が必要です。
- 子育てに関する情報提供について更なる周知を行うとともに、市民が必要とする情報を的確に入手できるよう、情報発信の方法や内容を検討する必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種講座・イベント等については、市民が参加しやすい方法や、興味を持てる内容の検討を行い、より多くの人に参加してもらえよう取り組む必要があります。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- 平成28年から開始している「待機児童ZEROプラン」について、令和6年4月には、年間を通じた待機児童ゼロの継続、子育てしやすい環境整備や保育士確保を一層進めていくことに重点を置いた「待機児童ZEROプランR6」へ変更し、取組を進めています。
- 令和5年10月より、市独自の子育て支援策として第2子以降の児童に係る保育所等保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図っています。
- これまで小・中学校において取り組んできた「寝屋川教育」を0歳から15歳までの一貫教育・保育の実現につなげるため、令和4年度に「寝屋川市就学前教育・保育プログラム（ねやっC o-エージェンシー・プログラム）」を作成しました。プログラムに基づき、考える力の基礎を育むエージェンシー型教育の実践に向けて取り組んでいます。
- 令和3年度より「With Books事業（HOPステージ）」として、乳幼児への絵本贈呈や市内保育所等の児童・保護者、職員を対象とした絵本に関する講習会の実施、市内保育所等の児童が市立中央図書館を訪問する機会づくり等を行い、乳幼児期から本に親しむ環境の充実を図っています。
- 令和4年度より「バイバイおむつ事業」を開始し、保育所等における使用済みおむつの持ち帰りを不要とすることで、保護者の負担軽減につなげています。

【主な取組】

- 第2子目以降の児童に係る保育所等保育料の無償化を通じて、子育て家庭の負担軽減を図っています。
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、土曜日開所の拡充や児童会室の設備の修繕等、よりよい環境づくりに取り組んでいます。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所による支援を実施するとともに、幼稚園、保育所等における発達支援を実施しています。

【課題】

- 引き続き、保育ニーズの高まりに対応し、年間を通じた待機児童の解消に取り組む

ことが必要です。また、保育士等の確保方策を図るとともに、将来を見据え、保育の質の向上を図ることが必要です。

- 「バイバイおむつ事業」については、市内すべての保育施設で実施できるよう、引き続き取組を推進します。
- 子育て家庭への負担軽減に向けた取組の継続的な実施、周知を行うとともに、保育所等保育料の完全無償化の実施検討に向けて、近隣市町村等の動向について調査・研究を行う必要があります。
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）における保育環境の向上を図るため、余裕教室の確保や指導員の確保が必要です。
- 地域における障がい児支援の中核的機関として、児童発達支援センターの機能向上を図るとともに、療育を専門とする専門職等の確保・育成が必要となっています。

基本方針3 地域で子育てを支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- 多子世帯応援事業として、第2子以降の子どもに係るキッズ・スマイル・パークの使用料、ファミリー・サポート・センターの利用料を減免し、多子世帯の経済的負担の軽減を図っています。

【主な取組】

- 子育て支援センターやつどいの広場、幼稚園や保育所の開放等、様々な機会・場を通じて、交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供等を行っています。また、保護者と子どものリフレッシュを図るため、RELATTO（リラット）において、遊びスペースの提供や一時預かり事業等を実施しています。
- 子育て応援サポーター（保育士）による子育て支援施設への同行等を実施し、子育て家庭の孤立防止に取り組んでいます。また、地域において子育て支援を担う人材（子育て応援リーダー）の育成に取り組み、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減につなげています。
- 養育支援が必要な家庭への訪問支援や養育困難家庭等に対する育児援助・家事援助ヘルパーの派遣、相談事業等を通じて、支援が必要な保護者、子どもへのサポートを行っています。
- 子育てサロン等、地域の子育て支援団体と連携した取組や、子育てに関する自主サークル、ボランティアグループ等の立ち上げ支援、子どもの安全見守り活動の実施等を通じて、地域全体で子育て支援に取り組む環境づくりに取り組んでいます。また、赤ちゃんの駅を設置など、乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境整備に取り組んでいます。

【課題】

- 多子世帯応援事業について、多子世帯に施設を適切に利用してもらえるよう、制度の啓発・周知に努める必要があります。
- RELATTO（リラット）については、利用者のニーズに応じた講座、イベント等を実施し、満足度の向上と利用促進につなげる必要があります。また、地域の子育て支援拠点と連携を密にし、利用者の増加につなげる取組が必要です。

- 子育て応援リーダーについては、様々な活動に対応できるよう、研修会等を通じて資質の向上に取り組む必要があります。
- 支援が必要な子育て家庭は増加傾向にあるとともに、抱える課題が多様化している状況があります。引き続き、関係機関と連携し、訪問支援や相談支援等を通じて、きめ細かな支援に取り組む必要があります。
- 子育てしやすい環境の充実に向けて、子育て支援を行う人材の発掘、育成を行う必要があります。また、子育てサロンや子育てサークル、赤ちゃんの駅等の地域の様々な取組について、更なる周知を図ることが必要です。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

【第2期期間に開始した新たな取組】

- ヤングケアラーへの支援を充実するために、ヤングケアラー支援対応職員（社会福祉士等）を配置し、個々の状況に応じて、その子どもが置かれた家庭に対して適切な支援につないでいます。

【主な取組】

- 児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、児童虐待防止のための研修・啓発の実施や相談体制・ケース対応の充実を図るなど、児童虐待防止対策の充実に努めています。
- ひとり親家庭に対して母子・父子自立支援員による相談や、各種事業（母子生活支援施設への入所支援、児童扶養手当の支給、地域就労支援、ひとり親家庭医療費の助成など）を実施し、ひとり親家庭の自立支援を行っています。
- 貧困の状況にある子どもが健やかに成長できるよう、学校費用に困っている保護者への援助や生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を行っています。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置や青少年の相談窓口の設置、青少年の居場所づくり等を通じて、青少年やその保護者の抱える悩みについて相談を受け、必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組んでいます。

【課題】

- ヤングケアラーへの支援について、早期の発見・解決を図るために、関係機関との連携をより強化していく必要があります。
- 児童虐待の発生予防、早期発見及び子どもとその家族への適切な援助を引き続き行うために、関係機関との連携をより一層強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を充実していくことが必要です。
- ひとり親家庭等への支援の充実に向け、自立支援員の増員について検討する必要があります。また、支援を必要とする家庭が適切な支援につながるよう、引き続き、相談窓口の周知等に取り組む必要があります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、引き続き、子どもの貧困対策の取組を国・大阪府と連携し推進することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、子どもが笑顔で伸び伸びと健やかに育つことを第一に考え、子どもの利益を最優先に考えた取組や施策に取り組んできました。そのため第2期計画の基本理念を引き続き踏襲します。

子どもの笑顔を育むまち ねやがわ

次代を担う子どもたちは、寝屋川市にとってかけがえのない財産であることから、子どもたちが将来に夢と希望を持ち、毎日を笑顔で過ごせるよう、社会全体で健やかな成長を見守り、支え、喜び合うまちづくりを進めていかなければなりません。

本市では、「子どもに最善を尽くす」ことを子ども・子育て支援の基本に掲げてきました。子どもと子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、必要な支援を行うことや、すべての子どもが幸せな状態で成長できるような良好な成育環境の確保、様々な困難を抱える子どもと家庭への支援に取り組んでいます。

次代を担う子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとりひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、持続可能な社会の成長並びに活力のある地域づくりに欠かせないことです。

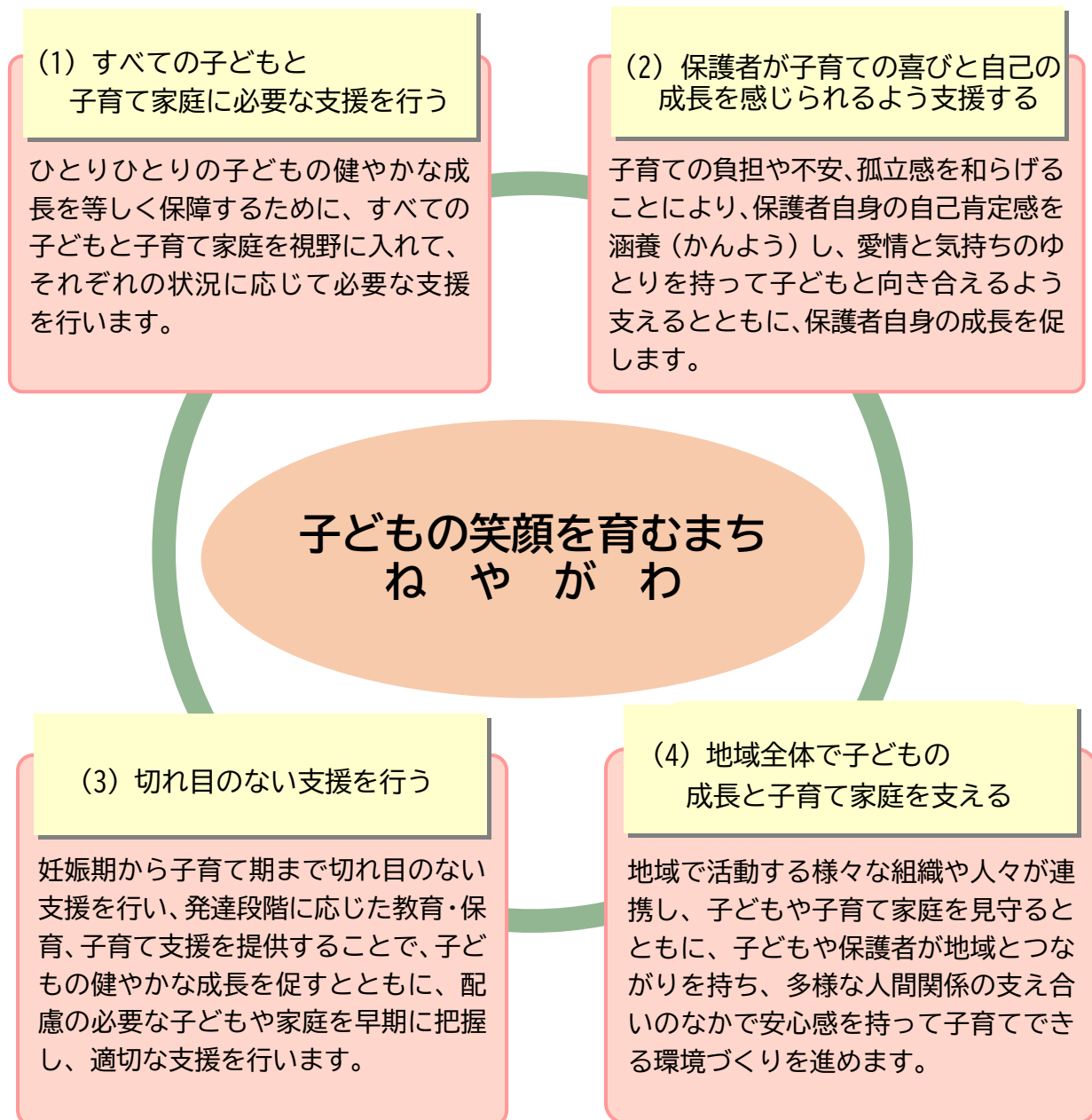
これまで分野横断的に進めてきた子どもを守り育てる取組を一層推進して、すべての子どもが、愛情豊かな人間関係のなかで、笑顔で健やかに成長し、未来に向かって羽ばたけるよう引き続き、子ども・子育て支援施策を推進します。



2 基本的な視点

国においては、子ども・子育て支援法の改正により、ライフステージを通じた経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充、共働き・共育ての推進のための給付等の拡充が行われることになりました。これら子育て環境の充実とともに本市ならではの子どもを産み育てやすい環境づくりと就学前教育・保育の質の向上を図ることにより、子どもの豊かな育ちと子育て家庭を支えます。

本計画では、第2期計画の基本的な視点を踏襲して、より一層充実した子ども・子育て支援の取組を行っていきます。



3 基本方針

基本理念を実現するために、次の4項目を基本方針とし、施策を総合的に推進します。

基本方針1 妊娠期から切れ目なく子育てを支える

すべての子どもの適切な養育と健やかな成長・発達のために、妊産婦や乳幼児、その家庭の状況に応じて、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、特に必要な家庭に対しては専門職によるきめ細かな支援を行います。すべての子育て家庭が必要な情報を得られるよう、多様な媒体による情報発信を行います。

また、子育て中の市民が、仕事と子育てを両立して生活に充実感を感じながら、子どもを養育できるように両親がともに子育てを担うことや事業所に向けて職場環境の改善等を働きかけます。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

寝屋川教育で掲げる「考える力を身につけた たくましく生き抜く子」の育ちを保障するために、就学前施設における「遊びを通じた学び」の質を向上し、生涯にわたって生きる力となる非認知能力を伸ばすとともに、就学前施設と小学校との相互連携により子どもの育ちと学びの連続性を担保し、「主体的・対話的で深い学び」につながる基礎を培います。

共働き家庭が増加するなかで、保護者の就労状況や家庭環境による多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図ります。また、子どもが安全で安心して過ごせて、多様な体験や遊びの機会に接することができ、自己肯定感の向上につながる機会を得られるよう身近な居場所づくりや体験活動を充実します。

障害児の支援ニーズが多様化、複雑化しているなかで、子どもや保護者のニーズを的確に把握し、必要な支援が効果的に行えるよう、インクルージョン（包容）の視点を重視した取組や環境の整備を推進するとともに、多様な担い手の広がりを活かして、保健、医療、福祉や教育などの分野が一層連携した切れ目のない取組を推進します。

基本方針3 地域で子育てを支える

子育てに関する保護者の不安や悩み、負担感を軽減するための相談体制と仲間づくりを進めるとともに、親自身の成長にもつながる学習機会を提供します。

また、地域の施設や機関、人材等を活用して、身近な地域において多様な子育て支援が展開されることで、子育て中の保護者が、孤立感を感じることなく地域で子育てを支えられていると感じられるよう、子どもと子育て家庭に寄り添いながら見守ります。そして、

子どもが地域の様々な大人や子ども同士の関わり合いのなかで豊かな体験を通して育つ環境をつくります。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

虐待、貧困、いじめ、不登校など、子どもと子育て家庭を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。また、複合的な課題を抱える子ども、子育て家庭もみられることから、多職種・多機関協働による対応とともに切れ目のない伴走型支援を推進します。

児童虐待やDVなど子どもの安全が脅かされる状況を予防するとともに被害の早期発見・早期対応と被害者保護の体制を構築します。

そして、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、子どもの健やかな育ちが保障されるよう、支援を必要とする子ども、子育て家庭を誰一人取り残さずに、当事者の視点に立ってひとりひとりの状況に応じた適切な支援につながるよう、分野を超えた重層的な支援に取り組めます。

第4章 施策の展開

1 施策体系

【基本理念】

【基本方針】

【具体的施策の方向】

子どもの笑顔を育むまち
ねやがわ

基本方針1

妊娠期から
切れ目なく
子育てを支える

1 安心して子どもを産み育て
ることができる環境づくり

2 ワーク・ライフ・
バランスの推進

(1) 母子保健の推進

(2) 子育てに関する
情報提供の充実

基本方針2

ひとりひとりの
子どもの健やかな
育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

2 就学後の子どもの健全育成

3 障害児支援の充実

(1) 小学校就学前子ども
の教育・保育の充実

(2) 多様な保育の提供

(1) 放課後の居場所
づくりの推進

(2) 幼・保・小の
連携強化

基本方針3

地域で子育てを
支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

2 保護者に寄り添う支援の実施

3 地域全体で取り組む子育て支援

1 児童虐待の防止

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

基本方針4

支援が必要な
家庭を支える

3 子どもの貧困対策の推進

4 共同養育の推進

【関連事業】

1. 妊婦健康診査 2. 妊婦歯科健康診査 3. こども家庭センター（母子保健機能）事業 4. 母子健康手帳交付（妊娠届出の受理）
5. 予防接種事業 6. 乳幼児健康診査 7. 乳幼児保健歯科教室 8. 母子保健訪問指導 9. 母子保健教室
10. 子ども医療費の助成 11. 不育症治療費等助成 12. 小児慢性特定疾病医療費助成 13. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
14. 産後ケア事業 15. 産婦健康診査事業 16. 新生児聴覚検査事業 17. 多胎児家庭支援事業 18. 母子健康手帳アプリ導入
19. 子育てリフレッシュカード配布事業 20. 妊婦のための支援給付事業 21. 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
22. 不妊治療費等助成事業 23. 妊婦等包括相談支援事業

24. ねやがわ子育てナビ 25. 子育て情報配信サービス 26. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 27. 利用者支援事業

28. ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 29. はぐくみベビー、マタニティクラス

30. 幼児期の教育（幼稚園、認定こども園） 31. 一時預かり事業（幼稚園型） 32. 一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業
33. 私立幼稚園副食費補足給付 34. 保育（保育所、認定こども園） 35. 幼児教育・保育の無償化事業 36. 地域型保育事業
37. 保育士バンク事業 38. 食物アレルギー対策事業 39. 保育コンシェルジュの配置 40. 待機児童ZEROプランR6
41. 幼児教育アドバイザーの配置 42. 外国につながる幼児への支援・配慮 43. 乳幼児の絵本贈呈事業 44. 絵本ふれあい事業
45. 図書館探検事業 46. 保育所等保育料第2子以降の無償化 47. エージェンシー型教育Act1プラン
48. （仮称）寝屋川15年一貫教育ガイドブックの製作 49. 布団とおむつのサブスク事業 50. きょうだい優先入所 51. 子育て支援員研修

52. 延長保育事業 53. 夜間保育事業 54. 休日保育事業 55. 一時預かり事業（幼稚園型を除く）
56. 子育て短期支援事業（ショートステイ等） 57. 病児保育事業 58. ファミリー・サポート・センター事業
59. 一時預かり等の無償化事業 60. パイパイおむつ事業 61. 医療ケア児保育支援事業 31.（再掲） 32.（再掲） 42.（再掲）

62. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） 63. 放課後子供教室推進事業 64. 放課後校庭開放事業 65. 子ども食堂支援事業

66. 教育に関する調査研究事業 67. 小学校就学前子どもと小学生との交流 68. 英語村（英語力向上プラン）事業
69. 学校連携配送事業

70. 児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業 71. 児童発達支援事業（どんぐり教室等）
72. 放課後等デイサービス事業 73. 障害児保育 74. 巡回相談 75. 居宅介護 76. 移動支援事業 77. 保育所等訪問支援
78. 就学相談等小学校との連携 79. 短期入所 80. サポート手帳の活用 81. 寝屋川市自立支援協議会の機能の充実
82. 子ども用補聴器電池交換費用助成事業 83. 難聴児補聴器等交付事業 84. 親子関係形成支援事業 12.（再掲） 13.（再掲）

85. 地域子育て支援拠点事業 86. 幼稚園の地域開放、ふれあい文庫 87. 子ども読書活動の推進 88. 地域子育て支援事業
89. 子育て応援サポーター事業 90. 子育て応援リーダー事業 91. 子育てリフレッシュ館の運営
92. キッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料減免（多子世帯応援事業） 93. 望が丘地域交流スペース管理運営事業
3.（再掲） 26.（再掲） 27.（再掲）

94. 養育支援訪問事業 95. 子育て世帯訪問支援事業 96. こども相談 97. 家庭教育サポーター派遣事業
98. 家庭教育学級事業 99. こども家庭センター事業 26.（再掲） 89.（再掲） 90.（再掲）

100. 地域における子育て支援 101. 子育て支援グループの育成 102. 地域人材との連携 103. 子どもの安全対策（地域の見守り活動）
104. 赤ちゃんの駅 105. ファミリー・サポート・センター事業利用料減免（多子世帯応援事業） 58.（再掲） 65.（再掲） 90.（再掲）

106. 要保護児童対策地域協議会 107. ヤングケアラー支援事業 56.（再掲） 84.（再掲） 96.（再掲） 99.（再掲）

108. 母子生活支援施設への入所支援 109. 児童扶養手当の支給 110. 母子・父子自立支援員による相談の充実
111. 自立支援プログラムの策定（地域就労支援） 112. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
113. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 114. 母子父子専婦福祉資金貸付制度 115. ひとり親家庭等日常生活支援事業
116. 母子家庭等就業・自立支援センター事業 117. ひとり親家庭医療費の助成 118. 養育費等相談支援
119. 養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金 120. 養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金

【教育の支援】121. スクールソーシャルワーカーの配置 122. 児童生徒支援人材の配置 123. キャリア教育 124. 特別支援教育就
学奨励費 125. 義務教育就学援助奨励費 126. 生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 127. 生活保護世帯の高校生等のアル
バイト収入等の収入認定除外 128. 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 129. 生活保護制度に係る進学準備給
付金 130. 生活保護制度に係る就職準備給付金 131. 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 132. 中学校夜間学級就学奨励費
35.（再掲） 41.（再掲） 【生活の安定に資するための支援】133. 家庭教育サポートチーム派遣事業 134. ひとり親家庭の優先利用
135. 青少年の居場所づくり事業 136. 食育の推進に関する支援 137. 生活困窮者住居確保給付金 3.（再掲） 26.（再掲） 56.（再
掲） 62.（再掲） 63.（再掲） 64.（再掲） 89.（再掲） 94.（再掲） 95.（再掲） 98.（再掲） 108.（再掲） 117.（再掲） 121.（再掲）
123.（再掲） 131.（再掲） 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】138. 生活保護制度に係る就労自立給
付金 139. 生活困窮者自立相談支援事業 140. 生活困窮者就労準備支援事業 141. 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業
112.（再掲） 113.（再掲） 116.（再掲） 【経済的支援・その他支援】142. 児童手当の支給 143. JR通勤定期乗車券割引証明書の交付
144. スクールカウンセラーの配置 145. 青少年の相談窓口 27.（再掲） 96.（再掲） 106.（再掲） 109.（再掲） 110.（再掲）
111.（再掲） 112.（再掲） 113.（再掲） 114.（再掲） 115.（再掲） 118.（再掲） 119.（再掲） 120.（再掲） 121.（再掲） 139.（再掲）

28.（再掲） 118.（再掲） 119.（再掲） 120.（再掲）

2 基本方針における具体的施策

各基本方針に基づく、今後の方向と関連事業を位置づけ、市の役割について計画を推進していきます。

基本方針 1 妊娠期から切れ目なく子育てを支える

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 母子保健の推進

家庭における子どもの数の減少や地域の人間関係の希薄化などを背景に、大人になるまでに乳幼児に接した経験がない人が増えています。このような状況は、出産や子育てに不安や負担感を抱える人の増加にもつながっています。

妊娠期から産前・産後にわたって女性が心身ともに健やかに過ごすためには、定期的な健康診査や保健指導、相談事業等を通じて、悩みや不安を抱え込まないよう適切な支援を行う必要があります。

本市においては、令和6年4月にこども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置し、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する支援を実施することで、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な支援を行っています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・保護者の疾病予防に取り組むとともに、すべての子育て家庭を対象に予防的な視点と利用者の立場に立った支援を行います。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
1	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康状態の確認及び経済的な負担軽減を目的に、医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大14回まで費用の一部を助成します。	子育て支援課
2	妊婦歯科健康診査	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的として実施します。 妊娠届出時の面談の場を活用し、事業の周知を図るとともに受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。	子育て支援課
3	こども家庭センター（母子保健機能）事業	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置しています。保健福祉センター及びRELATTO（リラット）においては、こども家庭センターの母子保健機能として、児童福祉分野と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施します。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
4	母子健康手帳交付 (妊娠届出の受理)	母子の健康管理を目的として、母子健康手帳を交付します。 妊娠届出時に保健師・助産師による面談を行うことで、家庭環境や心身の健康に課題のある妊婦の把握を行い、出産前からの関わりを深めることで出産後の養育支援につなげます。	子育て支援課
5	予防接種事業	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種を実施します。 定期接種ワクチンの追加や接種期間の変更について広報誌・ホームページ、個別通知等での周知・啓発に努め、接種率の向上を図ります。 年少児インフルエンザワクチンに加え、おたふくかぜワクチン接種費用を助成します。	子育て支援課
6	乳幼児健康診査	疾病・障害・育児不安等の早期発見、早期対応及び予防を目的に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員等による診察、保健指導等を行います。 小児慢性特定疾病児などの支援のために経過観察健診にて療育相談を行います。	子育て支援課
7	乳幼児保健歯科 教室	むし歯の予防、早期発見及び早期治療を目的に、乳幼児とその保護者を対象に、教室等を行います。 事業の周知・啓発に努め、参加率の向上を図ります。	子育て支援課
8	母子保健訪問指導	家庭で保健指導をする必要のある乳幼児とその家族を対象に保健師等が訪問して個別指導を行います。 こんにちは赤ちゃん訪問や養育支援訪問等と連携し、妊婦・乳幼児の健康の保持及び増進に努めます。 また、地域の助産師（MY CITY助産師）による訪問指導を最大4回実施し、妊娠期から継続的な支援を行うことにより、産後うつ等の予防や育児不安の解消を図ってまいります。	子育て支援課
9	母子保健教室	幼児の健康の保持・増進、生活習慣づくり及び育児支援のため、必要な情報の提供や交流会等を行います。 育児教室等を開催するとともに、地域における保護者の交流の場へも専門職を派遣し、育児支援に努めます。	子育て支援課
10	子ども医療費の 助成	0歳から18歳（年齢到達後の最初の年度末まで）の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成します。	市民サービス部 (医療助成担当)
11	不育症治療費等助 成	受診者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要した医療保険適用外の費用の一部助成を行います。	市民サービス部 (医療助成担当)

No	事業名	事業の概要等	担当課
12	小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病児に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行います。	子育て支援課 市民サービス部 (医療助成担当)
13	小児慢性特定疾病 児童等自立支援 事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立（律）促進を図ります。	子育て支援課
14	産後ケア事業	医療機関や助産所において出産後の間もない母親（産婦）に対し、心身のケアや育児に対する相談支援を行うとともに、市と産後ケア実施機関と連携した母子支援を実施します。 非課税世帯等への利用負担の軽減を図るとともに、多様なニーズに対応できるようショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型を実施し、連携した母子への支援を実施します。	子育て支援課
15	産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化できるよう、産後2週間・1か月頃の受診費用の一部を助成します。 2回の受診を促進し、健診結果に応じて産後ケアや直接的な支援につなげる体制づくりを図ります。	子育て支援課
16	新生児聴覚検査 事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成します。	子育て支援課
17	多胎児家庭支援 事業	身体的・精神的負担が大きい、多胎妊婦及び多胎児を育てる家庭の孤立化等を防ぐため、安心して出産・育児ができるよう支援を行い、負担感の軽減、不安の解消を図るため、訪問指導の充実、外出支援、多胎育児経験者等との交流会を開催します。	子育て支援課
18	母子健康手帳 アプリ導入	母子健康手帳の記録を電子化するとともに、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、ICTを活用した子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
19	子育てリフレッシュ カード配布事業	地区担当保健師やMY CITY助産師の訪問指導を受けている保護者のうち、一時預かり事業の利用によるリフレッシュが必要と判断される保護者に対し、地区担当保健師等の専門的な判断により子育てリフレッシュカードを配布します。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
20	妊婦のための支援 給付事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、いろいろなニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を提出した方に給付金を支給します。	子育て支援課
21	低所得の妊婦に 対する初回産科 受診料支援事業	市民税非課税世帯等の低所得の妊婦が経済的な負担を理由に医療機関への受診を控えることがないように、初回産科受診料を支援することで、妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、妊娠期からの必要な支援につなげます。	子育て支援課
22	不妊治療費等助成 事業	妊娠を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療（保険算定の対象となる生殖補助医療に限る）に要した費用について、夫婦一組につき一年度あたり 10 万円を限度に助成します。	市民サービス部 （医療助成担当）
23	妊婦等包括相談支 援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぎます。母子健康手帳交付、母子保健訪問指導、産後ケア事業、妊婦のための支援給付事業と効果化的な連携を図りながら実施してまいります。	子育て支援課

(2) 子育てに関する情報提供の充実

本市では、様々な子育て支援事業を実施していますが、小学校就学前子ども調査の結果をみると、RELATTO（リラット）など、ほとんどの保護者に認知されている事業がある一方で、認知が低い事業もあり、事業によって差がみられます。また、多くの事業が利用度よりも利用希望度が高くなっており、より積極的な情報の周知が必要であると考えられます。

総合的な子育て支援情報誌「ねやがわ子育てナビ」に加えて、令和4年度から開始した母子健康手帳アプリ「ねやC o C oアプリ」では、プッシュ型情報発信を行っています。

子育て当事者に必要な情報が行き届くように多様な媒体と手法による情報発信を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業などのアウトリーチ型の情報提供にも注力していきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
24	ねやがわ子育てナビ	毎年、「ねやがわ子育てナビ」を発行・更新し、子育てに関する総合的な情報提供を実施します。 掲載内容及び配布先の精査を行い、効率的かつ効果的な情報提供に努めます。	子育て支援課
25	子育て情報配信サービス	メールねやがわ「子育て情報」やLINE@登録者などにより子育て情報の配信を行います。 情報配信サービスの周知を図り、より多くの子育て情報を配信できるよう努めるとともに、アプリ、LINEなどによる情報配信等もあわせて、利用者ニーズに即した効果的な情報配信を行います。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
26	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的の実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図ります。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
27	利用者支援事業	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めます。 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課 監察課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働きしている子育て世帯は増加傾向にあり、性別にかかわらず、家事や子育てと仕事を両立して働き続けられる環境づくりは喫緊の課題となっています。

小学校就学前子ども調査では、母親、父親ともに、前回調査と比較して育児休業を取った人が増加しています※。仕事と生活を調和させて充実した人生を送るワーク・ライフ・バランスに対する関心が高まるなか、積極的に育児休業を取得する母親、父親が増えている状況がうかがえます。

一方で、育児休業を取らずに離職した母親は 9.6%、育児休業を取らずに働いた父親は 77.4%で、育児休業を取らずに働いた父親の 38.5%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。父親の育児休業が当たり前に認められる職場環境の整備が必要です。

父親の育児参加は母親の育児負担の軽減だけでなく、子どもの成長にとっても大きな意義があることから、父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう意識啓発を図るとともに、子どもを産み育てながら働きたいと思う気持ちを持つ人が、性別にかかわらず、その人の状況に応じた働き方ができるような社会意識と環境整備を進めます。

※前回調査では母親が 36.9%、父親が 3.0%。今回調査では母親が 50.0%、父親が 13.9%（前回調査は平成 30 年度に実施した小学校就学前子ども調査）。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
28	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	育児・介護休業制度の利用や労働時間の短縮等、子育て中も就労を継続できるよう、事業主や労働者、市民に対する啓発を行います。 両親がともに行う子育て講座等を開催します。 市民セミナーの開催にあたっては、性別・年齢に関わりなく、幅広い市民が参加、利用できる内容の創意工夫や利便性の向上に努めます。 父親の育児参加や育児休業取得を促進する情報発信やパパママ教室等の父親も参加しやすい講座・イベントを開催し、意識啓発に努めます。 子育て世代を対象にした就労相談を実施します。	人権・男女共同参画課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館 産業振興室
29	はぐくみベビー、マタニティクラス	健康でよいお産をするために、妊娠、出産、育児等について学び、沐浴実習や妊娠体験などの実習やグループワークを行います。 支援が必要な妊婦等には、子育て世代包括支援センター等との連携を密にして必要な支援につなげます。	子育てリフレッシュ館

基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

子どもは、乳幼児から主体性を持って周囲の環境にかかわっていくことで多くのことを学んでいきます。「寝屋川教育」で掲げる「考える力を身につけた たくましく生き抜く子」に育っていくための基礎となる力、とりわけ非認知能力は、就学前の時期の遊びを通じた経験から培われ、生涯にわたって生きる力の基盤となります。

本市では、就学前教育・保育の重要性を認識して、子どもが小さな一つひとつの事柄を自分で考えて自分で行動するという自己決定の積み重ねや、仲間との関わりを通して、主体性・当事者性（エージェンシー）を発揮できるよう、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供できる取組を進めています。

また、共働き世帯の増加などを背景とした保育ニーズの高まりに対応するため、本市では、既存保育所等の定員増や定員弾力化などを積極的に推進するとともに、保育士不足の深刻化に対応するため、平成 29 年度に「待機児童 Z E R O プラン」を策定、令和元年には将来を見据え、保育の質向上を視野に入れた年間を通じた待機児童ゼロに取り組むため「待機児童 Z E R O プラン R」へと進化させ、さらに取組期間を 3 年延長するとともに、考える力の基礎を育む市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく就学前教育を推進する「エージェンシー型教育 A C T 1 プラン」を策定し、保育の質向上を進めています。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
30	幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えてその心身の発達を支援します。	保育課 学務課
31	一時預かり事業（幼稚園型）	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施します。	子育て支援課
32	一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化します（月額上限あり）。 （満 3 歳（3 歳になった日から最初の 3 月 31 日まで）の子どもは市民税非課税世帯に限ります。）	保育課
33	私立幼稚園副食費補足給付	私立幼稚園に通園している世帯の市町村民税所得割合算額が 77,100 円以下である世帯の園児及び全所得階層の小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の園児の副食費（おかず）相当額の給付を行います。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
34	保育（保育所、認定こども園）	●保育所 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、保育を行います。 ●認定こども園 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、教育及び保育を一体的に行います。	保育課
35	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの私立幼稚園の保育料（月額上限 25,700 円）、保育所等、認定こども園の保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付（月額上限あり）を行います。	保育課
36	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満の子どもの保育を行う地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を行います。	保育課
37	保育士バンク事業	保育士資格を有しながら、保育士として就労していない人を対象に研修を行い、職場復帰を支援するとともに、保育士を必要としている施設との橋渡しを行います。 バンク登録者人数の増加及び保育施設への就職につながるよう、ハローワーク枚方と連携・協力し研修内容等の充実を図ります。	保育課
38	食物アレルギー対策事業	食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間保育所等に対して補助を行います。 民間保育所等における事業実施率の向上に努め、食物アレルギー対策の充実を図ります。	保育課
39	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設や様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置します。保護者のニーズや意向に寄り添った保育所等の利用案内につながるよう、きめ細かな対応に努めます。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
40	待機児童ZEROプランR6	待機児童ZEROプランR6の各事業を着実に推進し、保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境を整備することで、年間を通じた待機児童ゼロの継続に取り組めます。 ●児童受入促進事業 受入が見込める民間及び市立保育所等に配置基準を上回る保育士を配置して、年度途中の児童の受入を促進します。また、定員の弾力化を活用し、利用定員を超えて年度途中の児童の受入を行う民間施設には補助額の上乗せを行います。 ●保育士処遇改善事業 市独自の保育士の処遇改善を実施し、市内保育所等における保育士の確保及び離職防止を図ります。 ●保育士宿舍借り上げ支援事業 保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助して、保育士確保と離職防止に努めます。 ●待機児童ZEROプランR6PR 「待機児童ZEROプランR6」を情報発信し、保育士の確保を図ります。 ●保育士の子どもの優先入所 月140時間以上、市内保育所等で就労又は就労予定の保護者の子どもの優先入所を行い、子どもを持つ保育士の確保を図ります。	保育課
41	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを配置しています。また、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修の受講推進と地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行います。	学務課
42	外国につながる幼児への支援・配慮	外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイド」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。 幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。 保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。 引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。	市民活動振興室 保育課 学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
43	乳幼児の絵本贈呈事業(W i t h B o o k s 事業(HOPステージ))	絵本を通して親子で共有する時間を増やし、ともに学ぶ機会を提供し、本に親しみ、読み聞かせを通して大人と子どもの愛着を形成し、成長の土台とするため、出生と同時に本市の市民となった乳児及び3歳になる年度までに転入した子に、1人あたり4冊の乳幼児向けの絵本を贈呈します。	子育て支援課
44	絵本ふれあい事業(W i t h B o o k s 事業(HOPステージ))	市内保育所等の児童・保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめ絵本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を実施します。	保育課
45	図書館探検事業(W i t h B o o k s 事業(HOPステージ))	市内保育所等の児童が市立中央図書館を訪問し、絵本の借り方等を経験することで、児童が図書館を知る機会とし、本に対する興味を高めます。	保育課
46	保育所等保育料第2子以降の無償化	市独自の子育て支援策として、同一世帯の子ども全員をカウントし、特に負担感の大きい第2子以降の児童に係る保育所等保育料を無償化することで、対象児童を養育する子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	保育課
47	エージェンシー型教育A c t 1 プラン	●ねやがわ保育セミナー 市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを開催して、保育士の資質向上を図ります。 ●中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業 中堅期保育士がより高度な知識、技術を取得するための支援として、民間保育所等に就労する中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費を支援し、保育の質の向上を図ります。 ●就学前教育・保育プログラム事業 0歳から15歳までの切れ目のない15年一貫教育・保育の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づき、「考える力」を育成する“エージェンシー型教育・保育”を実施します。 ●保育補助者雇上強化事業 保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げ、保育士の負担軽減とこれまで以上に子どもたちと向き合う時間の確保に取り組む民間施設への補助を行うことにより、就学前教育・保育の充実を図ります。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
48	(仮称) 寝屋川 15 年一貫教育ガイドブックの製作	小中学校のディベート教育とそれにつながるエージェンシー型就学前教育の 0 歳から 15 歳まで切れ目ない市独自の特色ある 15 年一貫教育を体系的に示した冊子を作成します。	保育課
49	布団とおむつのサブスク事業	市立保育所・認定こども園において、午睡用布団のレンタルサービスと紙おむつの定額制利用サービスを導入し、保護者の負担軽減につなげます。	保育課
50	きょうだい優先入所	きょうだいで同一園の利用を希望する場合、希望の園に受入枠があれば、利用調整基準表の指数にかかわらず、きょうだいの同一園への入園を優先し、多子世帯の子育て負担の軽減を図ります。	保育課
51	子育て支援員研修	保育士の配置基準の見直し、エージェンシー型教育・保育の実施など保育環境の変化に対応するため、子育て支援員研修を実施します。	保育課

(2) 多様な保育の提供

社会情勢の変化により、働き方は多様化しています。不規則な勤務や早朝・夜間の勤務など、保護者の就労状況も様々であり、それぞれのニーズに対応できる保育の体制整備が求められています。

小学校就学前子ども調査では、日常的、又は緊急時もしくは用事のあるときに子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した保護者が13.7%となっています。また、直近の1年間に病気等で幼稚園や保育所の通常事業が利用できなかったことがある保護者は84.2%となっており、対処法としては「母親が仕事を休んだ」が73.7%と最も多くなっています。

子ども・保護者が病気のときや、保護者が用事やリフレッシュの時間をとりたいときなどに、子どもを一時的に預けられる事業のニーズは高いことから、今後も各家庭の状況に応じた、多様な保育の提供を通じて、保護者の負担軽減を図ります。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
52	延長保育事業	保育所等で、通常の開所時間前後の時間に保育を行います。	保育課
53	夜間保育事業	夜間に保護者が就労する場合等に保育を行います。	保育課
54	休日保育事業	休日・祝日等に保護者が就労等の理由で、子どもの保育が常態的に困難な場合に保育を行います。	保育課
55	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	保護者が、用事のあるときや病気のとき、リフレッシュしたいときなどに、保育所及び認定こども園並びにRELATTO(リラット)で子どもの一時的な保育を行います。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
56	子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めます。	子育て支援課
57	病児保育事業	保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設する保育施設で児童を預かる「病児対応型」と保育所等に通所中の児童が体調不良となった場合に、医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う「体調不良児対応型」を実施しています。病気や体調不良となった児童に対して、適切な保育を行える環境整備を進めます。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
58	ファミリー・サポート・センター事業	小学校6年生までの子どもの支援を受けたい人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。 事業の周知を進めるとともに、提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの呼びかけを実施します。	子育てリフレッシュ館
59	一時預かり等の無償化事業	保育の必要性のある児童の保護者が、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用給付(月額上限あり)を行います。(0歳から2歳までの子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課
60	バイバイおむつ事業	保育所等における使用済おむつの持ち帰りを不要とし、利用する保護者の負担を軽減することで、子育て支援の充実に図ります。	保育課
61	医療的ケア児保育支援事業	喀痰吸引等研修等の受講を推奨するほか、医療的ケア児の受入等に関するガイドラインを策定し、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築するとともに、医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備した事業所に対して補助します。	保育課
31	一時預かり事業(幼稚園型)(再掲)	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施します。	子育て支援課
32	一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲)	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化します(月額上限あり)。 (満3歳(3歳になった日から最初の3月31日まで)の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課
42	外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)	外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイド」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。 幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートします。 保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣します。 引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。	市民活動振興室 保育課 学務課

2 就学後の子どもの健全育成

(1) 放課後の居場所づくりの推進

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後や長期休暇中に子どもが安全に過ごせる場所の必要性が高まっていることから、全国的にみると、令和6年には、放課後児童クラブ（学童保育）に希望しても入れなかった児童が過去最多を更新しました。

国においては、放課後児童対策を一層強化し、こどもウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、「放課後児童対策パッケージ」をまとめ、放課後児童対策を進めています。

本市でも留守家庭児童会の利用児童数は年々増加しており、小学校就学前子ども調査（5歳児の保護者）の結果でも、小学校1～3年生の間、放課後を過ごさせたい場所として「留守家庭児童会」を挙げている割合が54.2%、小学校4～6年生では28.4%となっています。いずれも、前回調査から増加しています※。

小学校の学童期は、言語能力や認識力も高まり、子ども同士の集団活動や多様な体験・活動を通して、社会性や自己肯定感を身につけていきます。子どもたちが安全に過ごすことができ、様々な体験活動の機会となる放課後における居場所づくりを計画的に進めます。

※前回調査では小学校1～3年生が32.1%、小学校4～6年生が20.3%（前回調査は平成30年度に実施した小学校就学前子ども調査）。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
62	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めます。	社会教育推進課
63	放課後子供教室推進事業	小学校の放課後等に、学習支援やスポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供することにより、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、健全育成を図っています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援します。	社会教育推進課
64	放課後校庭開放事業	小学校の放課後等、平日毎日（長期休業期間中を含む。）、市立小学校の校庭を開放し、児童が安心して遊ぶことができる場を提供することにより、健全育成を図っています。	社会教育推進課
65	子ども食堂支援事業	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じるとともに、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行います。	こどもを守る課

(2) 幼・保・小の連携強化

就学前教育・保育施設の種類や家庭、地域の状況に関係なく、すべての子どもが小学校入学後も安心して学べる環境をつくるためには、幼児期の教育と小学校以降の教育の円滑な接続が重要となります。その実現のためには、関係機関が連携し、連続性・一貫性を持って小学校就学前後の接続期の教育を充実させることが求められます。

本市では、幼稚園教諭、保育士、小学校教員による合同意見交流会の実施により、相互理解や子どもの状況の共有を進めています。接続期における課題についての勉強会や研修等を実施し、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続に向けて検討を重ねてきました。また、全市的に小中一貫教育に取り組み、義務教育期間を見通した継続性・系統性・計画性のある「ねやがわ教育」の推進に加えて、就学前を含む0歳から15歳までの15年一貫教育・保育により、自分で考え自分で判断できる、自立した人間への成長を支えることを目指しています。

今後も、関係者と連携し、幼児期から小学校への架け橋期の教育の充実に向けて取り組んでいきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
66	教育に関する調査研究事業	子どもたちに学ぶ習慣と学び続ける力を身につけさせる「ねやがわスタンダード」の確立を目指し、各分野で調査・研究を推進します。また、研究成果の報告会等の実施を通して、研究内容を学校園に広く周知することで、より質の高い教育の充実に努めます。	総合教育研修センター
67	小学校就学前児童と小学生との交流	幼稚園教諭、保育士、小学校教員の合同研修、交流等を通して、相互の指導内容や地域の子どもの状況を共有し、連続したきめ細かな教育の実現に努めます。また、就学前児童と小学生との交流により、コミュニケーション能力の向上等互いの成長支援を行っています。 継続的な取組により成果が現れてきており、異年齢交流の機会の充実に努めています。	保育課 学務課 教育指導課
68	英語村（英語力向上プラン）事業	市内幼稚園、保育所園、認定こども園の5歳児を対象に、外国人英語講師による英語活動の体験を通じて、就学前の子どもが英語に親しむことで、英語の楽しさを味わい、小学校の外国語活動（国際コミュニケーション科）への効果的な接続を図っています。	総合教育研修センター
69	学校連携配送事業	児童・生徒が教科学習や調べ学習で活用できるよう、1回あたり約100～200冊の図書を、月1回、中央図書館から各学校へ配送するとともに、児童・生徒のタブレットから予約された中央図書館の本を週1回、各小中学校へ配送します。	中央図書館

3 障害児支援の充実

医療的ケア児などを含む障害児支援ニーズが多様化、複雑化し、その対応が求められるなかで、障害児支援・サービスの実施主体も多様化しています。そのため、公と民の連携の仕組みの充実と児童発達支援センターの機能強化等を含む療育システムの充実が課題となっています。また、障害児相談実施体制の確保や、障害児や保護者などへの効果的な支援、地域や保護者同士の支え合いの仕組みづくりも必要となっています。

教育においては、発達障害や医療的ケア児なども含めた多様なニーズに対応する、インクルーシブ（ともに学ぶ）教育の視点に立った障害児の教育、支援体制の充実とともに、ともに学び、暮らす「インクルージョン」の視点も踏まえた放課後支援の推進が必要です。

本市では、令和6年3月に「寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）」と一体的に「寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）」を策定し、子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備を目標に掲げています。

児童発達支援センターの中核的機能を活かし、自立支援協議会の障害児部会を通じて公・民の多様な機関が連携、協働する、障害児支援のネットワークを拡充するとともに、すべての子どもが地域のなかでともに過ごし、学ぶことを通じて成長するよう、インクルージョンの取組をあらゆる場面で進めるための情報発信や支援を関係機関等が連携して推進します。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
70	児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業	指定管理者による運営管理のもとで、就学前障害児を対象に、日常生活の支援や保育、発達の状況を踏まえた療育を行っています。 また、保育・訓練・相談・施設支援等、寝屋川市の療育システムの中核として、療育水準の維持・向上に加え、各事業所へのスーパーバイズや地域のインクルーシブの推進を図ります。	子育て支援課
71	児童発達支援事業（どんぐり教室等）	ことばの遅れや発達上の課題のある乳幼児の療育及び保護者への助言や支援を実施しています。 児童発達支援センターや幼稚園等との連携を図るとともに、療育を専門とする専門職（児童指導員・保育士）の確保・育成並びに児童発達支援管理責任者の育成を進めます。	子育て支援課
72	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に、放課後等デイサービス事業所に通って、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を図っています。 適正な支給決定に基づき、事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進します。	障害福祉課

No	事業名	事業の概要等	担当課
73	障害児保育	幼稚園・保育所・認定こども園・留守家庭児童会において、肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等を含め、育ち合いの保育を実施します。 配慮を必要とする児童の状況に応じて適切な保育・教育環境が確保できるよう、加配教員・保育士の配置を行います。また、留守家庭児童会においては、障害特性の理解に関する指導員の研修実施や加配を行います。	保育課 学務課 社会教育推進課
74	巡回相談	保育所等に在籍している障害児等の発達診断・相談を保育所等において実施しています。 関連部署や専門機関との連携により、保育内容の充実に向けた取組を進めるとともに、発達相談担当職員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等）の確保・育成に取り組みます。	保育課
75	居宅介護	障害児の居宅における入浴、排せつ及び食事等生活全般にわたる援助を行っています。 適正な支給決定に基づき、ホームヘルプサービスを通じて、障害児及び障害者の自立生活への支援を行います。	障害福祉課
76	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、地域における社会参加を促すことを目的に、外出支援を行っています。 外出時の支援を通じて、障害児及び障害者の地域生活における自立と社会参加を支援します。	障害福祉課
77	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある専門スタッフが、保護者からの依頼に基づき、保育所等を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、集団生活における障害児支援について専門的な見地からのアドバイスをを行っています。 専門スタッフのノウハウを伝達することにより、障害児保育の質の向上を図ります。	障害福祉課 子育て支援課
78	就学相談等小学校との連携	小学校就学前子ども・保護者への就学相談と、入学後の相談支援を行っています。 支援学級見学会、教育相談を通して学校と保護者との間で合理的配慮についての合意形成を行うとともに就学後の継続的な支援を行います。	子育て支援課 教育指導課
79	短期入所	家族等が疾病等を理由に、一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に障害者支援施設等に入所する事業を行っています。 短期間の入所支援を通じて、障害児及び障害者の生活支援と家族等の介護を支援します。	障害福祉課

No	事業名	事業の概要等	担当課
80	サポート手帳の活用	ひとりひとりの成長を記録する「はちかづきノート」、支援を受ける際の注意点等を記入する「知って帳」を活用して、成長段階に応じた支援が切れ目なく適切に行えるよう努めています。 サポート手帳の周知を図るとともに、支援学校、教育委員会、保育所等関係機関や保護者に働きかけて、有効に活用されるよう努めます。	障害福祉課
81	寝屋川市自立支援協議会の機能の充実	乳幼児期からのライフステージを通じた継続的な支援を充実させることを目的に、地域の障害者支援関係機関のネットワークである寝屋川市自立支援協議会に障害児部会を設置し、サポート手帳をツールとして活用するなど、障害児支援関係機関の連携を強化しています。 障害児の支援に係る社会資源及び療育システムについて関係機関との情報共有を迅速に行い、将来を見通した適切なサービスを選択・利用できるよう努めます。	障害福祉課
82	子ども用補聴器電池交換費用助成事業	18歳未満の難聴児の保護者に対し、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成しています。 制度を周知し、保護者の経済的負担軽減を図ります。	障害福祉課
83	難聴児補聴器等交付事業	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成しています。 制度を周知し、福祉の増進と保護者の経済的負担軽減を図ります。	障害福祉課
84	親子関係形成支援事業	親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるトレーニング等を実施し、スキルを学ぶとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換を出来る場を作ります。	こどもを守る課
12	小児慢性特定疾病医療費助成（再掲）	小児慢性特定疾病児に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行います。	子育て支援課 市民サービス部 （医療助成担当）
13	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（再掲）	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立（律）促進を図ります。	子育て支援課

基本方針 3 地域で子育てを支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

地域の人間関係の希薄化が進むなか、身近な地域で子どもや保護者が交流し、つながりづくりや情報交換を行うことは、子どもの健やかな成長、保護者の不安感・孤独感の軽減にもつながるなど、子育て支援に大きな意味を持っています。

本市では、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）を全中学校区に設置し、保護者や子どもに仲間づくりや子育てに関する情報交換の機会を提供するとともに、地域における子育て関連情報の発信、子育ての相談支援など、身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の充実に取り組んでいます。

また、子育て総合支援拠点である子育てリフレッシュ館（リラット）では、屋内の遊び場スペースや一時保育、様々な講座・イベントの開催、子育てコンシェルジュによる相談支援や情報提供等を実施しています。

市内の各地域では、幼稚園、保育所等における園庭開放や育児相談のほか、地域住民による子育てサロンや子育てサークルなど、乳幼児と保護者が利用できる様々な取組が実施されています。

今後も保護者にとって身近な情報提供、相談、交流の場として、さらに利用しやすい支援事業の取組を推進するとともに、地域の団体との連携に取り組めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
85	地域子育て支援拠点事業	就学前までの子どもとその保護者を対象にした「子育て支援センター」、概ね3歳未満の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」において、交流の場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を実施しています。	子育て支援課
86	幼稚園の地域開放、ふれあい文庫	幼稚園における園庭及びふれあい図書ルームの開放を通じ、子育て相談や未就園児の来園機会を提供しています。 ふれあい文庫を地域の未就園児の集いの場として、また親子のふれあいの場として今後も活用し、未就園児と保護者の仲間づくりにつなげます。	学務課
87	子ども読書活動の推進	赤ちゃんと親が一緒に楽しめる絵本の講座の開催等、図書館での絵本の読み聞かせ等を実施しています。 子どもが読書に関心を持つきっかけづくりとして、読書通帳を配布しています。 おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担う人材の育成に取り組めます。	中央図書館

No	事業名	事業の概要等	担当課
88	地域子育て支援事業	保育所等において、地域の就学前までの子どもとその保護者を対象として、所庭開放、広場、育児教室、育児相談、体験保育、出前保育、子育てサークル支援等、地域の子育て支援を行っています。 保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する知識・技術等を活かし、保護者の相談対応を通じて子育て不安や負担軽減に努めています。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
89	子育て応援サポーター事業	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めます。	子育て支援課
90	子育て応援リーダー事業	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めるとともに、新たなリーダーの養成に取り組めます。	子育て支援課
91	子育てリフレッシュ館の運営	子どもや保護者のリフレッシュを図るため、平成30年度に開設したRELATTO（リラット）で、一時預かり事業、遊びスペース、リフレッシュ講座等の運営を行っています。 市内外に、館の魅力や取組を、様々な媒体を活用して情報発信を行います。	子育てリフレッシュ館
92	キッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料減免（多子世帯応援事業）	多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るキッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料を減免し、事業開始をPRしながら、利用を促します。	子育てリフレッシュ館
93	望が丘地域交流スペース管理運営事業	令和6年4月から、市立望が丘小学校・中学校内に地域住民が交流できる場を設置し、子どもの知育や、子ども及びその保護者による相互の交流を行っています。 RELATTO（リラット）や中央図書館等と連携した子育て出張講座や、絵本の読み聞かせを実施するほか、保育士を配置し子育て・育児に関する悩みごとを気軽に相談できる場として、子育て支援を行います。	社会教育推進課

No	事業名	事業の概要等	担当課
3	こども家庭センター（母子保健機能）事業（再掲）	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置しています。保健福祉センター及びRELATTO（リラット）においては、こども家庭センターの母子保健機能として、児童福祉分野と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施します。	子育て支援課
26	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的の実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図ります。	子育て支援課
27	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めます。 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課 監察課

2 保護者に寄り添う支援の実施

少子高齢化の進展や核家族化等に伴い、幼い子どもと接する経験が少ない保護者が増加していることに加え、身近に相談できる相手がいない、子育ての大変さに対する周囲の理解がないなどの理由で、保護者の育児に対する不安感や負担感、孤独感が増大している状況があります。また、SNS等で情報を得る保護者も多いなか、情報量の多さや情報の曖昧さから、不安を増大させるケースもあります。

本市のニーズ調査では、子育てを「つらいと感じることが多い」と回答した人が、小学校就学前子ども調査で3.7%、小学生調査で3.8%、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と回答した人が、小学校就学前子ども調査で27.6%、小学生調査で32.5%となっています。また、子育てが地域の人に支えられていると感じない人が、小学校就学前子ども調査で29.7%、小学生調査で33.1%となっており、身近な地域で気軽に相談できる人がいない保護者が少なからず存在している様子がうかがわれます。

プッシュ型、アウトリーチ型も含めて、保護者がどのようなことでも相談できる機会をつくり、孤立化や不安感の軽減につなげる保護者支援の取組を進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
94	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。 家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めます。	子育て支援課
95	子育て世帯訪問支援事業	出産後、親族等の支援がない家庭や、保育士等が訪問している養育困難家庭、ヤングケアラー家庭等に対し必要に応じて訪問支援員を派遣し、自立に向けての支援を行っています。 利用希望の増加に対応できる体制と利用者の利便性の向上に努めます。	こどもを守る課 子育て支援課
96	こども相談	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応します。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
97	家庭教育サポーター派遣事業	地域の子育て経験者や専門家による「家庭教育サポートチーム」を設置し、小学校と連携して、支援が必要な家庭に対して訪問・相談活動・児童支援を行っています。 サポーターの資質向上に努めるとともに、効果的な活用ときめ細かな家庭教育支援を推進します。 夏季休業中に児童生徒支援人材と連携して、小学1年生全員に電話連絡及び家庭訪問を行います。	社会教育推進課
98	家庭教育学級事業	子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座を実施するとともに、家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。 より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図ります。	社会教育推進課
99	こども家庭センター事業	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっC o 相談ステーション」を設置しています。こども家庭センターとして児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運用を図り、すべての妊産婦、子ども及びその家庭に、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を提供できる体制を構築するとともに、児童虐待等防止を一層促進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図ります。	こどもを守る課
26	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図ります。	子育て支援課
89	子育て応援サポーター事業（再掲）	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めます。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
90	子育て応援 リーダー事業 (再掲)	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めるとともに、新たなリーダーの養成に取り組めます。	子育て支援課

3 地域全体で取り組む子育て支援

地域の人間関係の希薄化が進み、地域における子育て力が低下している状況のなか、「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するためには、地域の多様な団体や市民が、子どもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。日常的な地域とのつながりや見守り、周囲の人の支えは、保護者の不安や負担を軽減し、子どもが様々な大人との関わりを通じて社会性を身につけたり、多様な考えに触れたりする機会となります。

本市では、校区福祉委員会等が運営する子育てサロンや子育て支援団体、育児サークル等がそれぞれ工夫を凝らしながら、子育て家庭の交流や相談の場を提供しています。また、地域教育協議会（すこやかネット）は、学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、顔と名前が一致する人間関係を築くなかで「地域の子どもは地域で育てる」という機運を醸成することを目的に、中学校区ごとのそれぞれの地域で特色のある活動に取り組んでいます。

さらに、地域における見守り活動や赤ちゃんの駅の設定などを通じて、保護者や子どもが安心して過ごすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

今後も地域で活動する団体、幼稚園、保育所等、地域子育て支援拠点、学校等の関係機関、そして地域住民が連携し、「地域の子ども」として、子どもや子育て家庭を見守るとともに、子ども連れでも安心して外出できる地域環境づくりを進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
100	地域における子育て支援	校区福祉委員会等が地域の会場で運営する子育てサロン等、地域の子育て支援団体と連携し、子育て家庭に身近な場所での子育て支援の提供及び地域と子育て家庭の交流に結びつけるよう努めています。	子育て支援課
101	子育て支援グループの育成	各地域子育て支援拠点や保育所等で活動する自主サークル、ボランティアグループを支援するとともに、団体・自主活動の立ち上げを促進しています。 サークル活動のPRを行い、活動の活性化と活動グループの増加を促します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
102	地域人材との連携	地域の人材と連携して、多様な体験活動を実施し、人とのふれあいを通して、感性豊かで思いやりのある子どもを育むとともに、子どもや子育て家庭と地域の人との関係づくりを行います。 豊かな地域社会づくりを推進し、市民の生涯学習活動内容の充実に努めます。	保育課 学務課 社会教育推進課

No	事業名	事業の概要等	担当課
103	子どもの安全対策 (地域の見守り活動)	学校園等における安全管理の徹底や地域によるパトロールなど、より強固な子どもを守る地域ネットワークの構築に努めています。 また、「こども 110 番の家」の設置協力や「こども 110 番連絡車」(市公用車等)・「地域パトロールカー」による見回り等、子どもたちを地域で見守る意識を高め、子どもたちの安全確保に努めています。	社会教育推進課
104	赤ちゃんの駅	市内の公共施設等におむつ交換や授乳ができるスペースを確保するとともに、イベント時に「移動式赤ちゃんの駅」の貸し出しを行い、乳幼児連れの保護者が安心して外出を楽しめる環境を整えています。 赤ちゃんの駅の周知を図り、民間の店舗にも協力を呼びかけて、設置箇所、貸出数の拡大に努めます。	子育て支援課
105	ファミリー・サポート・センター事業利用料減免(多子世帯応援事業)	多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るファミリー・サポート・センターの利用料を減免し、事業開始をPRしながら利用を促し、適切に補助金の交付を行います。	子育てリフレッシュ館
58	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	小学校6年生までの子どもの支援を受けたい人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。 事業の周知を進めるとともに、提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの呼びかけを実施します。	子育てリフレッシュ館
65	子ども食堂支援事業(再掲)	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じるとともに、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行います。	こどもを守る課
90	子育て応援リーダー事業(再掲)	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めるとともに、新たなリーダーの養成に取り組めます。	子育て支援課

基本方針 4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止

子どもの虐待の背景には、保護者が子どもや子育てに対する知識・経験が不十分で未成熟である、保護者自身が十分な愛情を受けて育っていない、保護者の社会的孤立、家庭の経済的困窮、家族の不和、保護者の心身の健康状態、子どもの障害や疾病による育児負担など様々な要因が関係しています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和4年度は 214,843 件で、そのうち半数を占める心理的虐待に係る相談対応件数、警察等からの通告が増加傾向にあります。

こうした背景を踏まえ、令和4年6月には、児童等に対する家庭及び養育環境に対する支援を強化し、児童の権利擁護を推進するため「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正により、市区町村ではすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

本市では、令和6年4月にこども家庭センター「ねやっC o 相談ステーション」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を実施しています。要保護児童対策地域協議会においては、被虐待児に加え、虐待の発生リスクの高い児童や支援を要する妊婦を対象とし、妊娠期からの支援を継続実施しています。

また、令和6年6月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

今後も地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもに対するサポート等、総合的な支援を実施していくとともに、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組みます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
106	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげています。 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを通じて市民への周知啓発を図るとともに、会議への参加や研修会の実施を通して、地域全体での見守り体制の強化を図ります。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
107	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者)が居る家庭に訪問支援員を派遣し、適切な支援につなぐことにより、子どもの健全な成長を支援します。	こどもを守る課
56	子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めます。	子育て支援課
84	親子関係形成支援事業(再掲)	親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるトレーニング等を実施し、スキルを学ぶとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換を出来る場を作ります。	こどもを守る課
96	こども相談(再掲)	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応します。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課
99	こども家庭センター事業(再掲)	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっC o 相談ステーション」を設置しています。こども家庭センターとして児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運用を図り、すべての妊産婦、子ども及びその家庭に、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を提供できる体制を構築するとともに、児童虐待等防止を一層促進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図ります。	こどもを守る課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

本市におけるひとり親家庭の数は減少傾向にありますが、令和2年度末時点で1,500世帯を超えています。

全国的には、ひとり親家庭の相対的貧困率は約5割にのぼっており、特に母子家庭の母親の平均年間就労収入は父子家庭の父親の半分以上となっています。全国ひとり親家庭等調査（令和3年度）によれば、母子家庭においては「家計」や「仕事」など経済状況に関する悩みが多く、父子家庭においても「家計」や「家事」などに関する悩みが多い傾向となっています。

本市においても、児童扶養手当現況届時の面談において、子どもの進学に係る学費などの経済的な不安、家庭状況や健康状態により就業したくてもできない又は仕事が見つからないといった就業の悩みなど、様々な問題を抱えていることを確認しています。

今後もひとり親家庭が安心して暮らしていけるよう、支援施策に取り組みます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
108	母子生活支援施設への入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行います。	こどもを守る課
109	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給します。	こどもを守る課
110	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行います。	こどもを守る課
111	自立支援プログラムの策定（地域就労支援）	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行います。	こどもを守る課
112	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	こどもを守る課
113	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給します。	こどもを守る課
114	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けます。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
115	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立促進のための理由（技術習得のための通学、就職活動等）により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行います（1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり）。	こどもを守る課
116	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行います。	こどもを守る課
117	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成します。	市民サービス部（医療助成担当）
118	養育費等相談支援	子どもの養育費や親子交流など、離婚時に決めておくべき内容、公正証書作成等の手続について、弁護士相談（無料）を行います。	こどもを守る課
119	養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金	離婚を考える父母やひとり親家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払や親子交流に関する取り決めに公正証書（債務名義）化するのに要した費用を助成します。	こどもを守る課
120	養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金	養育費の支払や親子交流に関する取り決めについて、公正な第三者（ADR事業者）が関与して訴訟手続によらず解決を図る手続を利用した場合に要した費用を助成します。	こどもを守る課

3 子どもの貧困対策の推進

生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもの存在が社会問題となり、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取組が進められてきました。令和6年6月には、同法が改正され「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とされました。改正法では、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと、及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが求められます。

本市においても、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を始めとした様々な観点から、関係課と連携し、子どもの貧困対策に取り組めます。

【教育の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
121	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
122	児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行い、ケース会議を通じた対応の検討により、子ども家庭総合支援拠点等との連携による支援を行います。	教育指導課
123	キャリア教育	児童生徒ひとりひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めます。	教育指導課
124	特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行います。	教育政策総務課
125	義務教育就学援助奨励費	経済的な理由によって、子どもの学校費用にお困りの保護者に対し、援助を行います。	教育政策総務課
126	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給します。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
127	生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就学収入（アルバイト等）について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱います。	保護課
128	生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱います。	保護課
129	生活保護制度に係る進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援します。	保護課
130	生活保護制度に係る就職準備給付金	高校等卒業後に就職するための準備資金を支援します。	保護課
131	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行います。	保護課
132	中学校夜間学級就学奨励費	大阪府内の中学校夜間学級に在籍する寝屋川市在住の生徒のうち、経済的理由により就学困難な方に対して、援助を行います。	教育政策総務課
35	幼児教育・保育の無償化事業（再掲）	3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの私立幼稚園の保育料（月額上限 25,700 円）、保育所等、認定こども園の保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付（月額上限あり）を行います。	保育課
41	幼児教育アドバイザーの配置（再掲）	幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを配置しています。また、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修の受講推進と地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行います。	学務課

【生活の安定に資するための支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
133	家庭教育サポート チーム派遣事業	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、教員でない「家庭教育サポートチーム」を派遣し、学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家庭を総合的に支援します。	社会教育推進課
134	ひとり親家庭の 優先利用	保育所等利用調整の際、児童扶養手当を受給中等のひとり親世帯に対して、利用調整基準の指数調整を行います。	保育課
135	青少年の居場所 づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年が気軽に立ち寄り、悩み等を大学生ボランティア等に相談したり、交流できる居場所を提供しています。	社会教育推進課
136	食育の推進に 関する支援	離乳食講習会、乳幼児健康診査、子育て支援センター等で、妊娠中から就学前の子どもの保護者等を対象に栄養相談を実施しています。 「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、専門性を活かしながら、家庭、地域、福祉及び教育分野等と連携を図っています。	子育て支援課 保育課
137	生活困窮者住居 確保給付金	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給します。	保護課
3	こども家庭センタ ー（母子保健機能） 事業（再掲）	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置しています。保健福祉センター及びRELATTO（リラット）においては、こども家庭センターの母子保健機能として、児童福祉分野と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施します。	子育て支援課
26	乳児家庭全戸訪問 事業（こんにちは赤 ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的に実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図ります。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
56	子育て短期支援事業（ショートステイ等）（再掲）	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間（7日程度）預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めます。	子育て支援課
62	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めます。	社会教育推進課
63	放課後子供教室推進事業（再掲）	小学校の放課後等に、学習支援や校庭開放、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、健全育成を図っています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援します。	社会教育推進課
65	子ども食堂支援事業（再掲）	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じるとともに、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行います。	こどもを守る課
89	子育て応援サポーター事業（再掲）	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めます。	子育て支援課
94	養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。 家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めます。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
95	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	出産後、親族等の支援がない家庭や、保育士等が訪問している養育困難家庭、ヤングケアラー家庭等に対し必要に応じて訪問支援員を派遣し、自立に向けての支援を行っています。 利用希望の増加に対応できる体制と利用者の利便性の向上に努めます。	こどもを守る課 子育て支援課
98	家庭教育学級事業（再掲）	子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座を実施するとともに、家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。 より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図ります。	社会教育推進課
108	母子生活支援施設への入所支援（再掲）	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行います。	こどもを守る課
117	ひとり親家庭医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成します。	市民サービス部（医療助成担当）
121	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
123	キャリア教育（再掲）	児童生徒ひとりひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めます。	教育指導課
131	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援（再掲）	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行います。	保護課

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
138	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	保護課
139	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課
140	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援しています。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
141	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。ひとりひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。 また、資格を有するカウンセラーによるカウンセリング、就労支援セミナーを実施しています。	保護課
112	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	こどもを守る課
113	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給します。	こどもを守る課
116	母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行います。	こどもを守る課

【経済的支援・その他支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
142	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、所得に関係なく、0歳から高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給しています。	こどもを守る課
143	J R 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者がJ R通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。	こどもを守る課
144	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。	教育指導課
145	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える青少年又は保護者に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぎます。	社会教育推進課

No	事業名	事業の概要等	担当課
27	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めます。 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課 監察課
96	こども相談（再掲）	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応します。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課
106	要保護児童対策地域協議会（再掲）	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげています。 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを通じて市民への周知啓発を図るとともに、会議への参加や研修会の実施を通して、地域全体での見守り体制の強化を図ります。	こどもを守る課
109	児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給します。	こどもを守る課
110	母子・父子自立支援員による相談の充実（再掲）	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行います。	こどもを守る課
111	自立支援プログラムの策定（地域就労支援）（再掲）	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行います。	こどもを守る課
112	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
113	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給します。	こどもを守る課
114	母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けます。	こどもを守る課
115	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立し促進のための理由（技術習得のための通学、就職活動等）により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行います（1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり）。	こどもを守る課
118	養育費等相談支援（再掲）	子どもの養育費や親子交流など、離婚時に決めておくべき内容、公正証書作成等の手続について、弁護士相談（無料）を行います。	こどもを守る課
119	養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金（再掲）	離婚を考える父母やひとり親家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払や親子交流に関する取り決めを公正証書（債務名義）化するのに要した費用を助成します。	こどもを守る課
120	養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金（再掲）	養育費の支払や親子交流に関する取り決めについて、公正な第三者（ADR事業者）が関与して訴訟手続によらず解決を図る手続を利用した場合に要した費用を助成します。	こどもを守る課
121	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
139	生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課

4 共同養育の推進

両親の離婚や別居後の子どもの養育の在り方は、子どもの生活の安定や心身の健やかな成長に直結する問題であり、両親の離婚や別居に直面する子どもの利益を確保するためには、離婚や別居後も両親が可能な限り子どもの養育に積極的に関わり、協力して子育てを行うことが重要であると考えられます。

国においても令和6年5月に民法等の一部が改正され、親の責務等に関する規律の新設、養育費の履行確保に向けた見直し、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しなどが規定されましたが、子どもの最善の利益を確保するためには、今後、その趣旨・内容が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知を行っていくなどの環境整備が必要です。

本市においても、離婚前後のできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備や、養育費確保に向けた取組を実施していますが、今後も、国において共同親権・共同養育制度について議論が進められている状況を注視するとともに、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めるなど、共同養育の推進に資する取組を進めていきます。

No	事業名	事業の概要等	担当課
28	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発（再掲）	育児・介護休業制度の利用や労働時間の短縮等、子育て中も就労を継続できるよう、事業主や労働者、市民に対する啓発を行います。 両親がともに行う子育て講座等を開催します。 市民セミナーの開催にあたっては、性別・年齢に関わりなく、幅広い市民が参加、利用できる内容の創意工夫や利便性の向上に努めます。 父親の育児参加や育児休業取得を促進する情報発信やパパママ教室等の父親も参加しやすい講座・イベントを開催し、意識啓発に努めます。 子育て世代を対象にした就労相談を実施します。	人権・男女共同参画課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館 産業振興室
118	養育費等相談支援（再掲）	子どもの養育費や親子交流など、離婚時に決めておくべき内容、公正証書作成等の手続について、弁護士相談（無料）を行います。	こどもを守る課
119	養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金（再掲）	離婚を考える父母やひとり親家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払や親子交流に関する取り決めに公正証書（債務名義）化するのに要した費用を助成します。	こどもを守る課
120	養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金（再掲）	養育費の支払や親子交流に関する取り決めについて、公正な第三者（ADR事業者）が関与して訴訟手続によらず解決を図る手続を利用した場合に要した費用を助成します。	こどもを守る課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して定める、「教育・保育提供区域」については、前期計画を踏襲して、コミュニティセンターの圏域（コミセンエリア）を教育・保育提供区域とします。

【各コミセンエリアの概要】

(人・箇所)

コミセン エリア	人 口	(うち、小学生までの子どもの人口)			幼稚園数	認定 こども園数	認可 保育所数
		0～5歳	6～8歳	9～11歳			
西北	39,664	1,336	834	906	2	5	2
東北	43,926	1,563	955	1,147	1	4	6
東	36,941	1,881	969	1,001	1	3	7
西	37,164	1,263	733	748	1	9	0
西南	37,316	1,391	759	871	1	5	4
南	30,129	1,233	672	680	0	6	4
合計	225,140	8,667	4,922	5,353	6	32	23

(令和6年4月1日現在)



2 計画期間の人口推計

計画期間中の児童数について、住民基本台帳人口（令和2～6年・各年4月1日時点）をもとに、コーホート変化率法により推計しました。

【計画期間中の推計人口】

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳	4,025	3,986	3,885	3,813	3,751
3～5歳	4,412	4,250	4,161	4,028	3,985
6～8歳	4,779	4,641	4,530	4,431	4,268
9～11歳	5,214	5,097	4,945	4,800	4,661
合計	18,430	17,974	17,521	17,072	16,665

西北	0～2歳	622	616	602	587	573
	3～5歳	643	615	594	565	559
	6～8歳	811	729	648	611	586
	9～11歳	863	828	818	796	715
	合計	2,939	2,788	2,662	2,559	2,433
東北	0～2歳	647	652	636	619	604
	3～5歳	841	770	753	693	698
	6～8歳	941	950	906	886	811
	9～11歳	1,096	1,027	975	961	970
	合計	3,525	3,399	3,270	3,159	3,083
東	0～2歳	931	930	947	947	948
	3～5歳	958	950	907	893	891
	6～8歳	933	936	953	974	966
	9～11歳	976	976	980	943	946
	合計	3,798	3,792	3,787	3,757	3,751
西	0～2歳	578	565	537	520	507
	3～5歳	644	634	629	601	586
	6～8歳	707	669	652	638	628
	9～11歳	743	764	742	714	675
	合計	2,672	2,632	2,560	2,473	2,396
西南	0～2歳	647	627	593	580	567
	3～5歳	725	699	704	701	679
	6～8歳	733	729	761	743	717
	9～11歳	840	826	765	739	734
	合計	2,945	2,881	2,823	2,763	2,697
南	0～2歳	600	596	570	560	552
	3～5歳	601	582	574	575	572
	6～8歳	654	628	610	579	560
	9～11歳	696	676	665	647	621
	合計	2,551	2,482	2,419	2,361	2,305

※コーホート変化率法：各コーホート（同年出生集団）について、過去における実績人口の動勢から求めた「変化率」に基づき推計する方法。

3 量の見込み算出の考え方

幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、前期計画の実績並びにニーズ調査の結果等から必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1)「認定区分」と「家庭類型」

ア 認定区分

教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況（保護者の就労状況等）により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児

イ 家庭類型

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、タイプAからタイプFの8種類に類型化し、母親の就労希望を反映させた“潜在的家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休等を含む)		パートタイム就労(産休・育休等を含む)		未就労	
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満			
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休等を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
パート タイム就労 (産休・育休等を含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'			
	120時間未満 64時間以上							
	64時間未満		タイプC'					
未就労			タイプD			タイプF		

保育の必要性あり

保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム（就労時間：月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部）共働き家庭
 タイプC' : フルタイム・パートタイム（就労時間：月 64 時間未満＋月 64 時間～120 時間の一部）共働き家庭
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 64 時間未満＋月 64 時間～120 時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※産前・産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(2) 量の見込みの算出項目

下記の事業について、量の見込みの算出を行います。

ア 【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童	算出根拠	区域設定
ア	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） 【1号認定】	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭	3～5歳児	ニーズ 調 査	コミセン エリア
イ	保育所、認定こども園（保育所部分）等 【2・3号認定】	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児	ニーズ 調 査	コミセン エリア

イ 【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童等	算出根拠	区域設定
ウ	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児	ニーズ 調 査	コミセン エリア
エ	放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会）	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校1～ 6年生	ニーズ 調 査	コミセン エリア
オ	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	すべての家庭	0～18歳	ニーズ 調 査	市全域
カ	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	すべての家庭	0歳～就学 前（子育て支 援センター） 0～概ね3 歳未満（つど いの広場）	ニーズ 調 査	コミセン エリア
キ	一時預かり事業 （幼稚園型）	幼稚園等利用の家 庭	3～5歳児	ニーズ 調 査	コミセン エリア
	（幼稚園型を除く）	すべての家庭	0～5歳児	ニーズ 調 査	コミセン エリア
ク	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0歳～ 小学校6年 生	ニーズ 調 査	市全域
ケ	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	0歳～小学 校6年生	ニーズ 調 査	市全域
コ	利用者支援事業	すべての家庭	—	実績値	市全域
サ	乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん訪問）	すべての家庭	生後4か月	実績値	市全域
シ	養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業	すべての家庭	出産予定日 の2か月前 ～生後6か 月 （育児援助・ 家事援助事 業）	実績値	市全域
ス	妊婦健康診査	すべての家庭	妊娠中の人	実績値	市全域
セ	実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園奨励費対象と なる私立幼稚園に 子どもを通わせる 一定所得以下の家 庭	左記家庭の 園児及び第 3子以降の 園児	実績値	市全域
ソ	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	すべての家庭	—	—	市全域
タ	児童育成支援拠点事業	すべての家庭	—	—	市全域
チ	親子関係形成支援事業	すべての家庭	—	—	市全域
ツ	妊婦等包括相談支援事業	妊婦とその家族	—	—	市全域
テ	こども誰でも通園制度	すべての家庭	0歳～2歳	—	市全域
ト	産後ケア事業	産後ケアを必要と するすべて者	出産後一年 以内の母子	—	市全域

(3) 量の見込み算出の手順

国が示すニーズ調査結果を用いた量の見込みの算出手順は以下のとおりです。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況（一部施設の利用状況を含む。）でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在的家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させて、タイプを分類します。

ステップ3

～潜在的家庭タイプ別の将来児童数の算出～

計画期間の推計児童数と各潜在家庭タイプの構成比に基づき、潜在家庭タイプ別の推計児童数を算出します。

ステップ4

～事業別の対象となる児童数の算出～

事業ごとに対象となる家庭タイプを踏まえて、該当事業別の児童数を算出します。

たとえば、保育所や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）等の利用は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

該当事業別に、対象となる潜在的家庭タイプにおける利用希望から「利用意向率」（利用希望者数／該当事業別の回答者数）を算出します。

ステップ6

～量の見込み算出～

該当事業の対象となる児童数に利用意向率を掛け、量の見込みを算出します。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の量の見込みが算出されます。

国では、上記を基本としつつ、地域特性や施設整備等の状況に応じた自治体の独自設定も認めています。算出された量の見込みと実際の利用状況とに大きな差異がある場合、見込み量の補正を行う必要があります。以下の視点から補正値を検討しました。

- 過去の利用状況と比較して、多過ぎる又は少な過ぎる見込みになっていないか。
- 見込み量を算出するにあたっての考え方は適切か。
- 確保方策の検討にあたり留意すべき視点はありますか。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】

【事業概要】

満3歳以上で保育を必要としない（1号認定及び2号認定で教育を希望する者）、小学校就学前の子どもが利用できます。

【実績】

各年5月1日現在における在籍者数・定員

(人・箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1号認定					
	2号認定相当※1					
	合計④	2,276	2,102	1,897	1,792	1,677
確保量	特定教育・保育施設※2	1,118	1,117	1,107	1,255	1,199
	上記以外の施設※3	2,175	2,185	2,180	1,780	1,780
	市外施設	90	51	60	47	42
	合計⑤	3,383	3,353	3,347	3,082	3,021
過不足(⑤－④)		1,107	1,251	1,450	1,290	1,344
市内実施箇所数		30	31	31	34	37

※1 保護者の就労時間が2号認定相当の時間であっても、幼稚園の利用のみを希望する場合は、1号認定となります。

※2 子ども・子育て支援新制度に伴い、新たに創設された財政支援の仕組みである「施設型給付」の対象となる施設。

※3 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園（今後、新制度へ移行することにより、数値が変わる可能性があります。）。

【今後の方向性】

私立幼稚園から認定こども園への移行、保育所園からの認定こども園への移行、市外施設の利用者数によって確保方策は変動する可能性があります、引き続き、幼稚園等在籍者数に対して、市内施設での定員（量）を確保します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	1,192	1,150	1,124	1,088	1,077
	2号認定相当	389	373	365	354	349
	合計④	1,581	1,523	1,489	1,442	1,426
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	1,426	1,754	1,754	1,754	1,754
	上記以外の施設	1,553	1,148	1,148	1,148	1,148
	市外施設	42	42	42	42	42
	合計⑤	3,021	2,944	2,944	2,944	2,944
過不足（⑤－④）		1,440	1,421	1,455	1,502	1,518
市内実施箇所数		37	37	37	37	37

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・箇所）

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
西 北	量 の 見 込 み	1 号認定	166	159	154	146	145
		2 号認定相当	52	49	47	45	44
		合計④	218	208	201	191	189
	確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	特定教育・ 保育施設	101	101	101	101	101
		上記以外の施設	440	440	440	440	440
		市外施設	1	1	1	1	1
		合計⑤	542	542	542	542	542
	過不足（⑤－④）		324	324	324	324	324
	実施箇所数		7	7	7	7	7
東 北	量 の 見 込 み	1 号認定	224	205	200	184	186
		2 号認定相当	89	81	80	74	74
		合計④	313	286	280	258	260
	確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	特定教育・ 保育施設	459	459	459	459	459
		上記以外の施設	520	520	520	520	520
		市外施設	8	8	8	8	8
		合計⑤	987	987	987	987	987
	過不足（⑤－④）		674	701	707	729	727
	実施箇所数		4	4	4	4	4
東	量 の 見 込 み	1 号認定	284	282	269	265	264
		2 号認定相当	107	105	101	99	99
		合計④	391	387	370	364	363
	確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	特定教育・ 保育施設	254	582	582	582	582
		上記以外の施設	405	0	0	0	0
		市外施設	2	2	2	2	2
		合計⑤	661	584	584	584	584
	過不足（⑤－④）		270	197	214	220	221
	実施箇所数		4	4	4	4	4

(人・箇所)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西	量の見込み	1号認定	183	180	179	171	166
		2号認定相当	35	34	34	32	31
		合計④	218	214	213	203	197
	確保方策(提供量)	特定教育・保育施設	316	316	316	316	316
		上記以外の施設	188	188	188	188	188
		市外施設	1	1	1	1	1
		合計⑤	505	505	505	505	505
	過不足(⑤-④)		287	291	292	302	308
	実施箇所数		10	10	10	10	10
西南	量の見込み	1号認定	171	165	166	165	160
		2号認定相当	63	61	61	61	59
		合計④	234	226	227	226	219
	確保方策(提供量)	特定教育・保育施設	262	262	262	262	262
		上記以外の施設	0	0	0	0	0
		市外施設	1	1	1	1	1
		合計⑤	263	263	263	263	263
	過不足(⑤-④)		29	37	36	37	44
	実施箇所数		7	7	7	7	7
南	量の見込み	1号認定	164	159	157	157	156
		2号認定相当	44	43	42	42	42
		合計④	208	202	199	199	198
	確保方策(提供量)	特定教育・保育施設	34	34	34	34	34
		上記以外の施設	0	0	0	0	0
		市外施設	29	29	29	29	29
		合計⑤	63	63	63	63	63
	過不足(⑤-④)		△145	△139	△136	△136	△135
	実施箇所数		5	5	5	5	5

(2) 保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】

【事業概要】

保育を必要とする0～5歳（2号認定（3～5歳）及び3号認定（0～2歳））の子どもが利用できます。

【実績】

各年4月1日現在における在籍者数・定員

(人・箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	2号認定（3～5歳）	2,646	2,659	2,640	2,628	2,629
	3号認定（0歳）	201	231	212	203	218
	3号認定（1・2歳）	1,564	1,544	1,549	1,527	1,588
	合計㊤	4,411	4,434	4,401	4,358	4,435
確保量	2号認定（3～5歳）	2,676	2,696	2,696	2,711	2,665
	3号認定（0歳）	254	280	280	289	304
	3号認定（1・2歳）	1,607	1,668	1,668	1,658	1,675
	合計㊤	4,537	4,644	4,644	4,658	4,644
過不足（㊤－㊤）		126	210	243	300	209
市内実施箇所数		53	54	54	55	55

【今後の方向性】

就学前児童数の減少とともに、利用児童数は減少していく見込みですが、共働き家庭の増加等に伴う保育ニーズに対応するため、幼稚園から認定こども園への移行支援を含め、引き続き、市域全体で定員の拡充を図るなど受入体制を確保していきます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定（3～5歳）	2,654	2,555	2,504	2,424	2,398
	3号認定（0歳）	231	225	221	217	215
	3号認定（1・2歳）	1,638	1,631	1,583	1,550	1,521
	合計④	4,523	4,411	4,308	4,191	4,134
確保方策 （提供量）	2号認定（3～5歳）	2,665	2,719	2,719	2,719	2,719
	3号認定（0歳）	304	304	304	304	304
	3号認定（1・2歳）	1,675	1,708	1,708	1,708	1,708
	合計⑤	4,644	4,731	4,731	4,731	4,731
過不足（⑤－④）		121	320	423	540	597
市内実施箇所数		55	56	56	56	56

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・箇所）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 北	量 の 見 込 み	2号認定 （3～5歳）	380	363	351	334	330
		3号認定 （0歳）	37	36	36	35	34
		3号認定 （1・2歳）	247	247	242	236	230
		合計④	664	646	629	605	594
	確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	2号認定 （3～5歳）	438	438	438	438	438
		3号認定 （0歳）	63	63	63	63	63
		3号認定 （1・2歳）	258	258	258	258	258
		合計⑤	759	759	759	759	759
	過不足（⑤－④）		95	113	130	154	165
	実施箇所数		7	7	7	7	7
東 北	量 の 見 込 み	2号認定 （3～5歳）	501	458	448	412	415
		3号認定 （0歳）	35	33	33	32	31
		3号認定 （1・2歳）	283	290	282	275	268
		合計④	819	781	763	719	714
	確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	2号認定 （3～5歳）	406	406	406	406	406
		3号認定 （0歳）	54	54	54	54	54
		3号認定 （1・2歳）	285	285	285	285	285
		合計⑤	745	745	745	745	745
	過不足（⑤－④）		△74	△36	△18	26	31
	実施箇所数		10	10	10	10	10

※ 不足が生じている地域については、隣接地域での受入により対応します。

(人・箇所)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東	量の 見込み	2号認定 (3～5歳)	535	531	507	499	498
		3号認定 (0歳)	45	45	45	45	45
		3号認定 (1・2歳)	335	335	344	343	344
		合計④	915	911	896	887	887
	確保 方策 (提供量)	2号認定 (3～5歳)	419	473	473	473	473
		3号認定 (0歳)	56	56	56	56	56
		3号認定 (1・2歳)	233	266	266	266	266
		合計⑤	708	795	795	795	795
	過不足(⑤－④)		△207	△116	△101	△92	△92
	実施箇所数		10	11	11	11	11
西	量の 見込み	2号認定 (3～5歳)	398	392	389	371	363
		3号認定 (0歳)	33	32	31	30	30
		3号認定 (1・2歳)	259	255	239	232	225
		合計④	690	679	659	633	618
	確保 方策 (提供量)	2号認定 (3～5歳)	479	479	479	479	479
		3号認定 (0歳)	47	47	47	47	47
		3号認定 (1・2歳)	294	294	294	294	294
		合計⑤	820	820	820	820	820
	過不足(⑤－④)		130	141	161	187	202
	実施箇所数		9	9	9	9	9

※ 不足が生じている地域については、隣接地域での受入により対応します。

(人・箇所)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 南	量の 見込み	2号認定 (3～5歳)	468	451	454	452	438
		3号認定 (0歳)	43	42	41	40	40
		3号認定 (1・2歳)	257	249	232	227	222
		合計④	768	742	727	719	700
	確保 方策 (提供量)	2号認定 (3～5歳)	452	452	452	452	452
		3号認定 (0歳)	32	32	32	32	32
		3号認定 (1・2歳)	287	287	287	287	287
		合計⑤	771	771	771	771	771
	過不足(⑤－④)		3	29	44	52	71
	実施箇所数		10	10	10	10	10
南	量の 見込み	2号認定 (3～5歳)	372	360	355	356	354
		3号認定 (0歳)	38	37	36	35	35
		3号認定 (1・2歳)	257	255	243	237	233
		合計④	667	652	634	628	622
	確保 方策 (提供量)	2号認定 (3～5歳)	471	471	471	471	471
		3号認定 (0歳)	52	52	52	52	52
		3号認定 (1・2歳)	318	318	318	318	318
		合計⑤	841	841	841	841	841
	過不足(⑤－④)		174	189	207	213	219
	実施箇所数		9	9	9	9	9

※ 不足が生じている地域については、隣接地域での受入により対応します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園等において、保育時間（標準時間（11時間）、短時間（8時間））を超えて保育を実施する事業です。

【実績】

（人・箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績④	1,812	1,813	2,035	1,837	1,981
確保量⑤	1,812	1,813	2,035	1,837	1,981
過不足（⑤－④）	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	48	43	45	49	49

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

コロナ禍の時期を除いて、利用率は一定高い水準を維持しており、今後も保育所等の利用ニーズは高い傾向が続く見込みです。保護者ニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・箇所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み④	2,045	1,997	1,947	1,893	1,866
確保方策（提供量）⑤	2,045	1,997	1,947	1,893	1,866
過不足（⑤－④）	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	49	50	50	50	50

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西北	量の見込み④	275	268	260	250	246
	確保方策(提供量)⑤	275	268	260	250	246
	過不足(⑤－④)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	6	6	6	6	6
東北	量の見込み④	373	357	348	328	326
	確保方策(提供量)⑤	373	357	348	328	326
	過不足(⑤－④)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	10	10	10	10	10
東	量の見込み④	293	291	287	284	284
	確保方策(提供量)⑤	293	291	287	284	284
	過不足(⑤－④)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	8	9	9	9	9
西	量の見込み④	387	381	370	355	346
	確保方策(提供量)⑤	387	381	370	355	346
	過不足(⑤－④)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	9	9	9	9	9
西南	量の見込み④	272	263	258	255	248
	確保方策(提供量)⑤	272	263	258	255	248
	過不足(⑤－④)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	8	8	8	8	8
南	量の見込み④	445	437	424	421	416
	確保方策(提供量)⑤	445	437	424	421	416
	過不足(⑤－④)	0	0	0	0	0
	実施箇所数	8	8	8	8	8

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

【事業概要】

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図ります。

【実績】

(人・校)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	低学年	1,439	1,453	1,765	1,866	1,887
	高学年	304	298	459	488	522
	合計④	1,743	1,751	2,224	2,354	2,409
確保量⑤		2,550	2,550	2,550	2,550	2,740
過不足(⑤－④)		807	799	326	196	331
市内実施箇所数		24 (45 区画)	24 (55 区画)	24 (63 区画)	24 (70 区画)	23 (71 区画)

※ 各年5月1日現在における入会児童数・定員

※ 区画（専用区画）とは、開所時間を通じて、遊び、生活を行うために整備された部屋等を指します。

【今後の方向性】

近年、低学年・高学年とも実績が大幅に増加しているため受入人数を増やすための職員数の確保が課題となっています。

児童数全体は減少傾向ですが、留守家庭児童会の利用人数は令和10年度まで増加する見込みです。令和11年度以降は利用人数が減少するとともに確保方策の減少も見込まれます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・校）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1年生	777	771	784	810	764
	2年生	609	604	593	593	607
	3年生	497	496	505	506	514
	4年生	311	309	308	311	307
	5年生	145	150	146	147	148
	6年生	79	83	88	87	93
	合計㉔	2,418	2,413	2,424	2,454	2,433
確保 方策 （提供量）	合計㉕	2,740	2,740	2,750	2,790	2,770
過不足（㉕－㉔）		322	327	326	336	337
市内実施箇所数		23 (71 区画)	23 (71 区画)	23 (71 区画)	23 (71 区画)	23 (71 区画)

※ 国の示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、学年ごとの量の見込みを算出しました。

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・校）

量の見込み			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 北	量の 見 込 み	1年生	123	111	117	128	118
		2年生	111	95	85	88	96
		3年生	88	91	79	74	76
		4年生	49	55	56	49	44
		5年生	24	24	26	28	24
		6年生	15	14	14	16	16
		合計④	410	390	377	383	374
	確保 方 策 （ 提 供 量 ）	合計⑤	480	440	430	440	430
過不足（⑤－④）			70	50	53	57	56
実施箇所数			4 (13 区画)	4 (13 区画)	4 (13 区画)	4 (13 区画)	4 (13 区画)
東 北	量の 見 込 み	1年生	160	151	128	154	119
		2年生	116	124	116	97	115
		3年生	89	95	105	99	84
		4年生	63	56	59	63	60
		5年生	30	30	26	28	30
		6年生	17	17	17	15	18
		合計④	475	473	451	456	426
	確保 方 策 （ 提 供 量 ）	合計⑤	530	530	510	500	490
過不足（⑤－④）			55	57	59	44	64
実施箇所数			4 (12 区画)	4 (12 区画)	4 (12 区画)	4 (12 区画)	4 (12 区画)

(人・校)

量の見込み			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東	量の見込み	1年生	148	161	178	181	180
		2年生	121	116	124	135	135
		3年生	95	99	96	105	116
		4年生	61	59	61	60	65
		5年生	27	30	28	29	28
		6年生	14	16	18	17	19
		合計④	466	481	505	527	543
	確保方策(提供量)	合計⑤	510	530	550	570	580
過不足(⑤-④)			44	49	45	43	37
実施箇所数			3 (13区画)	3 (13区画)	3 (13区画)	3 (13区画)	3 (13区画)
西	量の見込み	1年生	116	108	117	122	110
		2年生	92	90	84	88	92
		3年生	74	74	76	71	78
		4年生	47	46	47	47	43
		5年生	22	23	22	22	23
		6年生	10	12	13	13	14
		合計④	361	353	359	363	360
	確保方策(提供量)	合計⑤	410	410	420	430	430
過不足(⑤-④)			49	57	61	67	70
実施箇所数			4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)

(人・校)

量の見込み			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 南	量の 見 込 み	1年生	124	134	128	119	127
		2年生	83	97	103	97	89
		3年生	84	67	80	88	84
		4年生	50	53	42	49	54
		5年生	23	23	25	19	23
		6年生	13	13	14	14	13
		合計④	377	387	392	386	390
南	確保 方 策 (提 供 量)	合計⑤	430	440	440	440	440
		過不足(⑤－④)	53	53	48	54	50
		実施箇所数	4 (12 区画)	4 (12 区画)	4 (12 区画)	4 (12 区画)	4 (12 区画)
		1年生	106	106	116	106	110
		2年生	86	82	81	88	80
		3年生	67	70	69	69	76
		4年生	41	40	43	43	41
南	量の 見 込 み	5年生	19	20	19	21	20
		6年生	10	11	12	12	13
		合計④	329	329	340	339	340
	確保 方 策 (提 供 量)	合計⑤	380	390	400	410	400
		過不足(⑤－④)	51	61	60	71	60
		実施箇所数	4 (11 区画)	4 (11 区画)	4 (11 区画)	4 (11 区画)	4 (11 区画)

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

【実績】

（人日・箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績④	52	121	91	47	48
確保量⑤	52	121	91	47	48
過不足（⑤－④）	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	7	8	8	8	7

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

令和6年度から実施箇所が減少したため、現在契約している施設での実施を継続していくことが課題となっています。本事業を必要とする家庭が利用できるよう適切に対応するとともに、施設の場所等、利用者の利便性について配慮しながら、引き続き、事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日・箇所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み④	150	146	143	139	137
確保方策（提供量）⑤	150	146	143	139	137
過不足（⑤－④）	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	7	7	7	7	7

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

未就学児とその保護者が気軽に集える場所で、相互交流や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

(人回・箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	40,332	49,750	72,944	74,038	74,038
市内実施箇所数	12	12	12	12	12

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

実施箇所数は、今後、ニーズ等の状況により増える可能性があります。令和8年度に、おやこほっとステーションが、(仮称)こども専用図書館に移って面積が拡大することから、ニーズが拡大すると見込んでいます。

子育て家庭の交流や情報提供の場として必要な事業であることから、地域子育て支援拠点連絡会議などを通じて連携を密にするとともに、RELATTO(リラット)との連携など、利用の拡大を図ります。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人回・箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	77,061	86,061	84,263	82,822	81,551
市内実施箇所数	12	12	12	12	12

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人回・箇所）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
西 北	量の見込み④	13,171	12,989	12,658	12,364	12,055
	実施箇所数	2	2	2	2	2
東 北	量の見込み④	10,898	10,971	10,672	10,339	10,059
	実施箇所数	2	2	2	2	2
東	量の見込み④	23,114	32,905	33,264	33,179	33,112
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西	量の見込み④	12,316	11,987	11,362	10,985	10,680
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西 南	量の見込み④	7,154	6,880	6,474	6,309	6,148
	実施箇所数	2	2	2	2	2
南	量の見込み④	10,408	10,329	9,833	9,646	9,497
	実施箇所数	2	2	2	2	2

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的に預かる事業です。

【実績】

(人日・箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1号認定	27,425	24,554	2,397	10,557	10,557
	2号認定相当	18,576	23,379	25,954	21,476	20,887
	合計④	45,559	47,933	28,351	31,907	31,444
確保量	合計⑤	45,559	47,933	28,351	31,907	31,444
過不足(⑤-④)		0	0	0	0	0
市内実施箇所数		26	27	27	30	33

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

利用ニーズに対して確保方策は充当できる見込みです。今後、保育所園からの認定こども園への移行によって確保方策は変動する可能性があります、市内施設での受入可能人数を確保していきます。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人日・箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	14,647	22,275	21,797	21,103	20,874
	2号認定相当	19,690	10,803	10,562	10,228	10,115
	合計④	34,337	33,078	32,359	31,332	30,988
(提供量) 確保方策	幼稚園型Ⅰ	14,647	22,275	21,797	21,103	20,874
	上記以外 (私学助成等)	19,690	10,803	10,562	10,228	10,115
	合計⑤	34,337	33,078	32,359	31,332	30,988
過不足(⑤-④)		0	0	0	0	0
市内実施箇所数		33	33	33	33	33

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人日・箇所）

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
西 北	量の 見込み	1号認定	2,135	2,042	1,972	1,876	1,856
		2号認定相当	5,104	4,916	4,807	4,655	4,603
		合計④	7,239	6,958	6,779	6,531	6,459
	確保方策（提供量）⑤		7,239	6,958	6,779	6,531	6,459
過不足（⑤－④）			0	0	0	0	0
実施箇所数			6	6	6	6	6
東 北	量の 見込み	1号認定	2,792	2,556	2,500	2,301	2,317
		2号認定相当	1,743	1,679	1,642	1,590	1,572
		合計④	4,535	4,235	4,142	3,891	3,889
	確保方策（提供量）⑤		4,535	4,235	4,142	3,891	3,889
過不足（⑤－④）			0	0	0	0	0
実施箇所数			4	4	4	4	4
東	量の 見込み	1号認定	3,180	11,319	10,994	10,695	10,603
		2号認定相当	8,476	0	0	0	0
		合計④	11,656	11,319	10,994	10,695	10,603
	確保方策（提供量）⑤		11,656	11,319	10,994	10,695	10,603
過不足（⑤－④）			0	0	0	0	0
実施箇所数			4	4	4	4	4

(人日・箇所)

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
西	量の見込み	1号認定	2,138	2,105	2,088	1,995	1,945
		2号認定相当	4,368	4,207	4,113	3,983	3,939
		合計④	6,506	6,312	6,201	5,978	5,884
	確保方策（提供量）⑤		6,506	6,312	6,201	5,978	5,884
過不足（⑤－④）			0	0	0	0	0
実施箇所数			9	9	9	9	9
西南	量の見込み	1号認定	2,407	2,321	2,337	2,327	2,254
		2号認定相当	0	0	0	0	0
		合計④	2,407	2,321	2,337	2,327	2,254
	確保方策（提供量）⑤		2,407	2,321	2,337	2,327	2,254
過不足（⑤－④）			0	0	0	0	0
実施箇所数			6	6	6	6	6
南	量の見込み	1号認定	1,995	1,932	1,906	1,909	1,899
		2号認定相当	0	0	0	0	0
		合計④	1,995	1,932	1,906	1,909	1,899
	確保方策（提供量）⑤		1,995	1,932	1,906	1,909	1,899
過不足（⑤－④）			0	0	0	0	0
実施箇所数			4	4	4	4	4

※ 通園バスの利用等により、在住区域外への通園が可能であるため、過不足についてはこの限りではありません。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

【実績】

（人日・箇所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※1
保育所・認定こども園	実績④	2,295	1,204	1,642	1,799	1,799
	確保量⑤	15,928	14,972	17,829	16,055	16,055
	過不足（⑤－④）	13,633	13,768	16,187	14,256	14,256
	市内実施箇所数	8	8	8	8	8
※2 子育てリフレッシュ館	実績④	1,372	1,846	2,009	2,186	2,186
	確保量⑤	1,590	4,820	4,840	4,860	4,860
	過不足（⑤－④）	218	2,974	2,831	2,674	2,674
	市内実施箇所数	1	1	1	1	1
合計	実績④	3,667	3,050	3,651	3,985	3,985
	確保量⑤	17,518	19,792	22,669	20,915	20,915
	過不足（⑤－④）	13,851	16,742	19,018	16,930	16,930
	市内実施箇所数	9	9	9	9	9

※1 令和6年度の実績は見込み値です。

※2 子育てリフレッシュ館の一時預かりは令和8年度以降に（仮称）こども専用図書館に移転予定

【今後の方向性】

開所日数と定員数（最大値）を確保方策としているため、確保方策の数字が大きくなっています。利用実態に即して、保護者が必要とする際には保育所及び認定こども園で一時預かりを利用できるよう、保育士の確保を図ります。

また、RELATTO（リラット）の一時預かりを通じて、市内の保育所及び認定こども園での一時預かりの促進につなげます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日・箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園	量の見込み④	2,281	2,236	2,176	2,123	2,089
	確保方策（提供量）⑤	16,969	16,827	17,040	16,898	17,111
	過不足（⑤－④）	14,688	14,591	14,864	14,775	15,022
	市内実施箇所数	8	8	8	8	8
子育てリフレッシュ館	量の見込み④	2,328	2,479	2,641	2,812	2,995
	確保方策（提供量）⑤	4,780	4,740	4,800	4,760	4,820
	過不足（⑤－④）	2,452	2,261	2,159	1,948	1,825
	市内実施箇所数	1	1	1	1	1
合計	量の見込み④	4,609	4,715	4,817	4,935	5,084
	確保方策（提供量）⑤	21,749	21,567	21,840	21,658	21,931
	過不足（⑤－④）	17,140	16,852	17,023	16,723	16,847
	市内実施箇所数	9	9	9	9	9

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人日・箇所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西北	量の見込み④	788	766	740	712	698
	確保方策（提供量）⑤	2,390	2,370	2,400	2,380	2,410
	過不足（⑤－④）	1,602	1,064	1,660	1,668	1,712
	実施箇所数	1	1	1	1	1
東北	量の見込み④	13	13	12	12	12
	確保方策（提供量）⑤	1,434	1,422	1,440	1,428	1,446
	過不足（⑤－④）	1,421	1,409	1,428	1,416	1,434
	実施箇所数	1	1	1	1	1
東	量の見込み④	872	864	848	839	834
	確保方策（提供量）⑤	3,824	3,792	3,840	3,808	3,856
	過不足（⑤－④）	2,952	2,928	2,992	2,969	3,022
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西	量の見込み④	281	277	269	258	251
	確保方策（提供量）⑤	4,541	4,503	4,560	4,522	4,579
	過不足（⑤－④）	4,260	4,226	4,291	4,264	4,328
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西南	量の見込み④	253	243	236	232	225
	確保方策（提供量）⑤	2,390	2,370	2,400	2,380	2,410
	過不足（⑤－④）	2,137	2,127	2,164	2,148	2,185
	実施箇所数	1	1	1	1	1
南	量の見込み④	74	73	71	70	69
	確保方策（提供量）⑤	2,390	2,370	2,400	2,380	2,410
	過不足（⑤－④）	2,316	2,297	2,329	2,310	2,341
	実施箇所数	1	1	1	1	1

※ 子育てリフレッシュ館は単独で全市域を対象とすることから上記区域別とは別途量の見込みを計上しています。

子育てリフレッシュ館 （再掲）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み④	2,328	2,479	2,641	2,812	2,995
確保方策（提供量）⑤	4,780	4,740	4,800	4,760	4,820
過不足（⑤－④）	2,452	2,261	2,159	1,948	1,825
実施箇所数	1	1	1	1	1

(6) 病児保育事業

【事業概要】

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった子どもを保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を図る事業です。

【実績】

(人日・箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	病児対応型	445	1,087	1,235	1,746	1,727
	体調不良児対応型	3,139	4,763	6,063	6,090	5,712
	合計④	3,584	5,850	7,298	7,836	7,439
確保量⑤		3,584	5,850	7,298	7,836	7,439
過不足(⑤－④)		0	0	0	0	0
市内実施箇所数		19	20	22	22	23

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

病児対応型は、市内実施箇所が2施設であり、地域によって利用しづらい場合もあるため、地域のニーズを踏まえ、今後の在り方について検討します。

体調不良児対応型は、就学前児童数が減少する見込みであることから、体調不良児対応型の利用も減少すると見込んでいます。

引き続き、病気や体調不良になった児童に対して、適切な保育を行い、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人日・箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	病児対応型	1,681	1,641	1,603	1,562	1,541
	体調不良児対応型	5,825	5,686	5,555	5,414	5,341
	合計④	7,506	7,327	7,158	6,979	6,882
確保方策(提供量)⑤		12,240	12,240	12,240	12,240	12,240
過不足(⑤－④)		4,734	4,913	5,082	5,264	5,358
市内実施箇所数		24	24	24	24	24

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

保護者の仕事と家庭の両立及び子どもの健やかな育成を支援するため、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）

【実績】

（人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績④	743	806	1,711	2,733	2,733
確保量⑤	1,006	806	1,711	2,733	2,733
過不足（⑤－④）	263	0	0	0	0

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

コロナ禍以降、利用実績が大きく増加しています。令和4年度から、第2子以降の子どもの利用料が無料となる多子世帯応援事業を行っています。

支援体制を充実するため、様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの周知を行い、提供会員の更なる確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み④	2,631	2,564	2,496	2,427	2,385
確保方策（提供量）⑤	2,631	2,564	2,496	2,427	2,385
過不足（⑤－④）	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言等を行います。

【実績】

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績④	6	6	6	6	6
確保量⑤	6	6	6	6	6
過不足(⑤-④)	0	0	0	0	0

※ 実施場所(令和2年度): こどもセンター【基本型】、たんぽぽ保育所子育て支援センター【基本型】、保健福祉センター(子育て世代包括支援センター【母子保健型】、保育コンシェルジュ【特定型】)、RELATTO(リラット)(子育てコンシェルジュ【基本型】、子育て世代包括支援センター【母子保健型】)

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点において、子どもやその保護者、妊娠している人が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、引き続き、地域や関係機関と連携を図りながら支援の更なる充実を図ります。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
※1 量の見込み	基本型※2・特定型※3	4	4	4	4	4
	こども家庭センター型※4	2	2	2	2	2
	合計④	6	6	6	6	6
(提供量) 確保方策	基本型・特定型	4	4	4	4	4
	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
	合計⑤	6	6	6	6	6

※1 国の示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、「基本型・特定型」「こども家庭センター型」に分けて量の見込みを算出しました。

※2 「基本型」:「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。)

※3 主に「利用者支援」を実施する形態(主として、行政機関の窓口等を活用します。)

※4 主に児童福祉(虐待対応を含む。)の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施。
統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

(人・件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	出生数	1,478	1,470	1,392	1,367	1,400
	訪問数	1,111	1,200	1,184	1,202	1,300
確保量（実施体制）		民生委員・児童委員（委嘱）、助産師（委託）、保育士（任期付）、保健師（正職）				

※ 各年4月1日から翌年3月31日の間の出生数

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

令和5年2月の伴走型相談支援（出産・子育て応援給付金）の開始により、より一層多様なニーズに対応できる相談体制、必要な支援につなぐ体制を構築しています。伴走型相談支援（出産・子育て応援給付金）は、令和7年度から妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付事業）に移行しています。）

養育支援訪問事業等とも連携し、子育てを始める保護者の不安を軽減し、必要な支援に結び付けるために、引き続き全戸訪問を実施します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(人・件)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	出生数	1,297	1,267	1,243	1,224	1,206
	訪問数	1,102	1,076	1,056	1,040	1,025
確保方策（実施体制）		民生委員・児童委員（委嘱）、助産師（委託）、保育士（任期付）、保健師（正職）				

(10) 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭を訪問して、養育に関する助言、指導を行い、家庭内での育児に関する具体的な援助を行う事業です。

【実績】

(世帯)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	養育支援訪問事業	39	29	42	43	85
	育児援助・家事援助事業	53	71	56	45	54
	合計	92	100	98	88	139
確保量	養育支援訪問事業	24	24	24	16	20
	育児援助・家事援助事業	9 団体	9 団体	9 団体	10 団体	11 団体

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

※ 令和6年度から子育て世帯訪問支援事業として実施

【今後の方向性】

事業の認知が進み、委託事業所数の拡大が見込める予定です。母子保健訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問と連携し、子どもが適切に養育される環境の確保及び保護者の負担軽減を図るため、実施体制を充実します。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(世帯)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	養育支援訪問事業	85	85	85	85	85
	子育て世帯訪問支援事業	54	54	54	54	54
	合計	139	139	139	139	139
(実施体制) 確保方策	養育支援訪問事業	20	20	20	20	20
	子育て世帯訪問支援事業	14 団体	14 団体	14 団体	14 団体	14 団体

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【実績】

(人・回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	対象人数	1,422	1,484	1,723	1,606	1,440
	健診回数	17,597	17,929	16,193	15,828	16,992
確保量(実施体制)		【実施場所】 府内の医療機関、助産院 ※他府県の場合は受診後に還付 【検査項目】 健康状態の把握 検査計測・保健指導等 血液検査・子宮頸がん検診 超音波検査 B群溶血性レンサ球菌 性器クラミジア NST検査 【実施時期】 通年				

※ 令和6年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

出生数の減少に伴い、対象人数・健診回数も減少していく見込みですが、今後も引き続き、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦の経済的負担軽減と健康管理に努めます。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人・回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数	1,532	1,484	1,430	1,383	1,338
	健診回数	21,448	20,776	20,020	19,362	18,732
確保方策(実施体制)		【実施場所】 府内の医療機関、助産院 ※他府県の場合は受診後に還付 【検査項目】 健康状態の把握 検査計測・保健指導等 血液検査・子宮頸がん検診 超音波検査 B群溶血性レンサ球菌 性器クラミジア NST検査 【実施時期】 通年				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

私立幼稚園に通園している世帯の市町村民税所得割合算額が 77,100 円以下である世帯の園児及び全所得階層の第3子以降の園児の副食費（おかず）相当額の給付を行います。

【実績】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	263	254	234	162	150

【今後の方向性】

国や他市の動向を注視し、引き続き事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75	45	44	42	41
確保方策（提供量）	75	45	44	42	41

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）です。

【今後の方向性】

国の実施要綱に基づく「新規参入施設等への巡回支援」「認定こども園特別支援教育・保育経費」についての検討を行います。

(14) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【今後の方向性】

担い手となる団体の確保や実施している居場所づくりの施策等を踏まえ、在り方について検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。本市ではペアレント・トレーニング等の講座を本事業に位置づけます。

【今後の方向性】

今後、親子関係形成支援の在り方について検討します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み④	40	40	40	40	40
確保方策（提供量）⑤	40	40	40	40	40
過不足（⑤－④）	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦及びその配偶者等に対し、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報提供を行うとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぎ、妊娠した時から寄り添いながら継続的に支援を行う事業です。

【今後の方向性】

妊婦のための支援給付と組み合わせて実施することにより、効果的な伴走型支援を実施します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数 1,300 1組当面谈回数 3 合計回数 3,900	妊娠届出数 1,260 1組当面谈回数 3 合計回数 3,780	妊娠届出数 1,220 1組当面谈回数 3 合計回数 3,660	妊娠届出数 1,180 1組当面谈回数 3 合計回数 3,540	妊娠届出数 1,140 1組当面谈回数 3 合計回数 3,420
確保方策（こども家庭センター）	3,200 回	3,100 回	3,000 回	2,900 回	2,800 回
確保方策（上記以外で業務委託）	800 回	760 回	730 回	710 回	690 回

(17) こども誰でも通園制度

【事業概要】

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

【今後の方向性】

令和8年度からの制度実施に向けて、国の動向を注視するとともに、保育ニーズの動向、保育現場の状況も勘案した上で想定される課題を分析していきます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0	24	23	23	23
	確保方策（提供量）	0	24	24	24	24
1歳児	量の見込み	0	31	30	30	29
	確保方策（提供量）	0	31	31	31	31
2歳児	量の見込み	0	32	31	30	30
	確保方策（提供量）	0	32	32	32	32

(18) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後の間もない時期に、医療機関等での短期入所（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型、又は利用者の自宅での居宅訪問（アウトリーチ）型による産婦等の心身のケアや育児に対する相談支援を行うもので、市と産後ケア実施機関と連携して母子支援を行う事業です。

【実績】

（人日・箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	31	93	199	451	728
市内実施箇所数	4 箇所	6 箇所	6 箇所 居宅訪問型：1 団体	8 箇所 居宅訪問型：1 団体	12 箇所 居宅訪問型：1 団体

【今後の方向性】

利用者支援事業及び妊婦等包括相談支援事業と連携し、引き続き国の動向も注視しながら事業の在り方を検討します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日・箇所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,158	1,158	1,158	1,158	1,158
確保方策	1,158	1,158	1,158	1,158	1,158
市内実施箇所数	12 箇所 居宅訪問型：1 団体	12 箇所 居宅訪問型：1 団体	12 箇所 居宅訪問型：1 団体	12 箇所 居宅訪問型：1 団体	12 箇所 居宅訪問型：1 団体

第6章 計画の推進

1 市民及び関係機関等との連携

(1) 地域の人材との連携

少子化や核家族化の進行とともに地域の人間関係の希薄化傾向により、子どもが多様な大人と触れ合って様々な経験をする機会が減少しています。一方で、子育てに不安を感じる保護者は増加していることから、子育て世帯の孤立を防いで、地域社会全体で子どもの育ちと子育て世帯を支える意識の醸成が重要になっています。身近な地域において子育て中の保護者が支えられていると感じられるように、子育て経験者をはじめとする、地域の様々な人材との連携を図り、子どもと保護者を見守り、支える体制づくりを進めます。

(2) 関係機関等との連携

すべての子どもの豊かな育ちと保護者を社会全体で支援していくためには、行政のみならず、就学前教育・保育施設、小中学校、その他の妊娠・出産から子育てにかかわる様々な関係機関等が横断的に、また年齢の切れ目なく連携する体制が必要です。

また、本計画に掲げる施策は、法律や制度に基づくものもあるため、国や大阪府との情報共有や連携も必要です。

本計画の実施にあたっては、子どもや家庭の状況に応じて必要な情報共有を行い、効果的な連携につながるような関係機関等との協力関係を構築します。また、家庭・地域・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子どもの最善の利益につながる施策を計画的・総合的に推進します。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を実効的に推進するため、庁内関係部署に対して具体的施策の進行状況に関する調査を定期的に実施します。その結果を毎年度、「寝屋川市子ども・子育て会議」に報告し、施策の実施状況についての点検、評価を行い、改善点については所管課と協議して、取組への反映に努めます。これら一連の施策の進捗管理について広く市民に公表します。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」に大きな差異等が生じた場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



寝屋川市 第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：寝屋川市 こども部こどもを守る課
〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号
電話：072-838-0134 F A X：072-839-6767